

CSW55 公式文書

国際婦人年連絡会国際・開発委員会訳

E/CN.6.2011/1

注釈つき暫定議事と作業組織案

1. 役員選出
2. 議事及びその他の組織上の問題の採択
3. 第4回世界女性会議と「女性 2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会のフォローアップ
 - (a) 重大問題領域の戦略目標と行動及び更なる行動とイニシアティブの実施
 - (i) 優先テーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性とのアクセスと参画
 - (ii) 見直しテーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃
 - (b) 新たな問題、傾向及び女性の状況または男女間の平等に悪影響を及ぼす問題への新たな取組
 - (c) ジェンダーの主流化、状況及びプログラムの問題
4. 女性の地位に関する通報
5. 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ
6. 第56回婦人の地位委員会のための暫定議事
7. 第55回婦人の地位委員会報告書の採択

注釈

1. 役員選出

経済社会理事会の機能委員会の手続き規則 15 に従い、また、理事会決議 198/21 と決定 2002/234 に従って、2009年3月13日の第54回委員会の第1回会議で、婦人の地位委員会は、拍手喝采により、Armen Martirosyan(アルメニア)を議長に、Leysa Sow(セネガル)、Roberto Storaci(イタリア)、足木孝(日本)を第54回・55回委員会の副議長に選出した。2009年10月14日の第54回委員会の第2回会議で、Armen Martirosyan の辞任に続き、委員会は、拍手喝采で、Garen Nazarian(アルメニア)を第54回・55回委員会の議長に選出した。委員会は、第54回・55回委員会の副議長に、Julio Peralta(パラグアイ)も選出した。

Robert Storaci(イタリア)、Julio Peralta(パラグアイ)

イ)、足木孝(日本)の辞任に続いて、委員会は、2010年3月12日の第55回委員会の第1回会議で、拍手喝采により、Filippo Cinti(イタリア)及び Maria Luz Melon(アルゼンチン)を第55回委員会の副議長に選出した¹。

2011年2月22日の第1回会議で、委員会は、アジア諸国グループにより指名された木村徹也(日本)を副議長に選出し、副議長の1人を委員会の報告者としても務めるよう指名することを要請される。

経済社会理事会決議 2009/16 に従って、第54回委員会は、経済理事会決議 1983/27 に従って設立された通報作業部会に、第54回・55回委員会で務める5名の委員を任命した。

2. 議事とその他の組織上の問題の採択

手続き規則 7 は、委員会は各会期の初めに、暫定議事に基づいてその会期の議事を採択するものと規定している。

第55回委員会の暫定議事と公式文書は、経済社会理事会決定 2010/233 によって承認された。

第55回委員会の準備は、作業方法に関するその合意結論 1996/1 と経済社会理事会決議 2006/9 と 2009/15 に従って行われた。従って、委員会ビューローは、会期の組織と作業方法を検討するために関心のあるすべての代表団との非公式ブリーフィングと協議のみならず、いくつかの会議を開催した。

過去の慣行に従って、一般討論中の委員会の委員国とオブザーヴァー国の代表団の代表によってなされるステートメントは5分に限られ、代表団のグループのためになされるステートメントは10分に限ることとする。NGOの発言は、地理的バランスを考慮して、一般討論とパネル討論に統合されることも勧められる。

システム全体にわたる統合力に関する決議 64/289 によって、総会は、混合機関として、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) を設立した。UN Women は、国連婦人開発基金と国際女性調査訓練研修所のみならず、ジェンダー問題女性の地位向上特別顧問事務所、

¹ 第55回委員会委員国のリストは、本文書の付録に含まれている。

事務局女性の地位向上部の既存のマネートと機能を整理統合し、事務局として機能し、国レベルでの事業活動も行う。

同じ決議の中で、総会、経済社会理事会及び婦人の地位委員会が、規範的支援機能のための多層的政府間ガバナンス構造となり、新しい機関 UN Women に規範的政策ガイダンスを提供し(パラ 57(a)を参照)、総会、経済社会理事会及び UN Women の執行理事会が、事業活動のための多層的政府間ガバナンス構造で、UN Women に事業活動の政策ガイダンスを提供する(パラ 57(b)を参照)ということも決定された。パラグラフ 57 では、総会が統合力、首尾一貫性、UN Women の作業の規範的側面と事業活動の側面との間の調整の必要性のみならず、具体的な結果に基づく報告メカニズムを設立する必要性を強調し、この点で以下を要請した:

(a) 婦人の地位委員会と UN Women の執行理事会がそれぞれの領域で統合力のあるガイダンスと方向性を提供するために、密接に協力すること。

(b) 経済社会理事会の 2010 年の会期が、委員会によって定められた全体的政策ガイダンスと執行理事会によって承認された事業活動戦略と事業活動との間の適切で具体的な連携を確立すること。

(c) UN Women の長が、UN Women の作業の規範的側面と委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関する年次報告書を委員会に提出すること。

公式文書

婦人の地位委員会への UN Women 事務局長による報告書(E/CN.6/2011/2)

3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

(a) 重要問題領域の戦略目標と行動及び更なる行動とイニシアティブの実施

高官ラウンドテーブル

決議 2006/9 の中で、経済社会理事会は、年次意見交換高官ラウンドテーブルが、優先テーマに関連してなされた以前の公約の実施に関連して、でき

る限り支持するデータを伴う結果を含め、経験、学んだ教訓、好事例を中心とすることを決定した。

第 55 回委員会の高官ラウンドテーブルは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含む教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画」を中心とする。

公式文書

婦人の地位委員会ビューロー・メモ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含む教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する高官ラウンドテーブルの討議ガイド(E/CN.6/2011/4)

優先テーマ

決議 2009/15 で、経済社会理事会は、委員会の今後の組織と作業方法案を支持した。従って、第 55 回委員会は、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含む教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画」というテーマを検討する。

見直しテーマ

経済社会理事会決議 2009/15 に従って、委員会は、女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する第 51 回委員会の合意結論の実施における進歩を評価する。

公式文書

完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/3)

完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等な参画の推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に特に重点を置く、国内政策とプログラムの開発・実施・評価へのジェンダーの視点の主流化における進歩に関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/5)

(b) 新たな問題、傾向、女性の状況または男女間の平等に悪影響を及ぼす問題への新たな取組

決議 2006/9 で、経済社会理事会は、ジェンダーの

視点にますます注意を払うことが必要な国連内の計画されている活動のみならず、世界・地域レベルの開発を考慮に入れて、地域グループを通してすべての国々と相談して、各会期に先立って、委員会が検討する新たな問題を明らかにするよう委員会ビューローに要請した。

相談に続いて、ビューローは、委員会が新たな問題(未定)に関する意見交換専門家パネルを開催することを決定した。

(c) ジェンダー主流化、状況及びプログラムの問題

優先テーマに特に重点を置いた国内政策とプログラムの開発・実施・評価へのジェンダーの視点の主流化における進歩

決議 2006/9 で、経済社会理事会は、優先テーマに特に重点を置いた国内政策とプログラムの開発・実施・評価へのジェンダーの視点の主流化において遂げられた進歩に関する報告書を毎年委員会に提出するよう事務総長に要請した。

パレスチナ女性の状況と支援

パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2010/5 で、経済社会理事会は、ナイロビ将来戦略、特にパレスチナの女性と子どもに関するパラグラフ 260、北京行動綱領及び第 23 回特別総会の成果の実施に関して、監視を継続し、行動を取るよう委員会に要請した。状況の見直しを継続し、あらゆる手段を用いてパレスチナ女性を支援し、決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済社会委員会によって提供される情報を含め、第 55 回委員会に報告書を提出するようにも事務総長に要請した。

女性・女兒・HIV とエイズ

決議 54/2 で、委員会は、女性・女兒・HIV 及びエイズに関連して取られた促進行動に重点を置いて、女性と女兒のウェルビーイングに与えるインパクトを評価する目的で、決議の実施に関して第 55 回委員会に報告するよう事務総長に要請した。

女性の人権に関する合同作業計画

婦人の地位委員会決議 39/5、人権委員会決議 1997/43 及び人権理事会決議 6/30 に従って、UN

Women と国連人権高等弁務官事務所の合同作業計画に関する報告書が婦人の地位委員会に提出される。

女性に対する暴力

女性に対する暴力を撤廃する際の国連婦人開発基金の役割に関する決議 50/166 で、総会は、女性に対する暴力を撤廃する国内・地域・国際行動を支援する信託基金の設立に関する情報をその定期報告書に含め、そのような情報を婦人の地位委員会に提供するよう基金に要請した。

女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の根絶

決議 54/5 で、委員会は、世界ワクチン予防接種同盟、HIV/エイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金、妊産婦・新生児・子ども保健のためのパートナーシップのような民間セクターと市民社会の代表のみならず、世界銀行を含めた関連国連基金・計画・機関・事務所による口頭でのブリーフィングと意見交換討論を含め、予防できる妊産婦死亡と罹病及び女性のエンパワーメントに関する専門家パネル討論会を開催することを決定した。

女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約第 21 条 2 項に従って、女子差別撤廃委員会の報告書が、情報提供のために委員会に伝えられる。第 44 回・45 回女子差別撤廃委員会の報告書(A/65/38)が、委員会に提出される。第 46 回・47 回・48 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモも委員会に提出される。

プログラムの問題

2012 年から 2013 年までの UN Women の作業計画案に関する事務局メモが委員会に提出される(第 65 回の決議による)。

公式文書

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/6)

女性・女兒・HIV とエイズに関する事務総長報告書(E/CN.6/2011/7)

UN Women と国連人権高等弁務官事務所との合同作業計画に関する事務総長報告書

(A/HRC/16/33-E/CN.6/2011/8)

女性に対する暴力を撤廃するための基金の活動に関する国連婦人開発基金の報告書を伝える事務総長メモ(A/HRC/16/34-E/CN.6/2011/9)

情報文書

第 44 回・45 回女子差別撤廃委員会報告書
(A/65/38)

2012 年から 2013 年までの UN Women の作業計画案に関する事務局メモ(E/CN.6/2011/CRP.1)

第 46 回・47 回・48 回女子差別撤廃委員会の結果を伝える事務局メモ(E/CN.6/2011/CRP.2)

4. 女性の地位に関する通報

決議 76(V)で、経済社会理事会は、委員会が女性の地位に関連する通報を受け取り、検討するための手続きを確立した。決議 304(XI)で、理事会は、決議 76(V)を修正して、委員会の各会期前に、それぞれの通報の実体の短い説明を含む機密・非機密の通報のリストを作成するよう事務総長に要請した。

決議 1983/27 で、理事会は、女性の地位に関する機密・非機密の通報を検討する委員会のマンデートを再確認し、そのような通報を検討し、委員会のためにそれについての報告書を準備する作業部会を任命する権限を委員会に与えた。

決議 1993/11 で、理事会は、そのような通報によって明らかにされた女性差別の新たな傾向とパターンに関して理事会に勧告する権限を委員会が持つことを再確認した。

決定 2002/235 で、理事会は、委員会の通報手続きをより効果的・効率的にするために以下を決定した：

(a) 委員会が議事を採択する 3 日前に事務局が報告書を出すことができるようにするために委員が集まることができるように、第 47 回会期から、委員会は各会期に次期会期のための女性の地位に関する通報作業部会の委員を任命することとする。

(b) 事務総長に以下を要請すること：

(i) 各国政府に委員会によって検討される各国に関係するそれぞれの通報について知らせ、作業部会によるそのような通報の検討前少なくとも 12 週間を各国に与えること。

(ii) 作業部会の委員が委員会による調査のための報告書を準備する際に考慮に入れるために、もしあれば各国政府からの回答を含め、通報のリストを前もって受け取ることを保障すること。

決議 2009/16 で、経済社会理事会は、第 47 回会期から、委員会が 2 年間の任期で女性の地位に関する作業部会の委員を任命することを決定した。

公式文書

女性の地位に関する機密の通報のリストを伝える事務総長メモ(E/CN.6/2011/SW/COMM. LIST/45/R 及び Add.1)

5. 経済社会理事会決議・決定のフォローアップ

経済社会理事会の政策提言のフォローアップに関する理事会議長からの書簡が委員会に提出される。

経済社会理事会決議 2001/27 に従って、機能委員会は、理事会の年次高官セグメントに簡潔で行動志向のインプットを提供するよう勧められる。2011 年の年次閣僚見直しで、理事会は「教育に関する国際的に合意された目標と公約の実施」というテーマを検討する。2011 年の年次閣僚見直しへの委員会のインプットに関して、事務局メモが委員会に提出される。

公式文書

婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会議長からの 2010 年 11 月付けの書簡(E/CN.6/2022/10)

教育に関する国際的に合意された目標と公約の実施に関する事務局メモ(E/CN.6/2011/11)

6. 第 56 回婦人の地位委員会の暫定議事

理事会の機能委員会の規則 9 に従って、検討のために提出される文書のリストを含め、第 56 回委員会の暫定議事案が委員会に提出される。

7. 第 55 回委員会の報告書の採択

理事会の機能委員会の手続き規則 37 に従って、委員会は、第 55 回委員会の作業に関する報告書を理事会に提出する。

付録

第 55 回婦人の地位委員会委員国(2011 年)

(45 委員国: 4 年任期)

委員国	任期満了年
アルゼンチン	2014
アルメニア	2011
アゼルバイジャン	2011
バングラデシュ	2014
ベラルーシ	2013
ベルギー	2011
カンボディア	2011
中央アフリカ共和国	2014
中国	2012
コロンビア	2013
コモロ	2014
キューバ	2012
ドミニカ共和国	2012
エルサルヴァドル	2014
エリトリア	2012
ガボン	2011
ガンビア	2014
ドイツ	2013
ギニア	2013
ハイティ	2013
インド	2012
イラク	2013
イスラエル	2013
イタリア	2013
日本	2013
リビア	2014
マレーシア	2014
モーリタニア	2013
モンゴル	2014
ナミビア	2011
ニカラグア	2013
ニジェール	2011
パキスタン	2011
パラグアイ	2011
フィリピン	2014
韓国	2014
ロシア連邦	2012

ルワンダ	2013
セネガル	2012
スペイン	2011
スワジランド	2014
スウェーデン	2012
トルコ	2011
米国	2012
ウルグアイ	2014

作業組織案

時	議事項目	プログラム
2月22日(火) 10a.m.	項目 1 役員選出 項目 2 議事及びその他の組織上の問題 項目 3 第4回世界女性会議及び「女性 2000 年:21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ	開会ステートメント 報告書の紹介 一般討論
3p.m.	項目 3(a)(i) 重大問題領域の戦略目標と行動及び更なる行動とイニシアティブの実施: 優先テーマ: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画	優先テーマに関してなされた以前の公約の実施に関連して、可能な限り支持するデータを伴った結果を含め、経験・学んだ教訓・好事例に関する高官ラウンドテーブル(2 つの並行会議)
2月23日(水) 10a.m.	項目 3(a)(i)(継続)	ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含む科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する意見交換専門家パネル
3p.m.	項目 3(c) ジェンダー主流化、状況、プログラムの問題 項目 3(a)(i)及び(c)(継続)	ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発: 完全雇用とディーセント・ワークへの女性のアクセスの推進を含む教育・訓練への女性と女兒のアクセスと参画に関する意見交換専門家パネル
2月24日(木)		

10a.m. 3p.m.	項目 3(継続) 項目 3(継続)	一般討論 一般討論
2月25日(金) 10a.m. 3p.m.	項目 3(a)(ii)重大問題領域の戦略目標と行動及び更なる行動とイニシアティブの実施: 見直しテーマ: 女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃 項目 3(a)(i)(継続)	女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する合意結論の実施における進歩を評価する意見交換対話 合意結論(非公式折衝)
2月28日(月) 10a.m. 10a.m.(並行して) 3p.m.	項目 3(継続) 項目 3(a)(i)(継続) 項目 3(継続)	一般討論(継続) 合意結論(非公式折衝) 合意結論(非公式折衝)
3月1日(火) ² 10a.m. 3p.m.	項目 3(b)新たな問題、傾向、女性の状況または男女間の平等に悪影響を及ぼす問題への新たな取組 項目 3(継続)	新たな問題「ジェンダー平等と持続可能な開発」に関する意見交換専門家パネル 予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶及び女性のエンパワメントに関する専門家パネル討論会
3月2日(水) 10a.m. 3p.m.	項目 3(a)(i)(継続) 項目 4 女性の地位に関する通報 項目 3(a)(i)(継続)	合意結論(非公式折衝) 女性の地位に関する通報作業部会の報告を検討する非公開会議 合意結論(非公式折衝)
3月3日(木) 10a.m. 10a.m.(並行して) 3p.m.	項目 5 経済社会理事会決議と決定のフォローアップ 項目 3(a)(i)(継続) 項目 3(a)(i)(継続)	導入と討議 決議案の紹介 合意結論(非公式折衝) 合意結論(非公式折衝)
3月4日(金) 10a.m. 3p.m.	項目 3(継続) 項目 3(継続) 項目 6 第 56 回委員会の暫定議事 項目 7 第 55 回委員会報告書の採択	決議案の採択 決議案の採択 第 56 回委員会の暫定議事の採択 報告書の採択 第 55 回委員会の閉会 ³

(房野 桂訳)

² 決議案提出期限は 3 月 1 日午後 3 時。

³ 経済社会理事会決定 2002/234 に従い、第 55 回委員会閉会直後に、委員会は、理事会機能委員会の手続き規則 15 に従って、議長及びその他のビューロー・メンバーを選出するという目的のためにのみ、第 56 回委員会の第 1 回会議を開催する。

E/CN.6/2011/2

ジェンダー平等と女性のエンパワメント のための国連機関事務局長報告書

I. 背景と序論

1. 決議 64/289 で、総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN-Women)を設立した。総会は、機関の作業の規範的側面と決議のパラグラフ 67(c)で委員会によって提供された政策ガイダンスの実施に関する年次報告書を婦人の地位委員会に提出するよう UN-Women の長に要請した。本報告書は、その要請に従って提出されるものである。

2. 筆者は、ほんの今から 2 カ月少し前にこの責任を引き受けたので、本報告書は、UN-Women を決議 64/289 で加盟国によって述べられた期待に完全に応えることができる機関にすることを目的とする 2 つの領域を中心とする。最初の領域は、UN-Women の筆者のヴィジョンと戦略的方向性の策定を中心とし、第 2 の領域は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進するという総会によって任された追加の役割も統合するダイナミックで革新的な構造に以前の 4 つの事務所を整理統合するに必要な重要かつ行政的・制度的改革を中心とする。筆者の委員会への今後の報告書は、部門的・テーマ別政府間機関とプロセスにわたってジェンダー平等の側面への注意を強化するために、どのように UN-Women がジェンダーに特化した政府間プロセスと作業を支援するかに関して詳しく説明する予定である。報告書は、特に国内レベルで、そういった努力における関連関係者との協力と調整に関して委員会によって提供された政策ガイダンスの様々なレベルでの実施に対する UN-Women の具体的な支援も討議することになる。

II. UN-Women のヴィジョン、戦略的方向性及びガバナンス

3. 2010 年という年は、国際的に合意された目標に到達し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための世界的政策枠組みを実施する際に遂げられた進歩を評価する多くの重要な機会を提供した。これらすべてのことが、緊急に必要とされる

行動への重点を維持することに貢献したが、法律上の女性の権利と実際のその享受との間、女性のエンパワーメントのための既存の政策や戦略とその実際の実施との間、運動場を平らにし(不平等のない環境を整え)、女性が権利と機会と資源を十分活用し、平等なパートナーとして開発のあらゆる側面に貢献するようエンパワーするという多くの公約と具体的行動との間のギャップを埋めるためにもっと多くのことをする必要があり合意がある。

4. UN-Women の設立は、特に調整力と統合力、権威と位置、説明責任、人的資源と財源の領域における根強いジェンダー差別への国連システムの対応におけるギャップと課題を認めたことである。来る年月における私たちの作業は、国連システムが全体としてジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現の促進に断固として貢献することを保障するために、これらギャップを狭め、究極的にはなくすことを目的とする。

5. 国連憲章に書かれている平等のビジョンに基づく UN-Women のミッションは、女性と女兒に対する差別を撤廃し、女性をエンパワーし、開発のパートナーとして、また受益者としての男女間の平等、人権、人道的行動、平和、安全保障を達成するために活動することである。これら努力の中心に女性の人権を据えて、UN-Women は、ジェンダー平等とジェンダー主流化に関する公約を世界中で行動に変えることを保障するために、国連システムの努力を指導し、調整する。UN-Women は、ジェンダー平等のための国内メカニズム、市民社会、その他の関連行為者との効果的なパートナーシップを築き、加盟国の優先事項と努力を支援して、強力で統合力のある指導力を提供する(A/65/588 を参照)。

6. 筆者は、UN-Women の今後の戦略を開発するために、すべての関係者が関わる協議プロセスに乗り出したところである。この戦略の顕著な特徴は、設立決議に沿うものである。この戦略は、世界の政府間プロセスに提供される規範的支援と国レベルで各国パートナーに提供される技術的・テーマ別助言との間の統合力を強化し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する指導力、調整力、説明責任、及び国連システム全体にわたるジェンダー主流化への支援を強化して、各国の優先事項に沿って、国レベルでの加盟国への支援を拡大することを中心とする。

7. この戦略的方向性に対して UN-Women を準備

させるために、筆者は、4つの直接的仕事を中心に行っている。第一に、2011年1月1日までに UN-Women を事業活動ができるようにし、この新しい機関を新しいアイデンティティとビジョンになじませるに必要な努力である(次のセクションも参照)。これには、必要性が最大であるところに期待に沿った結果を出し、加盟国からの支援の要請に応えることができるように、現地での UN-Women の能力を強化することに早くから重点を置くことが含まれる。筆者の第二の優先事項は、国内から世界レベルに至るまでの協働とジェンダー平等の公約の実施を促進するために全国連システムから加盟国への調整された支援のための効果的な枠組みを設置するために、国連システムの諸機関と相談することである。筆者の三番目の優先事項は、ジェンダー平等のための国内メカニズム及び世界中の国々の女性団体とネットワークを含め、UN-Women 設立を提唱した多くの支持基盤に関わることである。これら関係者の考えは、期待を明確にし、UN-Women の今後の戦略的取組の優先事項を決める際に極めて重要である。筆者の四番目の優先事項は、UN-Women が国内レベルで必要な支援を提供できるように、できるだけ速く堅固で予見できる資金基盤を得ることを保障することである。この目的で、筆者は加盟国に援助を求めており、UN-Women が既存の公約と野心を女性の女兒のための現実の変革に変えるために必要な投資をすることができるように、新たな資金を確保するための新しい、革新的なパートナーシップを築くことも目的としている。

8. 総会は、事務局のジェンダー問題・女性の地位向上特別顧問事務所と女性の地位向上部、国連婦人開発基金と国際婦人調査訓練研修所の既存のマンデートと機能を UN-Women に整理統合し、委譲した。総会は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業における国連システムの指導・調整・説明責任の推進という UN-Women の追加の役割を強調した。混合機関として、UN-Women は、事務局として機能し、国レベルで事業活動も行う。

9. UN-Women のガバナンスの取り決めは、この混合機関の性質を反映している。つまり、総会、経済社会理事会、婦人の地位委員会が、規範的支援機能のための多層的政府間ガバナンス構造を構成し、UN-Women に規範的政策ガイダンスを提供する。総会、経済社会理事会、UN-Women の執行理事会が、事業活動のための多層的政府間ガバナンス構造を構成し、UN-Women に事業活動の政策ガイダンスを提供する。

10. UN-Women は、北京宣言と行動綱領及び関連する国連文書、基準、決議の幅広い枠組みの中で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界レベルの政府間プロセスを支援し続ける。UN-Women は、必要に応じて継続中の問題や新たな問題に関する政府間討議を支援して、加盟国により明らかにされる問題に関してその専門知識を維持し、深める。同時に、UN-Women は、女性と女兒の生活に具体的変革をもたらすその公約を果たす国々の努力を支援する。UN-Women は、それが政府間プロセスに提供する規範的支援と国内レベルでのパートナーへの事業活動の支援との間の統合力を強化するようにも務める。これら相互に支援的なマニフェストと機能を女性と女兒のための具体的な変革に変えることは、直近の未来における UN-Women の主要な仕事となる。

III. UN-Women を事業化することに向けて取られた手段

11. 以前の機関を統合力のある結果主導の機関に融合するプロセスは、2010年から2011年を通して続く。移行には、4つの機関のマニフェスト、機能、資産を一つに統合すること、加盟国及びその他の関係者の期待に応える革新的で統合力のある制度的設立、2011年のUN-Womenの予算案の関連政府間機関による見直しと承認の双方が含まれる。

12. UN-Women の移行と変革管理プロセスが進行中であり、筆者は、UN-Women と新しい作業ユニットの設立にスタッフを移すという点で、2010年末までのかなりの進歩を期待している。事務総長の報告書(A/65/531)に示されているように、UN-Women の作業は、強力な有機的な連携を持つ2本の主要な実体的柱に基づくことになる。これら柱は、政府間支援、国連の調整及び戦略的パートナーシップと政策・プログラム活動である。この構造は、一方では、テーマ別専門家を作業ユニットに整理統合し、他方では、規範的支援機能を国レベルでの事業活動のための技術的・テーマ別提言の提供と統合するための基礎となる。結果として生じる相乗作用は、現地からの具体的な前進、学んだ教訓、好事例で規範的支援作業を豊かにし、事業活動を通して、政府間公約のより組織的なフォローアップと実施を伴った支援とに繋がるものと期待されている。上級レベルの地位は、広報の途上にあり、筆者は、第55回委員会で上級管理チームが設置されることを楽しみにしている。

13. その混合機関の性質に沿って、UN-Women の資金提供は、2つの主要な筋から出てくる。つまり、規範的政府間プロセスに役立つために必要な資金は、通常予算から資金提供され、総会によって承認される。あらゆるレベルで事業活動の政府間プロセスに役立つために必要な資金は、任意の寄付によって資金提供され、執行理事会によって承認される。

14. 事務総長は、第65回総会による承認を求めて、通常予算のための行政取り決めの選択肢を含め、UN Women の規範的支援機能のための2010年から2011年までの2年間のために承認された通常予算資金の利用の改定案を提出した(A/65/531)。総会によって取られた行動に関する最新情報は、第55回委員会に口頭で提供される。UN-Women の設立から生じた2010年から2011年までの戦略枠組みの変更は、確立された手続きに従って、2012年から2013年までの2年間の戦略枠組みの見直しの時期に、プログラム・調整委員会に提出される。

15. UN-Women の執行理事会は、2010年11月10日に、経済社会理事会によって選出され、その組織立ち上げセッションは、12月15日に行われることが計画されている。その時に理事会によって取り上げられることになっている問題の中に、その他の組織上の問題と並んで、手続き規則案がある。理事会の第1回定期セッションは、2011年1月24日から26日に行われる。設立決議で要請されているように、筆者は、2011年の第1回定期セッションで理事会に2010年から2011年までの2年間の支援予算のための任意の資金の利用案を提出することになっている。筆者は、2011年6月の第2回定期セッションに、2011年から2013年までのUN-Women の戦略計画を理事会に提出するつもりである。戦略計画の開発を予想して、筆者は、「ビジョンと100日間の行動計画」を準備しているが、これはUN-Women が世界的なリーダーシップを取るものと筆者が信じている優先領域の表示を提供する。

16. 上記UN-Women の2011年度予算案は、総会決議に述べられている要件に応えるに必要な最低限の基本的能力を備えることを目的としている。UN-Women 設立のタイミングに照らして、通常予算資金と任意の寄付それぞれの利用案は、以前の4つの機関の承認された戦略枠組みに基づいている。

17. 筆者は、UN-Women のマンデートの効果的実施を確保するために、異なった国・地域の予定で必要とされる特別な能力を決めるための基礎を提供する現地能力評価訓練も始めている。この評価は、UN-Women が、特に政府間機関によって生み出される規範的ガイドラインと国レベルで各国パートナーに提供される事業活動支援との間の統合力を強化するために必要な能力と国連システムの調整力と統合力を強化するために必要な能力を明確にする助けとなる。

IV. 結論

18. UN-Women の設立は歴史的である。素早い目に見える結果に対するすべての関係者の期待の程度は極めて高い。成功には、UN-Women 自身の努力に加えて、多くの人たち---国連システムの諸機関と市民社会---のコミットメントと寄付が必要である。

19. 委員会は、今やそれぞれの領域で統合力のあるガイダンスと方向性を提供するために UN-Women の執行理事会と密接に協力するよう総会によって要請されているので、この委員会の継続する役割は、更なる側面を持つことになる。そのような相互作用は、あらゆるレベルで、世界中の女性と女兒の利益のために、既存及び今後の政府間目標とコミットメントと及びその効果的実施との間のギャップを埋めることに貢献することを目的にするべきである。

(房野 桂訳)

E/CN.6/2011/3

完全雇用とディーセント・ワークへの 女性の平等なアクセスの推進を含めた 教育・訓練・科学・技術への 女性と女兒のアクセスと参画

事務総長報告書

概要

本報告書は、知識と技術の習得に関して、女性と女兒の科学・技術及び科学・技術生産へのアクセスと参画を調べるものである。ジェンダーの視点から科学・技術の内容も評価し、婦人の地位委

員会による検討のための勧告も提供する。

I. 序論

1. 経済社会理事会決議 2009/15 に従って、第 55 回婦人の地位委員会は、優先テーマとして、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等な参画の推進を含めた女性と女兒の教育・訓練・科学・技術へのアクセスと参画」を検討する。このテーマの詳細な分析ができるように、本報告書は、科学・技術教育と雇用を含め、科学・技術のジェンダー平等問題をカヴァーする。女性の教育と訓練及び雇用との間の関連性は、国の政策とプログラムにおけるジェンダーの視点の主流化における進歩も見直し、理事会決議 2006/9 に含まれている決定にも応える事務総長の二番目の優先テーマに関する報告書(E/CN.6/2011/5)で対処される。両報告書は、優先テーマの委員会での検討へのインプットとして役立つ。

2. 本報告書は、とりわけ、国連教育科学文化機関(UNESCO)との協働で、今では UN-Women の一部である国連事務局の女性の地位向上部によって開催された優先テーマに関する専門家グループ会議を土台としている。本報告書は、加盟国⁴によって提供された分析と例も組み入れ、婦人の地位委員会での検討のための今後の行動に対する勧告で締めくくる。

3. 最も広い意味で、「科学・技術」という用語は、自然科学、生物医学、工学、社会科学、人間科学を含むあらゆる分野の科学的活動をカヴァーする。「科学・技術」という用語は、普通はもっと狭義に、自然科学、工学、数学、コンピュータ学に関連する学術的・専門的学問並びにそういった活動から生じる知識、人工品、プロセスを言うために用いられている。本報告書は、後者の意味でこの用語を用いる。

4. 科学・技術は、例えば製品やプロセスによって代表される技術的前進と例えばマーケティングや組織的解決策を通じた非技術的改善の双方を含む革新とともにしばしば論じられる。科学、技術・革新は、生産性と競争力を改善し、従って経済成

⁴ アルゼンチン、ベラルーシ、ベルギー、ボリヴィア、ブルキナファソ、カンボディア、カナダ、中国、キプロス、デンマーク、ジブティ、エクアドル、エルサルヴァドル、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ジャマイカ、日本、レバノン、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、及びザンビア各国政府より寄稿を受けた。

長に貢献する。人、制度、インフラ、政策環境のような様々な決定要因が、新しい知識を生み出し、利用し、既存の知識を身につけ、適合し、普及する国の能力を決める。これら要素とその間の関連性が、国の革新のシステムを構成する⁵。

5. 科学、技術、革新は、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成を促進するツールともなる⁶。例えば技術は、貧困を根絶し、食糧の安全保障を達成し、病気と闘い、教育を改善し、気候変動の課題に応える努力を促進できる。例えば農山漁村の診療所に、ソーラー温水技術を備え付ければ、感染を予防し、妊産婦と子どもの死亡を減少させることに貢献できる。

6. 政府間レベルで、科学・技術・革新がどのようにジェンダー平等問題と相互関連するかを調べる努力が払われた。ジェンダー平等に関する世界政策---例えば北京行動綱領⁷、第23回特別総会の成果文書⁸、婦人の地位委員会の合意結論に定められている---には、いくつか科学と技術への言及が含まれている。ジェンダー平等問題は、国連教育科学文化機関によって開催された世界科学会議、他のパートナーとの協力での国際科学協議会、及び情報社会世界サミットの成果文書、並びに1995年に設立され、ジェンダー諮問理事会を持つ経済社会理事会の唯一の機能委員会である開発のための科学技術委員会⁹の決議で述べられている。開発途上国の女性科学者団体のような市民社会団体も、これら二つの問題の乖離を繋げることにかなりの貢献をしている。

7. これら努力にもかかわらず、ジェンダー平等と科学・技術は、あまりにもしばしば別個の問題とみなされ続けている。本報告書は、政策策定者が科学・技術・革新にジェンダーの視点を統合する際に重要な役割を担っていることを論じる。開発のために科学の可能性を十分に活用するために、各国政府は、女性に科学・技術知識とスキルに平

⁵ 教育と研究における革新と能力開発のための科学、技術、工学に関する事務総長報告書(E/C.16/2009/3)及び経済協力開発機関、2008年OECD科学・技術・産業アウトルック(パリ)を参照。

⁶ 国連ミレニアムプロジェクト、科学・技術・革新に関するタスクフォース、*革新: 開発に知識を適用する*(ロンドン、Earthscan、2005年)を参照。

⁷ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録II。

⁸ 総会決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

⁹ より詳しい討議のための完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含む教育・訓練・科学・技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する高官ラウンドテーブルのための討議ガイドに関する婦人の地位委員会ビューローによるメモ(E/CN.6/2011/4)を参照。

等なアクセスがあり、知識を開発し適用する際に女性が平等に参画し、研究の内容と技術開発と展開が男女双方のニーズに応えることを保障しなければならない。

II. 科学・技術教育への参画¹⁰

A. 科学・技術教育の利益

8. 科学・技術知識とスキルへの女性の平等なアクセスは、教育が基本的人権であるのだから、何よりも権利の問題である。教育の不可欠の部分である科学教育は、世界を理解し、健康を含め自分の生活の重要な側面に関連して情報を得た決定が下せるよう個人をエンパワーするツールを提供することによって、人間開発に貢献する。社会的レベルでは、科学教育は民主的参画を高める。つまり、多くの社会的議論が技術開発の危険と利益に関連している時代に、女性がもし国民として完全に参画するつもりならば、科学的・技術的識字者でなければならない。

9. 女性が科学・技術知識とスキルを身につけることを保障することは、経済的にも絶対に必要である。世界経済はますます知識に牽引されているので、国々には更なる研究と開発を行う科学者や工学者のみならず、技術を適用できる労働者の大きな基盤が必要である。女性の能力を伸ばすことは、この仕事を行うために利用できる人的資源のプールを広げることになる。多くの国々は、若者がますます科学に興味を失っていることと相俟って¹¹、科学・技術の専門家の不足に直面しているので、これは一層重要なことである。さらに、環境の懸念が、いわゆるグリーン・ジョブの成長に繋がっているが、その多くは、科学または技術の堅固な教育的背景を必要とする。

10. 女性は、普通、生産的な仕事と家事責任からコミュニティの管理活動に至るまで、広範で多様な仕事に対して責任を持っている。その科学的・技術的能力を築くことは、女性がこれらの仕事をもっとうまくもっと効率的に行う助けとなる。例えば、女性の伝統的な役割が主たるケアの提供者の役割であるという事実は、女性が病気の科学的

¹⁰ 他に表示がなければ、提供された情報が加盟国から受け取った報告書へのインプットとなる。

¹¹ Peter J. Fensham、「科学教育の政策策定: 11のあたらな問題」(パリ、UNESCO、2008年)及びS. SjebergとC. Schreiner、「ROSEプロジェクト: 概観と重要な結果」(オスロ、オスロ大学、2010年3月)を参照。

根拠を理解していることを特に重要なものとし、従ってそのような知識が感染症の蔓延を予防し、抑制するために重要である。技術訓練は、女性がコンピュータを使い、農産物加工で用いられているような労働節約型設備を操作する助けともなる。

B. 遂げられた進歩と残るギャップ

11. 過去数十年で、女兒の基礎教育を拡大する際に大きな進歩が遂げられた。学校に通うことは、識字と算数のスキル、科学的知識、技術的能力を身につけるための前提条件である。初等・中等教育への女兒の参画を高めることは、従って、科学教育への平等なアクセスを確保することに向けた第一歩である。さらに、多くの子どもたちが基本的な識字や算数のスキルを欠いたまま学校を卒業するので¹²、教員の訓練を通して、教育の質を改善することに、今ますます注意が払われている。小学校教員は、子どもたちに初めて科学を紹介することになるのだが、科学の科目とそれをどう教えるかについての知識が限られているかも知れないので、小学校教員にもっとうまく科学の訓練を施すことが特に重要であるかも知れない¹³。

12. 小学校・中学校では、数学と科学は必須科目であるが、高等学校は、しばしば、女兒と男児を異なった方向に向かわせるかも知れない専門コースや選択コースを導入している。科学教育関連性(ROSE)プロジェクトによれば、特に開発途上国では、15歳の女兒は男児ほど科学の授業を好まない。この年齢では、女兒は科学者としてのキャリアを男児ほどは望まず、ましてや技術系の仕事を望む者はほとんどない。しかし、開発途上国の女兒は、先進国の女兒よりもそのような職業に就く熱意を示している¹⁴。

13. 高等教育レベルでは、女性の科学・技術分野への参画を前進させる際に進歩が遂げられた。下の表で証明されるように、女性は今では科学の小分野、特に生命科学で圧倒的に数が多い。しかし、一般的にコンピュータ学では依然として数が少ない。さらに、女性は科学ほどに工学にはまだ食い込んでいない。2007年に、女子学生の世界平均の割合は、工学、製造、建設では21%であった

¹² 2010年EFA世界監視報告書: 周縁化された人々に届く(パリ、ユネスコ及びオックスフォード、オックスフォード大学出版、2010年)。

¹³ Fensham, 「科学教育政策策定」。

¹⁴ 2004年から2007年までに33カ国と小地域で収集されたデータに基づく。

15. さらに、世界及び地域のデータは、国による大きな隔たりを覆い隠すこともある。例えば、工学の点では、日本とウズベキスタンの12%、カンボディアの5%に比して、ウルグアイでは女性が49%、モンゴルでは49%である¹⁶。

2008年の地域別76カ国の科学分野の女性大学卒業生の割合(%)

地域	科学	生命科学	自然科学	数学・統計	コンピュータ
アラブ諸国	51	73	61	59	33
中・東欧	47	70	54	53	29
中央アジア	53	68	44	60	39
東アジア・太平洋	48	60	58	62	29
ラ米カリブ海	41	67	51	53	31
北米・西欧	40	60	43	48	21
南西アジア	*	*	*	*	*
サハラ以南アフリカ	*	*	*	*	*

出典: ユネスコ統計データベース研究所、2010年世界教育ダイジェスト: 世界教育統計比較で引用。

*低回答率のため地域平均不明。

14. 技術・職業教育と訓練に関する性別データの欠如は、女性が科学能力を身につける機会を提供する程度を評価することを難しくしている。しかし、利用できる証拠は、正規の場でも・非正規の場でも、職業教育は普通技術系科目の領域では女性の数が少なく¹⁷、強いジェンダー分離を特徴としていることを示している。国の中には、状況がゆっくりと変化しているところもある。例えばカナダでは、10名の技術習得者中女性は1人という割合だが、ビル建設、自動車、重設備の修繕のような職への女性の参画は近年増加している。

C. 科学・技術を女兒に魅力あるものにする

15. 科学・技術分野での女性の数の少なさは、各国政府、学界、民間セクター、NGOを含めた多くの関係者にとって懸念の問題であり、その原因を理解し、解決策を明らかにするために多くのことがなされている。国々の中には、70以上のパートナーを巻き込んでいるドイツの数学・情報科学・自然科学・技術キャリアの女性のための国内パクトのような包括的な国内戦略を採用しているところ

¹⁵ 2010年EFA世界監視報告書。

¹⁶ ユネスコ統計研究所、2010年世界教育ダイジェスト: 世界の教育統計を比較する(モントリオール、カナダ、2010年)。

¹⁷ M. Harlt, 「技術・職業教育と訓練(TVET)と貧困削減のためのスキル開発---農山漁村女性は利益を受けているのか?」(2009年)、ローマ、2009年3月31日・4月2日の農業と農山漁村開発のジェンダーの側面におけるギャップ、傾向、現在の調査: 貧困から抜け出す様々な道に関する国連食糧農業機関(FAO)---国際農業開発基金 IIFAD)---国際労働機関(ILO)ワークショップで発表の論文。

ろもある。中国婦女連盟は、科学・技術の女性が直面する困難に関する調査の結果を可能な政策措置に変えるために、10の省庁と委員会と協力した。包括的な取組の必要性を認識して、オランダは、あらゆるレベルで科学・技術教育の学生の割合を増加させるために立案された教育プログラムを行う科学・技術プラットフォームを設立した。4つのプロジェクトは、特に女兒を中心としているが、このプログラムは、女兒と男児双方の選択や態度に注意を払っている。

16. 教育とキャリアの選択は、学生の成績と特定の科目の領域への関心とそれが好きかどうかを含め、様々な要因によって形成される。女兒に数学と科学の能力が欠けているという広く信じられていることの根拠はほとんどない。国際テストは、平均して、科学の成績にジェンダーの差異はないことを示しているが、数学に関する証拠はまちまちである¹⁸。しかし、多くの国々で、人々は依然として男性を数学と科学に関係づけ、女性を人文科学とケア関連の分野に関連づけている。ジェンダー科学ステレオタイプと言われるこの信念は、時には無意識のものであり、科学・技術におけるジェンダー平等を支持する人々の間にも広まっているかもしれない。

17. 否定的なステレオタイプを付与されたグループのメンバーは、自分の成績を平均以下にし、過小評価する傾向がある---「ステレオタイプの脅威」として知られる現象。数学と科学において、ステレオタイプはこのように女兒と男児の成績や自己評価を上げたり下げたりする可能性があり、その結果これら学科への彼らの関心にインパクトを与える可能性がある¹⁹。ある国でジェンダー科学ステレオタイプが広がっていることが、8年生の科学と数学の成績のジェンダー差に関連していることを調査が示している²⁰。

18. ジェンダー・ステレオタイプは社会に浸透している。それらは、例えば家族の期待やメディアを通して様々な方法で課せられ、教育制度によって永続化されることもある。カリキュラムや教科書が、女性科学者の貢献を見逃し、ジェンダー問

題を無視するか、科学は男性の領域であるという学生の意見を確認する例やイメージを利用するかもしれない。先進国・途上国の多くの実験により証明されているように、教師に偏見があることもある。例えば、ある場合には一人の男児と関連づけ、他の場合には一人の女兒と関連づけたある学生についての同じ描写を与えられた153人の中国の科学教師のうち、71%は「男児」を良い学生と考えたが、「女兒」を良い学生とみなしたのはわずか20%であった²¹。

19. そのようなステレオタイプの根強さは、ジェンダー問題への教育職員の意識啓発の必要性を強調するが、これはまだ組織化されていないことである。1998年から2001年の間に米国で出版された教員教育の教科書の調査は、数学と科学の教授法を含め、ジェンダー問題のために書かれているのは内容の約3%であることを示した²²。しかし、教育制度におけるジェンダー・ステレオタイプと闘う努力は世界中にあった。地方自治体が初等・中等教育の提供に責任を有するスウェーデンでは、都市の中に、学校活動がジェンダーの視点を組み入れ、学科の選択のジェンダー分離を防止することを保障するために、「ジェンダー教育者」を雇ったところもある。ベルギーは、最近、教員の意識を啓発し、科学コースへの女兒の参画を推進するために彼らを訓練する出版物を開発した。

20. 女性は社会または個人に直接利益を与える職業を好む傾向がある。ROSEプロジェクトで、15歳の女兒は、物よりも人と協力すること、他人を助けることに特に関心があることが分かった。男児よりも女兒にとって、自分の個人的な価値や態度と調和する分野で働くこともより重要であった²³。しかし、生命科学を除いて、科学の分野は、しばしば明確な社会目的を欠いていると見られているが、これは男児の関心に向けた偏見のあるカリキュラムや教育慣行によって強化される認識である²⁴。技術的側面よりもむしろ、学問のより広い適用を強調することが、女兒や女性を関わらせる助けとなる²⁵。

¹⁸ 経済協力開発機関、平等に人生の準備ができていないか? 15歳の男児と女兒の学校の成績はどうか? (パリ、2009年)

¹⁹ Catherine Hill, Christianne Corbett, Andresse St. Rose, なぜそれほど少ないのか? 科学・技術・工学・数学の女性(ワシントンD.C., AAUW, 2010年)。

²⁰ Brian A. Nosek 他、「ジェンダー科学ステレオタイプの国の差が科学と数学の達成度における国の性差を予言する」、国立科学アカデミーの**手続**、第106巻、第26号(2009年6月30日)、10593-10597ページ。

²¹ H.Song、「誰が良い学生か? 科学科目の中学校教師の間のステレオタイプのジェンダー印象の探求と分析」、**中国の教育と社会**、第36巻、第3号(2003年5月/6月)、43-54ページ。

²² そのような内容には、ジェンダー・ステレオタイプを撤廃するための戦略のみならず、女性の経験と貢献が含まれた。K. Xittleman, D. Sadker, 「教員教育教科書: 未完のジェンダー革命」(n.d.)。http://www.sadker.org/textbook.html より利用可能。

²³ Sjoberg, Schreiner, 「ROSEプロジェクト」。Hill, Corbett, St. Rose, どうしてこれほど数が少ないのか?

²⁴ Fensham, 「科学教育政策策定」。

²⁵ Hill, Corbett, St. Rose, どうしてこれほど数が少ないのか?

21. 女兒は、個人が直接参加する実験や協働作業を好む傾向にもある²⁶。教室にコンピュータやインターネットを導入することは、女兒に情報コミュニケーション技術(ICT)になじませ、彼女たちの技術への関心を高める助けとなる。学校でコンピュータにアクセスすることは、国によっては男児のようにサイバーカフェに入る自由がないかも知れない女兒にとって特に重要である。校外活動も、科学と技術への女兒の関心を高める助けとなる。ザンビアのような国の中には、女兒のために科学キャンプを開催しているところもある。例えば、高等教育機関の中には、例えばスイスの総合技術専門学校のように、特に女兒を対象とした科学発見ワークショップや講座を提供しているところもある。

22. 英国の1,000名の男性・女性科学者の調査は、ロール・モデルの重要性を強調した。つまり、科学・技術分野で働いている家族または奮起させる教師が、彼らのキャリア選択に貢献したとして、能力に次いで最も頻繁に引用される要因であった²⁷。女兒をロール・モデルに示すことは、特に有用である。しかし、これは科学という学問では必ずしも当てはまるというわけではない。例えば、サハラ以南アフリカ10カ国の調査は、特に高等学校では、女性はそのような教師のわずかな割合でしかないことを示した²⁸。従って、こういった地位により多くの女性を引き付けることが重要である。パキстанは、これが非伝統的コースでの女性の就学率を増やす手助けになると希望して、技術職業機関における女性教員の割合を30%増やすことを計画している。

23. 女性科学者や工学者も、女兒のためのロール・モデルとなる。カナダは、こういった分野での女性の可視性を高めるために、科学・工学女性の長に資金を提供し、一方マルタでは、女性科学者が自分の経験を分かち合うために、中学・高校を訪問している。大学生も、その年下の同輩を奮い立たせることができる。ノルウェーのENT3Rイニシアティブでは、科学専攻の大学生が、中学・高校生とペアを組んでおり、このメンタリング・プログラムには女子学生も男子学生も含まれてい

るが、その目的はもっと多くの女兒をリクルートすることである。

24. かつてこの問題で意識啓発されたキャリア・カウンセラーは、女兒のための科学・技術キャリアの機会を強調することによって重要な役割を果たすことができる。さらに、熟練を要する職のキャリアのみならず、女兒が技術的・科学的・情報技術のキャリアを探求する手助けをするために、「女兒の日」を設けている国々もある。ベルギーでは、この日は、教育におけるジェンダー・ステレオタイプに関する短期訓練コースに参加し、技術や技術的キャリアに関する情報を受ける教員への重点も統合している。

25. 大学もこの点で科学的キャリアを考えたこともなく、高等レベルで科学の科目を勉強するという点に関して男児よりも準備のできていない女兒と若い女性に積極的に手を伸ばすことにより、この点で貢献することができる。タンザニア連合共和国のダル・エス・サラーム大学は、入学基準を修正し、合否ぎりぎりの女子応募者に6週間の矯正コースとこれに続く入学試験を提供することにより、工学における女性の就学率を、2003年から2007年までの7%から2007年から2008年までには27%に増やした²⁹。奨学金も、伝統的に男性支配の領域に女性が就学する奨励策として役立つ。例えば、ザンビアによる奨学金の提供は、女子学生が工学や建築学の教育を追求するよう奨励した。しかし、女性が一旦加わっても、男性支配の環境に適合が難しいと思うかも知れない³⁰。メンター・プログラムは、女子学生の孤立を矯正するためにしばしば大学内に設置されている。

26. 男性と技術という強い文化的繋がりも、非正規訓練で考慮されなければならない。例えば、コミュニティのエネルギー・プロジェクトであるグアテマラのFundacion Solarで、設備維持の領域で男性とは別にして女性を訓練することが、彼女たちに練習したり独自の質問をしたりする自信を与えることが分かり、これが、より面倒見の良い、長持ちする光電装置を生んだ³¹。太陽光照明ユニ

²⁶ インターアカデミー協議会、科学のための女性：助言報告書(アムステルダム、2006年)。

²⁷ ロイヤル・ソサイエティ、「主導的役割を果たす：科学者調査」(2004年)。http://royalsociety.orgより利用可能。

²⁸ W. Ottervanger, J. van den Akker 及び L.de Feiter, サハラ以南アフリカで科学・数学・ICT教育を発展させる：パターンと有望な例、世界銀行研究報告書、第101号(ワシントンD.C.、世界銀行、2007年)。

²⁹ G. Bunyi, 「サハラ以南アフリカにおける高等学校と大学教育徒の間の相互作用の手段を交渉する：ジェンダーの側面」(2008年)、アフリカ教育開発協会アフリカ教育ビエンナーレのために準備された論文、2008年5月5-9日、マプト。

³⁰ K. Lynch, M. Meeley, ジェンダーと教育(そして雇用)：性別を反映した規範と男女にとってのその意味合い—政策策定者の調査からの教訓(ブリュッセル、欧州委員会、2009年)。

³¹ 国連開発計画、「持続可能な開発のためのエネルギーとジェンダー：ツールキットとリソース・ガイド」(ニューヨーク、2004年)より引用。

ットを備え付け、修繕し、維持するために非識字の女性を6カ月間訓練するベアフット大学が達成した結果も、同様に、インドのティロニアのキャンパスが提供する良い環境に負うところが大きい³²。

III. 科学・技術雇用への参画

27. 女性が科学・技術の基本的で高度な知識とスキルを身につけることを保障することは重要であるが、国の革新システムがうまく機能するためには、十分な資格を備えた人的資源基盤以上のものが必要である。例えば、技術を開発し利用する民間セクター、様々な関係者との強い連携、良いインフラ・ネットワークが、その他の重要な要因を構成する。本セクションは、女性科学者と工学者が直面する障害に対処し、女性所有の事業の創出と成長を促進し、女性の地方の知識と革新的考えをうまく利用することが革新システムのインパクトを高め、このようにして開発を促進できよう。

A. 科学・技術雇用における女性

28. 科学・技術インフラにおいて、科学者と工学者は重要な役割を果たしている。彼らは、独創的な知識を生み出したり、既存の技術を適合させたり磨いたりして、研究を行ったりアプリケーションを開発したりしている。研究と開発は戦略的部門である。つまり、社会のウェルビーイングを高め、経済成長を促進する知識を生み出し、これが代わって様々な経済セクターで職の創出という結果となる。さらに、研究と開発分野そのものが、魅力ある雇用機会を提供する。このセクターへの女性の平等な参画を確保することは、女性のディーセント・ワークへのアクセスを高め、職業分離と関連するジェンダー賃金格差をなくす。

29. ある程度の業績にもかかわらず、学界であれ、公共セクターであれ、民間の会社であれ、女性は依然として研究・開発の分野では数が少ない。利用できるデータのある121カ国にわたって、平均して女性は研究者の29%を占め、ジェンダー同数を達成している国々はわずか15%である³³。しかしこれら統計は、狭義の科学・技術のみならず、社会科学・人文科学を含めたすべての分野を含んでいる。科学・技術のキャリアに関する正式の性

別の相互に比較できるデータは比較的欠除している。統計と指標の更なる開発が、国々が証拠に基づく政策を立案し、実施を監視し、評価することができるようにするために極めて重要である³⁴。

30. 科学・技術への女性の参画は、生活の様々な段階で女性の数に継続する自然減のある「水漏れするパイプライン」にたとえられてきた。そうすることが文化的に受容できない場合もあり、一定の数の大学卒業生は、科学・技術の雇用には参入しないかも知れない。あるものは国際移動を選択しないかも知れず、またある科学者は、短期または長期のキャリアの後、この分野を離れるかも知れない。女性が直面する重複する障害を認めて、各国政府及びその他の関係者は、科学・技術の雇用に女性を募集し、引き留め、昇進させ、認めるという問題に対処する様々な政策とプログラムを設置してきた。

31. 雇用者は、応募者を明らかにするために圧倒的に男性のネットワークに頼るかもしれない---しばしば無意識的に---、女性応募者を差別するかも知れないので、募集が最初のハードルとなる。女性は、同等の資格を有する男性よりも報酬と給付の点で好ましくない地位を申し出でられることもあるかもしれない。従って、募集する人は、この状況を変えたいと思うのなら、ジェンダー・バイアスに対して意識啓発される必要がある。ミシガン大学の多様性と優秀さを改善するための募集戦略・作戦委員会が提供するプログラムを通して、教授の中にはまだ調査されていないバイアスの問題に関して教育を受けた者もあり、これらの教授が代わって他の職員のためにワークショップを行った。このイニシアティブは、科学・工学の女性雇用の割合を、2001年の14%から2005年には34%に増やしたとの評判である³⁵。

32. 一旦雇用されると、女性科学者と工学者は、その産業での引き留めに与えるインパクトを持つ職場での障害に直面する。研究作業の時間集約的性質と、地理的移動の必要性が、家庭でのケア提供責任の不平等な分かち合いと相俟って、女性がその職業生活と個人生活をバランスさせることを特に難しくする。職場に近い柔軟性のある料金が手頃な育児を提供することは、親としての圧力を緩和し、男女双方の被雇用者に利益を与えることもある。例えば韓国では、Daedeok リサーチ・

³² http://www.barefootcollege.org/sol_approach.asp を参照。

³³ 国連教育科学文化機関(ユネスコ)及びユネスコ統計研究所、「研究と開発に関する世界的視点」、UIS ファクト・シート、第2号(モントリオール、2009年10月)。

³⁴ 国連教育科学文化機関、科学・技術・ジェンダー: 国際報告書(パリ、2007年)。

³⁵ http://sitemaker.umich.edu/advance/recruitment_stride を参照。

コンプレックスが、午前7時半から午後10時半まで開いている助成金を受けた300名を受け入れる育児センターを統合している³⁶。

33. ケア提供責任は、女性がキャリアを中断することに繋がるかも知れない。この点で、研究贈与金の期限の延長のみならず、有償の休暇の提供が女性研究者のために運動場を平らにする(不平等のない環境をつくる)助けともなる。男性科学者と工学者がケア提供責任を引き受けることができるようにすることも、職場の文化を変えることに貢献できる。メカニズムの中には、割引料金でのジャーナルの購読や中断中の特別会議料金の提供³⁷や中断後の贈与金のように、女性が中断後に仕事に再統合することを奨励するために設置できるものもある。インドの科学・技術省は、女性科学者と工学者が研究に復帰する手助けをするためのそのような資金を提供している³⁸。

34. 学界、公共セクター、または民間セクターにかかわらず、女性科学者と工学者は、その仕事を認められてキャリアにおいて昇格する際に困難に直面する。業績と科学的卓越性の評価が、女性にとって公平でないかも知れないことが強調されている³⁹。伝統的に「男性の」セクターに雇用された女性は、男性より能力が劣ると見なされるか、または能力が問われない時には男性ほど好ましくないと見なされるので、二重に縛られることになる。しかし、能力と好ましさの結びつきは昇格を得るための鍵である⁴⁰。国々によって取られた措置の中には、より多くの女性を教授の地位に任命するよう大学を奨励するためのエキストラ教授職とボーナスのための資金提供のような財政的奨励策の提供のみならず、時間制限のあるターゲットの設定が含まれる。大学は、女性のキャリア昇格にキャリアの中断が与えるインパクトを最小限にするための「任期の時計を止める」政策をますます設置するようになっている。

35. 圧倒的に男性の環境にいる女性の孤立は、男性の同僚が日常的に交換している情報と助言への

アクセスから排除されるかも知れない。女性労働者は、より広い社会的ネットワークに繋がりが少なく、これが代わってそのキャリア機会を制限するかも知れない⁴¹。正式のネットワーキング・プログラムがこの状況を緩和する手助けができる。メンタリングも、女性がキャリアで昇格するのを手助けするために頻繁に用いられている。例えば、国際農業研究諮問グループ(CGIAR)の農業研究開発アフリカ女性(AWARD)のプログラムは、アフリカの女性科学者を男女どちらかの上級専門メンターとペアを組ませている。メンターはお返しに、リーダーシップまたは研究のプロポーザル書きのコースのような特別行事へのアクセスを提供されている⁴²。

36. 女性が直面する様々な障害も、研究資金へのアクセスにインパクトを与えるかもしれない。あらゆる研究分野---科学・技術に限らない---に関する欧州連合のデータは、潜在的男女の応募者のプールに比べて、男性よりもわずかな女性しか研究に応募せず、多数の国々で資金を得る際に男性の成功率がより高いことを示している⁴³。

37. 女性研究者の資金提供へのアクセスを高めるために設置されている行動には、南アフリカで行われている女性研究者から資金提供の応募を誘い出すこと⁴⁴、並びに資金提供される女性の割合のターゲットの設定または女性のみが開かれた資金提供プログラムの紹介が含まれる⁴⁵。L'Oreal やユネスコによって授与されるような対象を絞った賞や奨学金も、女性科学者の貢献を目に見えるものにする助けとなる。

38. 科学機関の指導者であり、大技術会社の長であり、科学理事会の理事になる女性はほとんどいない。科学・技術学の国立アカデミーの女性会員は、世界で約5%と見積もられている⁴⁶。この問題を認めて、アカデミーの中には、女性の指名プールを広げるために若手会員というカテゴリーを作り出したところもあり、各国政府の中には、国の研究資金提供団体の理事会のために、クォータ制

³⁶ K. Lee, 「科学・工学女性の教育と雇用を支援する効果的政策」((2010年)EGM/ST/2010/EP.6), 2010年9月28日-10月1日、パリ、専門家グループ会議: ジェンダー・科学・工学根のために準備された専門家論文。

³⁷ 科学のための女性: 助言報告書。

³⁸ <http://dst.gov.in/scientif-programme/women-scientists.htm> を参照。

³⁹ 科学・工学・ジェンダー。

⁴⁰ Hill, Corbett, St. Rose, どうしてこんなに数が少ないのか? C. Bure, 「科学・工学・革新におけるジェンダー政策: 最近の論文や調査結果の概観」、国際開発調査センター(IDRC)革新、政策、科学プログラム領域(IPS)戦略的委託文書(オタワ、2007年12月)。

⁴¹ C. Bure, 「科学・工学・革新におけるジェンダー政策: 最近の論文や調査結果の概観」、国際開発調査センター(IDRC)革新、政策、科学プログラム領域(IPS)戦略的委託文書(オタワ、2007年12月)。

⁴² <http://awardfellowships.org/> を参照。

⁴³ 欧州委員会、彼女は2009年と見積もっている: 科学におけるジェンダー平等に関する統計と指標(ルクセンブルグ、欧州共同体出版事務所、2009年)。

⁴⁴ <http://wir.nrf.ac.za/> を参照。

⁴⁵ 欧州委員会、研究資金提供におけるジェンダーの課題: 欧州の国内の情景を評価する(ブリュッセル、2009年)。

⁴⁶ 科学のための女性。

またはジェンダー・バランス・ターゲットを確立しているところもある。例えば、スロヴェニア研究機関は、その専門家機関に女性 30%というターゲットを採用した⁴⁷。国々は、学界の状況を矯正する際にも積極的である。例えば、オーストリアは、大学のすべての指導的機関に 40%の女性というクォータを施行している⁴⁸。

B. 女性起業家：革新と職の創出

39. 中小企業は、革新システムの中での重要な行為者としてますます認められるようになっている。研究開発会社は、飛躍的な前進技術を生み出し、他の部門の会社は、供給者や顧客との交流のみならず日常的に直面する問題が、新たな解決策を見いだすよう促すので、慣行を通して作業を革新している⁴⁹。これら異なったタイプの革新が、会社が成長し、従って職の創出に繋がることができる。さらに、技術は、事業活動を高め、生産性を促進する。

40. 特に開発途上国では、女性が事業所有者のかなりの割合を占めている。女性が所有する事業は、しばしばマクロの小規模の事業であり、多くはインフォーマル経済で操業している。こういった事業が技術を開発し、身につけ、適用する程度は、熟練した人的資源の利用可能性と良いインフラを含めたいくつかの要因と全体的な規制的環境による。国々が国の革新能力を開発するための道具として用いる科学・技術・革新政策が、女性起業家が直面する特別な制約を考慮に入れ、対処し、国の開発への女性の貢献を積極的に支援することが重要である。

41. 貸付への限られたアクセスは、依然として、特に技術に投資したいと思っている人々にとって、事業創出と成長に対するかなりの障害である。女性は、差別的な法律、担保物件が利用できないこと、女性の起業能力に対する一般的不信のせいで、不利な立場にあると思うこともある。貸付からの女性の排除に対する解決策としてしばしば歓迎される小額金融は、技術に基づく事業には返済期限が比較的長い大きなローンが必要なため、この課題にはあまり対応できないかも知れない⁵⁰。

42. すべての科学・技術・革新政策にジェンダーの視点を主流化することは重要であるが、対象を絞ったイニシアティブも女性起業家が直面する特別な問題に対処する手助けとなる。テクノロジー・パークやビジネス・インキュベーターで技術に基づく事業の創出と成長を支援するという共通の国の慣行に基づいて、インド政府は、M.S. Swaminathan 研究財団や Tamilnadu 産業開発会社との協働で、女性のためのバイオテクノロジー・パークを設立した。このパークは、女性起業家、科学者、金融機関、産業を集め、品質検査、技術開発、訓練を支援する技術リソース・センターを含んでいる⁵¹。

C. 女性の地方の知識と革新

43. 地方の問題を解決する際に、コミュニティ自身が果たすことのできる役割がますます認められつつある。資源の乏しい家庭で、新しいテクニックや製品を開発すること及び既存のものを特別なニーズに適合させることは、しばしば、生存の問題である。地方の知識、技術、革新は、インフラや政府のサービスが不備な農山漁村や都会地域で特に重要であり、時間のかかる労働集約型の家事や生産活動に関わっている女性の重荷を楽にすることができる。

44. 時が経つにつれて、農山漁村のコミュニティは、知識とスキルの膨大な宝庫を発達させた。社会的分業のために、女性はしばしば、薬草の利用、種の開発、家畜の飼育、土壌の状態の評価に関するかなりの専門知識を持っている。この伝統的な知識は、現代の科学と技術を有効に補い、貢献することができる。例えば、避妊ピルの誕生は、メキシコの女性が、合成プロゲステロンを作るための基礎となる様々な野生のヤムイモをどのように用いていたかについてのある科学者の偶然の発見にまでさかのぼることができる⁵²。

45. しかし、先住民族の知識は、口承伝統に頼っており、しばしば過小評価されているので、失われる危険にさらされている。先住民族の技術的知識を文書化するいくつかのイニシアティブが設置されてきた。例えば、インドの国立革新財団は、優れた地方の知識を探し求めており、その後で研究者のチームが慣行をテストして実証し、必要ならばさらにそれらを磨いている。その知識は、コ

⁴⁷ 経済協力開発機関、*SMEs、起業、革新*(パリ、2010年)。

⁴⁸ http://bmwf.gc.at/sartseite/hochschulen/universitaeten/gesetze/organisationsrecht/ug_2002/を参照。

⁴⁹ 経済協力開発機関、*SEMs、起業、革新*(パリ、2010年)。

⁵⁰ 開発における女性の役割の世界調査に関する事務総長報告書(A/64/93)を参照。

⁵¹ <http://www.biotechpark.co.in/>を参照。

⁵² M. Claxton、[先住民族の知識と持続可能な開発]、3つ目のすぐれた講演、クロッパー財団、西インド諸島大学、セントオーガスティン、トリニダード・トバゴ、2010年9月1日。

マーシャルのチャンネルを通して技術が推進され、普及される前に保護されている⁵³。

46. 地方レベルの行為者、特に各国政府と NGO は、そのような知識を再活性化し、管理するようコミュニティを奨励している---気候変動と生物多様性の損失の現在の状況では一層差し迫った必要性。ボリヴィアのアルティプラノでは、スイスの財団インターコオペレーションによって行われているプロジェクトが、10名の女性農業者と50名の男性農業者が、地方の最高の農業慣行についての知識を強化し、磨く手助けをした。これら *yapuchiris*(種を蒔く人)は、それからコミュニティに農業研究と拡大サービスを提供した。このプロジェクトは、種の種類の点での女性の専門知識を活用し、女性の *yapuchiris* に支援されることに対する男性農業者の最初の抵抗を克服する目的で、段階的変化を奨励した⁵⁴。

47. 革新者としての女性の可能性を認め、支援することが重要である。そうすることは、さらに多くの革新的考えを育成し、普及することができる。さらに、女性は、外部からのインプットが少ない解決策を立案する可能性が男性よりも高い傾向がある。彼女たちの製品は、低所得家庭に取り上げられるチャンスがより多いかも知れない。そのような低コストの革新的なもの一つの例が、女性グループが掠奪者から鶏を保護し、暑さや寒さも防ぐために地方の植物で巣箱を作った南アフリカで見ることができる。農産漁村の革新家の調査は、さらに女性は男性よりも大っぴらに思いつきを分かち合うことを示している⁵⁵。

48. 女性の革新的可能性は依然としてしばしば見過ごされる。これを助長する要因は、女性は技術訓練と自分で行うために必要な設備を欠いているせいで、思いつきを製品にするのに男性の職人に頼らなければならないという事実である⁵⁶。参加型の革新開発に関わっている多数の関係者より成る国際ネットワークである *Prolinnova* は、材料と設備と技術的専門知識へのアクセスのために贈与

金を男女双方の発明家に提供するメカニズムへの支援を試験的に行っている。女性農業者が選考委員会に入っており、従って地方の調査・開発の方向に影響を与えることができる⁵⁷。

IV. ジェンダーに配慮した科学・技術へのアクセス

49. 科学者としてであれ、工学者としてであれ、地方の知識と発明に貢献する起業家または個人として、女性が平等に開発に参画することは重要であるが、政策策定者も、科学とその応用の内容にその努力を集中させなければならない。研究・開発・展開が、女性のニーズと状況を考慮に入れ、国内的・国際的研究の優先事項が男女双方に利益を与えることが極めて重要である。

A. 研究・開発の内容

50. 批評家たちは、技術の研究と開発の内容が、女性のニーズと利益を適切に考慮に入れているのかどうか疑問視している。科学はしばしば目的とみなされているが、研究と開発は、主観的な判断をしがちな人間によって行われている。科学者と工学者は、男性であろうと女性であろうと、ジェンダー・バイアスから自由ではないかも知れず、その研究と製品の立案に性とジェンダーの配慮を考慮する必要性を見逃しているかも知れない。

51. 生物医学研究が適例である。薬物治療の安全性と効果が、出産年齢の女性が抱えている可能性のある胎児を害する恐れから、男性にのみテストされていた1980年代以来、多くの進歩が遂げられてきた。例えば、1990年代に、米国は、国立保健研究所によって資金提供される研究には、臨床試験に男女双方を含めることを義務付けた⁵⁸。しかし、不平等は依然として残っている。女性と男性との間の生理学差異が十分認められているにもかかわらず、臨床前実験は、ほとんど雄の動物で行われる傾向にある。数字が示しているように、主として女性に悪影響を及ぼす疾病に関する研究でさえ、不相応に雄の動物で行われている⁵⁹。さらに、初期段階の臨床試験への参加者の大多数は、男性である傾向にあり、研究もしばしば性別の結

⁵³ S. Shenoy, 「ジェンダー問題と持続可能な農業のための先住民の技術的知識(ITK)」(パワーポイント・プレゼンテーション、n.d.)。http://www.nif.org.in を参照。

⁵⁴ 国際災害削減戦略、「ジェンダーの視点: 災害危険削減を気候変動適合に統合する---好事例と学んだ教訓」(ジュネーブ、2008年)。

⁵⁵ L. Letty, A. Waters-Bayer, 「家畜の飼育における地方の革新的思いつきを認める: 女性をエンパワーする道」、農山漁村開発ニュース、第1/2010(ローザンヌ、スイス、農業開発農山漁村地域スイス・センター)。

⁵⁶ M. Carr, 「女性と革新と貧困削減」(2007年)、未発表の論文。

⁵⁷ Letty, Waters-Bayer, 「地方の革新を認める」。

⁵⁸ A. Lippman, 「臨床試験に女性を含める: 正しい質問をしているのだろうか?」トロント、カナダ、女性と健康保護、2006年)。

⁵⁹ 2009年のTomson Reuters 科学ウェブのデータベースに基づく分析。I. Zucker, A. Beery, 「動物研究で未だ雄が支配的」、*Nature* 第465巻、第7299号(2010年6月10日)。

果を分析できないか、研究テーマの性別を報告できないことがあまりにもしばしばある。こういった慣行は、女性の健康に深刻な意味合いを持つ結果を歪める⁶⁰。

52. 雄の研究対象を用いることを正当化する理由として、雌のホルモン循環を抑える必要性から起きる余分な経費がしばしば言われるが、雄を用いる慣行には、それ自身の経済的結果がある。例えば、1997年から2000年までに米国で市場から撤去されたが、男女双方に処方されていた薬の10種類中4種類までが、女性にとっては比較的大きな健康上の危険を提起した⁶¹。さらに、ジェンダー・バイアスは男性にもインパクトを与える。つまり、骨粗鬆症の研究は歴史的に男性を排除し、女性の体に関連する診断基準に繋がり、男性の間の骨粗鬆症による腰骨骨折による不完全な診断と比較的高い死亡率という結果となっている⁶²。

53. 規制機関・資金提供機関は、規制を強化し、遵守を監視することによって、これら不足に対処することに貢献できる⁶³。この点で、欧州5カ国の研究倫理委員会の慣行の見直しは、薬剤研究計画案を評価するこれら機関が、ジェンダー平等にはあまり注意を払っていないと結論付けた⁶⁴。さらに、学術ジャーナルにはその論文に研究対象の性を文書化するための書き手を必要とするべきである⁶⁵。

54. ジェンダー問題への更なる注意が、すべての研究・開発分野で必要とされる。多くの場合、女性と男性には異なったニーズと好みがある。例えば、シート・ベルトは、妊婦の人体にはあまり合わない。自動車事故の場合、腹部につけられたシ

ート・ベルトは、子宮に強い圧迫を与え、胎児の死亡を引き起こすこともある⁶⁶。研究と開発にジェンダーに基づく分析を統合すること---つまり、女性と男性の間の可能な生物学的(性の)、社会的に作られた(ジェンダー)差異のそれぞれのプロジェクトに対する関連性を調べることはよりよい科学とより役に立つ応用とを生み出す手助けとなる。例えば、中国のティベット自治区の農山村で腰の痛みが頻繁に起こることを発見した後で、オーストラリアが資金を提供するプロジェクトは、水運びを女性にとっての重要な危険要因として明らかにした。このプロジェクトは、高い位置にある蛇口とベンチが、女性が背中に重い水の容器を担ぐために屈む必要をなくす「腰にやさしい」蛇口立てを開発した⁶⁷。

55. ジェンダー問題への重点は、研究と開発のあらゆる段階で関連性があり、最初の問題の解明に始まって、最後の評価に至るまで含まれなければならない。資金提供機関は、ジェンダー問題を考慮に入れるように贈与金受領者に求めることにより、このプロセスを前進させる手助けができる。農業支援戦略にジェンダー平等の視点を主流化したことに続いて、ゲイツ財団は、プロジェクトが女性をエンパワーすることを保障するために、その贈与金の提案と提案見直しの枠組みを見直した⁶⁸。現在の欧州連合研究プログラムは、贈与金受領者が、そのジェンダー関連の側面を含め、研究のより広い社会的意味合いに関するプロジェクト修了後の報告書を提出することを要件としている⁶⁹。

56. 研究者が、ジェンダーに基づく分析を行う準備があまりよくできていないかも知れないことを認めて、この2つの機関は、訓練ツールキットとジェンダー・チェックリストのような能力開発ツールを開発している。製品開発の領域で、デンマーク政府が支援するプロジェクトである女性インターアクションが現在進んでいる。その目的は、ジェンダーに配慮した電子製品の立案に関するガイドラインを開発することである⁷⁰。さらに、ジェンダー問題に関して高等教育レベルの学生を訓練することが、未来の科学者や工学者の意識を啓発し、彼らがジェンダーに配慮した方法論を用

⁶⁰ 「ジェンダーを議事にのせる」(社説)、*Nature*、第465巻、第7299号(不破◎を年6が手10日)、665ページ。Allison M. Kim、Candace M. Tinggen、Teresa K. Woodruff、「試験と治療における性バイアスはなくさなければならぬ」、*Nature*、第456巻、第7299号(2010年6月10日)、688-689ページ。Zucker、Beery、[男性が未だに支配]。

⁶¹ 米国一般会計事務所、「薬剤の安全性: 最近市場から撤去されたほとんどの薬剤は女性にとって比較的大きな健康上の危険」(ワシントンD.C.、米国政府出版事務所、2001年)。

⁶² L. Schiebinger、「ジェンダー・科学・技術」(2010年10月)(EGM/ST/2010/BP.1)、2010年9月28日-10月1日、パリ、専門家グループ会議: ジェンダー・科学・技術のために準備された背景文書。

⁶³ Lippman、女性の包摂、M.Ruiz Cantero、M. Angeles Pardo、「臨床試験のための欧州医療機関は女性を無保護のままにしている」、*疫学コミュニティ保健ジャーナル*、第60巻、第11号(2006年11月)、911-913ページを参照。

⁶⁴ C. Moerman 他、「欧州の地方研究倫理委員会の作業におけるジェンダー平等: 得力国での慣行の研究」、*医療倫理ジャーナル*、第33巻、第2号(2007年2月)、107-112ページ。

⁶⁵ 「ジェンダーを議事にのせる」。

⁶⁶ Schiebinger、「ジェンダー・科学・技術」。

⁶⁷ D. Hoy 他、「腰にやさしい蛇口立て」、*水の供給・研究・技術ジャーナル---AWUA*、第54巻、第4号(2005年)、261-263ページ。

⁶⁸ <http://www.gatesfoundation.org/learning/Pages/2008-gender-impactstrategy-report-summary.aspx> を参照。

⁶⁹ <http://www.yellowwindow.be/genderinresearch/> を参照。

⁷⁰ <http://www.femaleinteraction.com/> を参照。

いる準備をさせる手助けになる。

57. 真にジェンダーに配慮するものであるためには、技術の開発が、目標とするユーザーの母集団との相談によって情報を得るものでなければならない。例えば、ケニアの省エネ **Upesi** コンロの開発には、原型のデザインとテストに女性が含まれたが、これは以前のうまくいかなかったコンロの開発プロジェクトとは著しく対照をなす取組である⁷¹。女性が公的問題にほとんど影響力を持たない領域では、参加型の方法が、女性のニーズ、好み、制約が無視されないことを保障し、ニュー・テクノロジーがあるグループに与えかねない否定的インパクトを明らかにする際に、特に役に立つことができる。

B. 技術開発

58. 開発は、技術のライフサイクル内で極めて重要なプロセスである。技術はしばしば市場のチャンネルを通して普及されるが、各国政府とその他の関係者も、特に民間セクターが小さく、普及ネットワークが不十分な国々では果たすべき役割がある。例えば、国々の中で、農山漁村と遠隔地域に更なる注意が必要な地域もある。

59. 多くの障害が、女性による大規模な技術の採用を妨げるかも知れない。経費が、貧困の中で暮らしている男女双方にとっての大きな障害であるが、女性は家庭の支出の決定に発言権が限られているとか、貸付へのアクセスが欠除しているなど、蓄積する不利な条件に直面する可能性がある。各国政府、ドナー、NGO は、その経費を助成することによって、製品をもっと料金が手頃なものにすることができる。例えば、国連開発計画(UNDP) は、マリで農山漁村の女性が獲得した多機能プラットフォーム(ツールを動かし電気を生むディーゼル・エンジン)の経費の約半分に資金を調達した⁷²。

60. ユーザー以外の役割に女性を関わらせること---例えば省エネの窯を開発する陶工、太陽光パネルを維持する技術者または ICT アクセス・センターの訓練者として女性が働けるようにすること---も、彼女たちが技術を身につけたり利用したりするに必要な所得を生む助けともなるし、技術の普及のための支援を得る手段として役立つこともできる。

⁷¹ Kirrin Gill 他、「ジェンダー格差を埋める: 技術はどのように経済的に女性をセ前進させることができるか?」(ワシントン D.C., 国際女性研究センター、2010 年)。

⁷² 同上。

61. 展開戦略も女性の情報へのアクセスの欠除に対処しなければならない。多くの国々で、女性の非識字率は男性よりも高い。社会的ネットワークも限られており、ICT へのアクセスも少ないかも知れない。こういった要因の組み合わせが、代わって、様々な既存の製品に対する認識を制限するかも知れない。各国政府、特に地方自治体は、ニュー・テクノロジーの利用に関する訓練と相俟って、特定の製品を強調するコミュニケーション・キャンペーンで、技術の理解力に貢献することができる。例えばインドでは、女性に優しい農具や設備を展示するために、公共機関、科学者、製造業者との協働で、女性農業者研究理事会が、最近 2 日間の見本市を開催した⁷³。

C. 研究優先事項

62. 各国政府は、研究と開発において、ジェンダーに基づく分析の利用を推進し、女性の技術へのアクセスを改善する手助けができるが、国内及び国際的研究と革新の優先事項が、男女に等しく利益を与えることを保障する責任も有する。特に科学の意思決定に男性の数が断然多いことに鑑みて、研究アジェンダのジェンダー配慮について疑問が提起されてきた。意思決定者のジェンダー同数が研究資金提供のかなりの再方向付けに繋がるのかどうかを判断するのは難しい。しかし、ジェンダーに配慮した予算編成の慣行を採用することが、(a) 政府が研究・開発活動に提供した支援が男女双方の役に立っているかどうかを評価する助けとなり、(b) ドナーが、そのジェンダー平等への政策公約が資金の公平な使用となっているかどうかを判断するために、特にインフラまたは技術に関連するそのプログラムを調査する機会を提供する。

63. 特にアフリカの国々の中には、農業生産、環境管理、公衆衛生のように、研究が貧困者のために最も利益になり、女性を大いに利することができるような分野は、しばしば資金不足であるところもあるという懸念が表明されている(E/CN.16/2009/3 を参照)。さらに、大学と産業との連携が乏しくても、基礎研究に重点が置かれ、応用研究や実際の商業的応用の利用を妨げている。各国政府は、その資金提供メカニズムを通して、大学をもっと応用研究に関わるようにさせ、研究者が地方のコミュニティのニーズに沿うように奨励策を提供することを保障できる。例えば、アルゼンチンは、応用科学の学位のために 30,000 の奨学金を

⁷³ <http://www.icar.org.in/node/2092> を参照。

贈与した。

64. 国際社会は、サービスを受けていない母集団のために革新を刺激する手助けができる---例えば、穀物の栄養強化に関する研究に資金を提供している多様な関係者のイニシャティヴである HarvestPlus 及び熱帯病の研究と訓練のための国連システムのプログラムである TDR のような ジェンダー問題に配慮がある。Changemakers 女性のような競争、ツール、社会的起業協会の Ashoka によって開催され、石油ガス会社の ExxonMobil が支援する技術コンテストも、女性のニーズに注意を集めることができる⁷⁴。さらに、がお互いの経験から学び、貧困者に味方するジェンダーに配慮した研究・開発活動に投資するために資金をプールする助けとなる。

V. 勧告

65. 科学・技術・革新のジェンダー平等問題に更なる注意が払われなければならない。科学・技術教育への女性の参画を推進し、女性が科学・技術・革新を生み出し、適用することに完全に貢献することを保障し、女性のニーズに完全に答える科学的知識と技術へのそのアクセスを高めることは、開発を促進することに貢献できる。

66. 婦人の地位委員会は、各国政府、国連システム、国際・地域団体、学界、研究機関、民間セクター、NGO、市民社会、その他関連行為者に、適宜、以下を要請したいと思うかも知れない:

(a) インフラと事業開発に関連するものを含め、すべての科学・技術・革新政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化し、女性と男性に与えるインパクトを監視・評価すること。

(b) 政策とプログラムの中で、社会的階級、年齢、民族性、障害を含めたジェンダーと交差する多くの要因を考慮に入れること。

(c) 科学・技術教育、訓練、雇用への女性と女兒の参画を増やすために、すべての関係者との協働で、明確に定義されたターゲット、時間枠、資金を伴った包括的な国内戦略を開発すること。

(d) 正規・非正規の教育、雇用、意思決定の領域を含め、科学・技術への女性のアクセスと参画のあらゆる側面に関する性別・年齢別データの収

集、編集、普及を開発すること。

(e) 教員が科学の幅広い社会的応用を強調し、女性と女兒の関心に訴えるように、関わる教授方法論を開発し、教員の専門的開発に投資し、科学・技術のカリキュラムを改訂することにより、科学教育の質を高めること。

(f) 両親、学生、教員、キャリア・カウンセラー、カリキュラム開発者の意識啓発を通して、女性のための科学・技術キャリアの良いイメージを推進すること。

(g) 女性科学教員と教授を募集し、女性科学者と工学者の可視性を高めることにより、科学・技術の女性のロール・モデルに女兒・男児・女性・男性を触れさせること。

(h) ジェンダー行動計画を開発するために、大学や専門協会を含め、科学・技術の教育・訓練活動を行っている機関のために奨励策を提供すること。

(i) 科学・技術分野に女子学生と労働者の引き留めを支援するネットワーキングやメンタリング・プログラムを開発すること。

(j) 募集、昇格、賞のための明確な基準を定め、特に募集者、人的資源職員、監督等スタッフのジェンダー平等問題に対する意識を啓発することにより、科学・技術の雇用と意思決定における透明性と公正さを高めること。

(k) 有償の母親・父親・両親の休業規定を含め、更なるワーク・ライフ・バランスを推進するために、柔軟な労働政策が、男女双方の非雇用者に利用できることを保障すること。

(l) 時間制限のあるターゲットを定め、クォータ制を制度化することを通して、科学アカデミー、資金提供機関、学界、公共・民間セクターの意思決定の地位のジェンダー同数も確保すること。

(m) 土地と財産へのアクセスに関する差別法、貸付、訓練、情報への限られたアクセスを含め、女性所有の事業の創設と成長に対する障害を除去し、ビジネス・インキュベーターと技術パークが女性起業家のニーズに応えることを保障すること。

(n) スキルや設備へのアクセスを促進することを含め、女性の伝統的な知識と革新を認め、支援し、推進し、保護すること。

⁷⁴ <http://www.changemakers.com/node/70652> を参照。

(o) ICT への拡大されたアクセスを含め、女性による情報へのアクセスを高めることを通して、既存の技術の展開を推進すること。

(p) ジェンダーに基づく分析を強化し、拡大することを通して、研究、開発、展開が男女双方のニーズと利益に応えることを保障すること。

(q) 高等教育と継続する学習のカリキュラムに、ジェンダーの視点を主流化することにより、ジェンダーに基づく分析に関して、科学者と工学者並びにその他の研究・開発に関わる職員を訓練すること。

(r) 参加型方法の利用を通して、技術開発と展開にパートナーとして女性を関わらせること。

(s) 男女双方に利益を与える貧困根絶を目的とする研究と開発を優先すること。

(t) インフラ開発と農業支援を含め、科学・技術・革新に関連するすべての領域でジェンダーに配慮した予算編成と監査慣行を採用すること。

(房野 桂訳)

E/CN.6/2011/4

完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスを含めた教育、訓練、科学、技術への女性と女兒のアクセスと参画に関する高官ラウンドテーブルのための討議ガイド

婦人の地位委員会ビューロー・メモ

I. 背景

1. 2006 年に開催された第 50 回 CSW は、年次意見交換高官ラウンドテーブルが、優先テーマに関してなされた以前の公約の実施に関連して、経験、学んだ教訓、好事例を中心とすることを決定した⁷⁵。

II. 組織上の問題

テーマ

2. 高官ラウンドテーブルは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育、訓練、科学、技術への女性と女兒のアクセスと参画」という第 55 回婦人の地位委員会の優先テーマ⁷⁶を中心とする。

参加者

3. 高官ラウンドテーブルは、第 55 回委員会に出席している加盟国の高官代表に、対話に関わり、経験と学んだ教訓を分かち合う機会を提供する。高官代表には、女性問題の閣僚、ジェンダー平等のための国内メカニズムの長、国内統計局のみならず、教育、労働、貿易、科学、技術、開発、外務、財務、保健、農業、エネルギー、環境のようなその他の関連省庁の上級担当官が含まれるかも知れない。高官ラウンドテーブルは、委員会のその他のメンバーやオブザーヴァーにも開かれる。

タイミング

4. 高官ラウンドテーブルは、2011 年 2 月 22 日に、ニューヨークの国連本部で午後 3 時から 6 時まで開催される。

フォーマット

5. できるだけ多くの参加者たちの間で意見交換ができるように、ラウンドテーブルは、同じテーマで 2 つの並行する会議が同時進行で行われる。

6. 2 つの並行する会議の議長は、ラウンドテーブルの意見交換の側面を推進する目的で討議を導く。発言は 3 分を超えてはならない。発言者は、対話中になされた発言に対して質問をし、コメントを出すよう奨励される。文書によるステートメントはご遠慮願いたい。

7. ラウンドテーブルのそれぞれの会議は、基調講演者によって導入される。国連システムの機関の上級担当官と経済社会理事会に協議資格を持つ NGO の代表は、対話の最後にコメントを出し、討議に応える。

成果

8. 高官ラウンドテーブルの成果は、議長による概要である。

⁷⁵ 経済社会理事会決議 2006/9、パラ 3。

⁷⁶ 経済社会理事会決議 2009/15、パラ 2(b)。

III. 高官ラウンドテーブルでの討議の要素

A. 背景

9. 2011年の委員会の優先テーマでカバーされる問題は、様々な程度と特別な観点と取組から、過去の政府間討議と成果の一部であった。主要な政策文書とガイダンスが以下に概説される。

10. 第4回世界女性会議(1995年)で採択された北京行動綱領は、女性の人権、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントのための世界的政策枠組みの一部として、教育と雇用への女性と女兒の平等なアクセスを強調した。綱領は、人権として、また、平等・開発・平和という目標達成のための基本的道具として、教育を確認した。各国政府は、あらゆるレベルの教育と教育成果へのアクセスにおいて、また、1990年の万人のための教育世界会議の成果に沿って、初等・中等・高等教育、職業訓練、成人識字、生涯学習を含めたあらゆる形態の教育における男女間の格差をなくすよう要請された。

11. 綱領は、女性の経済的可能性と自立に対処する際に、完全雇用とディーセント・ワークへの女性のアクセスの重要性を認めた。各国政府とすべての関係者は、資源、雇用、市場、取引への女性の平等な権利を推進し、権力構造と意思決定への女性の平等なアクセスと参画を保障するために、差別的雇用、昇格・昇進慣行、職業分離を含め、労働市場におけるあらゆる形態のジェンダーに基づく差別を撤廃するよう要請された(パラ 165、166、178 及び 190)。

12. 綱領は、カリキュラムと教材を適用し、あらゆるレベルの教育で科学的・技術的学問分野の女性教員の割合を高めることにより(パラ 82(g)及び 83(f))、科学・技術への女性のアクセスと引き留めを強化し、科学・技術における女性のための機会を推進する手助けをするよう(パラ 82(c)と(e)及び 85(b))各国政府とすべての関係者に要請した。ジェンダーに配慮した女性を中心とした保健調査、治療、技術を推進し、現代医学と伝統的な先住民族の知識とを結びつけ、女性に環境的に健全な技術を普及する訓練、調査、リソース・センターを創設する必要性に重点が置かれた(パラ 258(b)(v))。適切なニュー・テクノロジーへのアクセスのような経済資源への男性と等しい権利を女性に与えるための法改革・行政改革の必要性(パラ 15(e))も述

べられた。低所得の貧しい女性、特に農山漁村及び遠隔地域の女性に、市場とテクノロジーへのアクセスの機会及びそのような機会を利用する際の支援について伝えるアウトリーチ・プログラムの必要性(パラ 173(c))が強調された。

13. 2000年6月の第23回特別総会で、各国政府は、教育への平等なアクセスと職業訓練と科学・技術を含めた教育におけるジェンダー格差の撤廃を要請した(パラ 67(a))。各国政府は、正規・非正規・職業訓練、障害学習と引き留め、遠隔地教育へのアクセスを改善することを通して、女性の雇用可能性とその質の高い職業へのアクセスを高めるための政策とプログラムを開発する必要性を強調した(パラ 82(e))。職業分離の根本原因の一つとして、ジェンダー・ステレオタイプに対処することの重要性も(パラ 82(j))、科学、数学、情報技術を含めたニュー・テクノロジー、技術的学科における女兒の教育を奨励し支援する必要性、キャリア・カウンセリングを通して高成長・高賃金のセクターと職業での雇用を求めるよう女性を奨励する必要性と同様に強調された(パラ 82(i))。特に貧困の中で暮らす女性と女性起業家にテクノロジーへのアクセスと管理を提供することの重要性が強調された(パラ 74(a)及び 82(g))(A/S-23/13を参照)。

14. 婦人の地位委員会が優先テーマとして最後に教育と訓練を検討したのは1997年のことであった。それ以来、婦人の地位委員会は、教育、訓練、科学、技術への女性と女兒のアクセスと参画並びにディーセント・ワークへのアクセスの重要な側面をその審議や成果に含め、最近では、女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する2007年の合意結論にこれが含まれた。(E/2007/27を参照)。

15. 女性と環境に関する合意結論(1997年)で、委員会は、環境的に健全な技術を開発し、適切なニュー・テクノロジーの開発に影響を及ぼす際に、女性の役割を支援するよう関係者に要請した(E/1997/27を参照)。女性の教育と訓練に関する合意結論(1997年)で、委員会は、情報技術の利用を含め、女兒と女性のための数学、科学、技術教育に新たな重要性を置くよう関係者に要請した。委員会は、立案から適用、監視、評価に至るまで、ニュー・テクノロジーの開発への女性の参画も奨励した(同上)。

16. メディアと情報コミュニケーション技術への女性の参画とアクセス及びそれが女性の地位の向上とエンパワーメントに与えるインパクトとその

ための道具としての利用に関する合意結論(2003年)で、委員会は、情報コミュニケーション技術(ICT)に基づく経済活動、情報システムと改善されたテクノロジー、この領域での新たな雇用機会への女性の平等なアクセスを通して、女性の雇用機会を推進するためのテクノロジーの利用の可能性に注目した(E/2003/27)。開発への女性の参画の強化に関する合意結論(2006年)で、委員会は、応用テクノロジーのみならず、情報コミュニケーション技術への女性と女児の平等で効果的なアクセスと利用を高める必要性を強調した(E/2006/27を参照)。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達に関する合意結論(2008年)で、委員会は、技術革新と技術移転に参画し、利益を受ける際に、女性が所有する事業を支援することの重要性を認めた(E/2008/27を参照)。

17. 開発のための科学・技術委員会は、開発のための科学技術に関するその年次決議で、ジェンダー平等への配慮を目に見えるものにしてきている。この委員会は、委員会の作業のジェンダーの視点に関して助言を提供するジェンダー諮問理事会を設立している唯一の機能委員会でもある。第8回委員会(2005年)は、男女双方のために技術研究と科学研究への平等なアクセスを保障する強力なジェンダー政策を通して、科学・技術の教育制度を強化するよう各国政府に要請した(E/2005/31を参照)。第12回委員会(2009年)は、科学・技術・工学教育と研究のための機会を拡大し、特に女性のためにブロードバンドの接続を提供するよう各国政府に要請した(E/2009/31を参照)。第13回委員会(2010年)での「ジェンダーと科学・技術」というテーマでのパネル・ディスカッション中に、各国政府と国際社会は、女性のニーズに対処する科学・技術の更なる利用のみならず、科学・技術における女性の更なる役割に向けて活動するよう要請された(E/2010/92を参照)。

18. 情報社会世界サミットは、ジュネーブ行動計画(2003年)(A/C.2/59/3を参照)と情報社会テュニス・アジェンダ(2005年)(A/60/687を参照)で、意思決定レベルを含め、ICTへの女性の参画を推進することの重要性を認めた。世界サミットは、ICTのキャリアに女性の数を増やすために、ICT関連分野での女性の平等な訓練機会と女児を対象にした科学・技術の早期介入プログラムを要請した。サミットは、ジェンダーに対応したICT政策の必要性も強調した。2005年の世界サミットで、各国政府は、技術を含めた生産資産と資源への女

性の平等なアクセスを確保することを公約した⁷⁷。

19. 2015年まで達成される具体的目標が、世界レベルで、女性と女児の教育と完全雇用へのアクセスと参画のために設定されている。ダカール世界教育フォーラム行動枠組み(2000年)⁷⁸は、6つの万人のための教育(EFA)目標を定めたが、その中の2つは特に教育におけるジェンダー平等の達成を目的としている。8つのミレニアム開発目標の2つが、ジェンダー平等と教育を目的にしている。つまり、目標2は普遍的初等教育を目的にしており、一方、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する目標3の下でのターゲットの1つは、2015年までにあらゆるレベルの教育でジェンダー格差をなくすことである。

B. 討議ガイド

20. ラウンドテーブル中に、加盟国の高官代表は、優先テーマに関するコミットメントの国内レベルでの実施に関して、利用できるならば支持するデータを伴って、ギャップと課題のみならず、学んだ教訓、業績、好事例を中心にすることが期待される。

21. 国内レベルでは、様々な関係者が、テーマで明らかにされた領域への女性と女児のアクセスと参画を実現し、以前の公約や行動を実施することに貢献している。参加者たちは、以下の問題に関連して、それぞれの国内での経験、取られた行動、学んだ教訓、好事例または有望な事例に基づいて情報を提供したいと思うかもしれない：

(a) あらゆるレベルの質の高い正規・非正規教育において女性と女児のために取られた行動及び達成された結果。これには、①非正規教育のみならず、正規の教育への女性と女児のアクセスと参画の著しい増加という結果となった成功した政策とプログラム、②効果的な教員資格課程、ジェンダーに配慮した教授法とジェンダーに配慮したカリキュラムと教材の開発での教員訓練、③成功した識字・職業訓練プログラム、④ジェンダー・ステレオタイプを著しく減らす結果となった教育イニシャティヴ、及び⑤非伝統的研究分野に参画するよう、男児と男性のみならず、女児と女性を奨励することになった措置が含まれる。

(b) 科学・技術において女性と女児のために取

⁷⁷ 総会決議 60/1 を参照。

⁷⁸ 国連教育科学文化機関、世界教育フォーラム最終報告書(2000年、パリ)を参照。

られた行動と達成された結果。これには、①科学・技術教育と雇用における女性と女児の数を増やすための介入、②科学・技術におけるジェンダー・ステレオタイプとジェンダー・バイアスを克服するために取られた手段と達成された結果を含めることができよう。

(c) すべての分野、特に科学・技術における女性と女児の教育達成度と労働市場におけるこれに釣り合う機会とをつなげること。これには、①学校/訓練から仕事への移行の改善、②女性が労働力参加において直面する障害の除去、③垂直分離のみならず、職業分離の減少、及び④女性起業家の支援という結果となった政策と戦略の例を含めることもできよう。

(d) 科学研究と技術開発におけるジェンダー・バイアスの撤廃という結果となった政策と措置。これには、①女性と女児、男性と男児のニーズを考慮に入れるための研究優先事項と目標の変更、②科学研究におけるジェンダー分析方法論を主流化するための資金の提供、及び③研究、開発、革新におけるジェンダー問題に関する能力開発を含めることができよう。

(e) 女性の技術へのアクセスと利用を通して、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標に向けて前進するために取られた行動。これには、①研究能力の強化、②技術の開発、生産、普及のプロセスの改善、及び③技術的協働とパートナーシップの強化を含めることもできよう。

(房野 桂訳)

E/CN.6/2011/5

**完全雇用とディーセント・ワークへの女性の
平等なアクセスの推進を含めた教育・
訓練・科学・技術への女性と女児の
アクセスと参画に特に重点を置いた
国内政策とプログラムの開発・実施・評価
におけるジェンダーの視点の主流化
における進歩**

事務総長報告書

概要

本報告書は、女性と女児の正規・非正規教育と訓練がどの程度完全雇用とディーセント・ワーク

に繋がっているかを調べるものである。本報告書は、婦人の地位委員会によって検討されるための勧告を提供するものである。

I. 序論

1. 経済社会理事会決議 2009/15 に従って、第 55 回婦人の地位委員会は、その優先テーマとして、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた女性と女児の教育・訓練・科学・技術へのアクセスと参画」を検討する。このテーマについての詳細な分析ができるように、本報告書は、正規・非正規教育と訓練への女性と女児のアクセスと参画がどの程度完全雇用とディーセント・ワークに繋がっているかを調べるものである。科学・技術教育と雇用を含めた科学と技術におけるジェンダー平等の問題は、優先テーマに関する事務総長の別の報告書(E/CN.6/2011/3)で対処される。両報告書は、優先テーマの委員会での検討のためのインプットとして役立つ。

2. 本報告書は、国内政策とプログラムにおけるジェンダーの視点の主流化における進歩に関して、加盟国による寄稿⁷⁹の分析を組み入れたものであり、従って、経済社会理事会決議 2006/9 に応えるものである。国連機関による出版物、オンライン討論⁸⁰及び示されているその他の筋からの情報とデータにも基づいており、婦人の地位委員会での検討のために、今後の行動のための勧告で締めくくる。

II. 背景

3. 北京行動綱領⁸¹は、人権として、また、平等・開発・平和という目標を達成するための基本的ツールとして、教育を強調し、1990 年の万人のための教育世界会議の成果に沿って、初等・中等・高等教育、職業訓練、成人識字、生涯学習を含めたあらゆるレベルの教育と教育成果へのアクセス

⁷⁹ アルゼンチン、ボリヴィア、ベラルーシ、ベルギー、ブルキナファソ、カンボディア、カナダ、中国、キプロス、デンマーク、ジブティ、エクアドル、エルサルヴァドル、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ジャマイカ、日本、レバノン、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ザンビアの政府より寄稿があった。

⁸⁰ www.un.org/womenwatch/daw/csw/csw55/onlinediscussion.html を参照。

⁸¹ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 1 章、決議 1、付録 II。

及びあらゆる形態の教育における男女間の格差をなくすよう各国政府に要請した。2000年の第23回特別総会で、各国政府は、教育への平等なアクセスと職業訓練、科学、技術を含めた教育におけるジェンダー格差をなくすよう要請した。各国政府は、正規・非正規・職業訓練、生涯学習、引き留め、遠隔地教育へのアクセスを改善することを通して、女性の雇用可能性及び質の高い職へのアクセスを高めるための政策とプログラムを開発する必要性を強調した。職業分離の根本原因の一つとして、ジェンダー・ステレオタイプに対処することの重要性も強調された。

4. ミレニアム宣言（総会決議 55/2 を参照）の中で、世界の指導者たちは、2015年までに教育におけるジェンダー平等を達成することを公約した。2000年に、ダカールでの世界教育フォーラムは、6つの万人のための教育目標を定めたが、そのうち2つは、特に教育におけるジェンダー平等の達成を重点としている。ミレニアム開発目標は、8つの目標の中の2つで、ジェンダー平等と教育に対処している。目標2は、普遍的初等教育を中心としており、一方、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する目標3のターゲットの1つは、あらゆるレベルの教育におけるジェンダー格差の解消である。

5. 婦人の地位委員会は、1977年に優先テーマとして最後に教育と訓練を検討し、女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃に関する2007年の合意結論(E/2007/27-E/CN.6/2007/9、第I章Aを参照)を含め、その審議と成果において、ディーセント・ワークへのアクセスのみならず、教育・訓練、科学、技術への女性と女兒のアクセスと参画の重要な側面に繰り返し対処してきた。

6. 2009年12月に、国連教育科学文化機関の委員国は、第6回成人教育国際会議で、ベレム行動枠組みを採択したが、その中で委員国は、女性のための生涯学習への投資を優先させ、女性の成人学習と教育プログラムへのアクセスと参画を改善することを公約した。

7. 女性と女兒の教育・訓練・科学・技術へのアクセスと参画及び彼らの完全雇用とディーセント・ワークへのアクセスは、人権条約及びその監視メカニズムでも扱われている。女子差別撤廃条約は、教育と雇用における女性差別を撤廃するよう締約国に求めている。経済的・社会的・文化的権利国際規約には、公正な賃金と女性の同一価値労働に対する同一報酬に関する特別の規定が含まれてい

る。特にジェンダー平等に関連する国際労働機関(ILO)条約には、1958年の差別(雇用と職業)条約(第111号)、1951年の同一報酬条約(第100号)及び1981年の家族的責任を有する労働者条約(第156号)が含まれる。

8. 女子差別撤廃委員会は、その総括所見で、特に農山漁村または遠隔地域で暮らす女兒及び言語的・民族的マイノリティに属する女兒の間で、早期結婚、伝統的な性役割のステレオタイプ、交通手段の欠除、教育の間接的経費、経済活動へのかかわりのせいで、特に中等レベルで女兒の学校からの落ちこぼれ率が高いことについて、定期的に懸念を表明している。

9. 2009年6月に、国際労働大会は、国際金融・経済危機が社会と雇用に与えるインパクトに対処するために、「危機からの回復：世界のジョブ・パクト」と題する決議を採択した⁸²。危機は、新たなジェンダー平等政策対応を形成する機会であるとみなされるべきであると述べて、大会は、雇用、社会保護、基本原則と職場での権利、社会対話と政・労・使の三者主義、各国政府・雇用者団体・労働者団体・ILOの役割を含め、仕事の世界におけるジェンダー平等に関する包括的勧告も採択した⁸³。

III. 教育と訓練への女性のアクセスと参画⁸⁴

全体像

10. 教育は、経済成長と社会変革の重要な牽引力であり、ジェンダー平等達成のためのその重要性は十分に認められている。例えば、サハラ以南アフリカの24カ国からの証拠は、全く教育を受けていない女兒の出生率は、中等以上の教育を受けた女兒の間の出生率よりも4倍も高いことを示している⁸⁵。過去数十年にわたって教育機会は拡大し、世界人口のさらに大きな割合が正規の教育にアクセスできるようになっている。男児に比して女兒

⁸² ILO、*危機からの回復：世界のジョブ・パクト*(ジュネーヴ、国際労働事務所、2009年)。

⁸³ ILO、*ジェンダー平等委員会報告書、暫定記録第13号、第98回国際労働大会、ジュネーヴ、2009年*(ILO文書IL.C98-PR13-2009-06-0323-1-En.doc)、ディーセント・ワークの核心にあるジェンダー平等に関する決議を参照。

⁸⁴ 別に表示がなければ、報告書のセクションIIIとIVの情報は、加盟国からのインプットに基づいている(上記注5を参照)。

⁸⁵ 世界銀行、「働くための準備：思春期の少女と若い女性のための経済的機会の増加」(ワシントンD.C.、2008年)。

の就学率は、着実に改善し、2008年に、初等レベルで男児100人に対して女児97人、中等レベルで男児100人に対して女児96人、高等レベルで男性100人に対して女性108人に達した⁸⁶。

11. かなりの進歩が遂げられたが、教育への女性と女児のアクセスには依然としてギャップが残っている。2007年に、初等教育年齢の7,200万人の子どもたちが、学校に行っておらず、その54%は女児であった⁸⁷。同様に、2007年に学校に行っていない7,100万人の思春期の若者の54%が女児であった⁸⁸。さらに、学校に行っていない女児は、男児よりも学校に行く可能性が低い。さらに、初等以降の教育への女性と女児のアクセスは、世界の多くの部分、特にサハラ以南のアフリカ、西アジア、南アジアで依然として限られている⁸⁹。さらに、アクセスと職業分離の点でのジェンダー格差は、しばしば、一般教育よりも技術・職業教育においてより顕著である¹³。

12. 世界平均は、国と国との間及び国の内部での教育への参画率の大きな隔たりを覆い隠している。例えば、独立国共同体、ラテンアメリカとカリブ海、北アフリカ、東南アジアでの高等教育には、男児よりも女児の方が多く就学しているが、サハラ以南アフリカと南アジアでは、女児の就学率は男児よりもはるかに低い¹⁵。さらに、女性と女児は依然として人文学、社会科学に数が多く、科学と工学には数が少ないので、学問分野に関して格差がある。

13. 女性は、世界の7億5,900万人の成人非識字者の3分の2近くを占めている⁹⁰。多くの地域での女性識字率の進歩にもかかわらず、女性の識字率が62%より低いアラブ諸国、南西アジア、サハラ以南アフリカを含め、いくつかの地域ではジェンダー格差が根強く残っている。

14. これら統計は、経年の変化を示す際に有用ではあるが、不平等に対処するための適切な政策対応を策定するためには、国ごとに比較できる性別

データが、落ちこぼれ率、修了率の差、低い就学率とある科目または学問分野における性による低い参画率のような不平等の根底にある原因を探求するために必要とされる¹²。例えばブルキナファソのジェンダー観測所の設立は、この領域での進歩を監視し、評価するための性別データの収集を促進することができる。

15. 金融・経済危機が女児の教育にどのようなインパクトを与えるのかはまだはっきりしていないが、危機は、教育の提供を含め、多くの国々で社会サービスを危険にさらしている。例えば、サハラ以南アフリカで教育のために利用できる資金は、2009年と2010年には平均して年46億ドル減少するものと見積もられた⁹¹。過去の危機からの経験は、金融・経済危機時に公共支出を削減し、家庭所得が減少するという傾向が、女児の退学に繋がることを示している(E/2010/4-E/CN/6/2010/2、パラ72)。

教育へのアクセスの増加

16. 北京宣言と行動綱領⁹²及び第23回特別総会成果⁹³の実施の15年後の見直しは、特にアクセスに関連して、各国が女性と女児のためのかなりの利益を伴って、国内レベルで教育と訓練のための戦略目標を実施するために、広範な行動を取ってきたことを示した(E/2010/4-E/CN.6/2010/2、パラ49)。

17. ジェンダー・ギャップを狭める際の進歩は、財政的・文化的障害を含め、女児が直面する重複する形態の不利な条件に対処するために改革を行っている国々で特に顕著である¹⁶。イニシャティヴには、女性教員の募集、農山漁村地域への女性教員配置のための奨励策の提供、教員へのジェンダーに配慮した訓練の提供、衛星学校の設立が含まれる。カンボディア、カナダ、エルサルヴァドル、ドイツを含むいくつかの国々は、教育セクターにジェンダーの視点を主流化するための措置を取っている。パキスタンの国立職業・技術教育委員会は、技術開発を通して、女性のアクセス、公正、雇用可能性を改善するために、技術教育にジェンダーを主流化する国内技術戦略を開発している。国々は、開発協力の枠組みの中で、女児の教

⁸⁶ UNESCO、世界教育ダイジェスト2010年、www.uis.unesco.orgより利用可能な出版物。

⁸⁷ UNESCO、周縁化されたものに届く、2010年万人のための教育監視報告書、www.unis.unesco.orgより利用可能な出版物。

⁸⁸ M. Bruneforth, P. Wallet、「学校に行っていない思春期の若者を監視するための指標の開発」、周縁化されたものに届く中に引用された背景文書、上記注13。

⁸⁹ 国連、2010年ミレニアム開発目標報告書(ニューヨーク、2010年)。

⁹⁰ 周縁化されたものに届く、上記注13;「ジェンダー概観」、北京+15協議会のために準備された文書。

⁹¹ UNESCO、不平等を克服する: どうしてガバナンスが問題なのか、2009年万人のための教育世界監視報告書、www.uis.unesco.orgより利用可能な出版物。

⁹² 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

⁹³ 決議S-23/2、付録及び決議S-23/3、付録。

育へのアクセスに対処することに積極的である。例えば、ベルギーと日本の開発援助には、学校建設、教員の訓練、カリキュラム開発の支援への重点が含まれている。

18. 貧困は、依然として女兒の教育へのアクセスに対する大きな障害である。女兒の教育へのアクセスは、彼女たちが貧困、農山漁村地域、都会のスラムで暮らしていたり、マイノリティ集団に属していたり、武力紛争の悪影響を受けていたり、障害をもっていたりすると特に限られたものとなる。イエーメンでは、女兒の初等教育就学率が、最も貧しい農山漁村地域で最も低く、そこでは2005年に、学校に通っていない子どもたちの70%が女兒であり、88%が農山漁村地域で暮らしていることが分かった¹³。42カ国からのデータは、最も貧しい家庭の中等教育年齢の女兒が学校に通う可能性は、最も豊かな家庭の女兒の半分であることを示している¹⁵。

19. 家庭の資源が限られている状況で、両親は、女兒の教育の経済的利益は未来の婚家にとられてしまうと考え、女兒は卒業後就職の機会を見つけれないだろうと懸念するために、女兒よりも男児を教育する方を好むかも知れない⁹⁴。女兒は、家事や弟妹の世話に関わったりするために、家庭で必要とされるかも知れない。女兒が教育から排除されるもう一つの根底にある要因は、児童労働である。16の世帯を基にした国内児童労働調査によれば、5歳から15歳までの男児の21.2%と女兒の15%、15歳から17歳までの男児の45.5%と女兒の30.4%が労働市場に参入している。もし仕事の定義に非経済活動を含めるならば、女兒の労働率は男児より高くなる。一週あたり28時間以上家事を行う5歳から14歳までの子どもの中で、時間当たり就学率は、男児よりも女兒の方が速い速度で減少する⁹⁵。

20. 家庭を対象とした財政奨励策は、女兒の就学率を上げる際に特に重要である。介入の中には、授業料の廃止、学校給食プログラム、無料の制服の配布のように、教育を最も貧しい人々のためにもっと利用できるものにするために、女兒と男児

双方を対象としたものもあり、初等教育に対する需要を増やし、低学年中等教育では特に女兒に利益をもたらすものもある⁹⁶。しかし、授業料の廃止は、教科書及びその他の教材・学習品のために両親から料金を徴収することにより、収入の喪失に直面している学校が、非公式料金を導入せざるを得ないことにもなる¹⁶。

21. ラテンアメリカ、中東、アフリカの国々の中には、女兒の就学と引き留めを確保するために、母親または家庭に現金支援を提供する条件付き現金送金プログラムを実施しているところもある⁹⁷。しかし結果は、ジェンダー・ギャップを埋めるといふ点では様々である。ニカラグアの社会セーフティ・ネット・プログラムの評価は、女兒と男児の就学率に与えるインパクトにはほとんど差がないことを示している⁹⁸。以前メキシコで *Progres*a として知られていた *Oportunidades* プログラムは、中等教育就学率を女兒は9.2ポイント、男児は6.2ポイント上げたが、初等教育就学率にはほとんどインパクトがなかった⁹⁹。パキスタンのパンジャブ州の女子学生を対象とした条件付き現金送金プログラムは、6年生から8年生までの女兒の就学率を上げることに成功し、男児の就学率にも良い波及効果があった¹⁰⁰。しかし、もし母親たちがプログラム参加に付されたすべての条件に従う責任を完全に負うよう期待されるならば、そのようなプログラムはジェンダー分業を強化し、ジェンダー・ステレオタイプを永続化することにもなるという懸念がある¹⁰¹。

22. 各国政府は、女兒の教育の重要性について両親を納得させるための意識啓発キャンペーンを行っている。西アフリカの各国政府の中には、娘を教育することの重要性を伝えるために、両親を対象としたキャンペーンを開始するために、村の長

⁹⁶ インパクト評価国際イニシアティブ、*Enduring Questions Brief*、第8号、2009年5月。

⁹⁷ E. Unterhalter 他、「ジェンダー平等と女性と女兒の教育、1995-2010年：希望の余地はどれほどあるか?」、UNESCO 北京行動綱領の15年後の見直しのための文書、2010年。

⁹⁸ J.A. Maluccio 及び R. Flores 「条件付き現金送金プログラムのインパクト評価: Nicaraguan Red de Proteccion Social」、討議文書第184号(ワシントンD.C.、国際食糧政策調査研究所、2004年)。

⁹⁹ T.P. Schultz、「貧困者のための学校補助金：メキシコ *Progres*a 貧困プログラムを評価する」、*開発経済ジャーナル*、第74巻、第1号(2004年)、199-250頁。<http://ideas.repec.org/egc/wpaper/834.html> より利用可能。

¹⁰⁰ A. Hasan、「ジェンダーを対象とした条件付き現金送金：就学率、波及効果、授業の質」、政策調査研究報告書、第5257号(ワシントンD.C.、世界銀行、2010年)。

¹⁰¹ M. Molyneux、「ラテンアメリカにおける社会保護の変化と継続：国に仕える母親たち」(ジュネーブ、国連社会開発調査研究所、2007年)。

⁹⁴ Plan International、「スクリーン影の裏で：アジアにおけるジェンダー不平等の内幕」、改訂版、2008年、<http://plan-international.org/files/Asia/publications/behindthescreen.pdf>。

⁹⁵ Federico Blanco Allais、「ジェンダー・ギャップを評価する：SIMPOC 調査よりの証拠」(ジュネーブ、ILO、2009年)。T.P. Schultz、「貧困者のための学校補助金：メキシコ *Progres*a 貧困プログラムを評価する」、*開発経済ジャーナル*、第74巻、第1号(2004年)、199-250頁。<http://ideas.repec.org/egc/wpaper/834.html> より利用可能。

老や宗教指導者と協力したところもある¹⁶。ザンビアは、女兒の教育の重要性についてコミュニティの意識を啓発し、女兒に大学の奨学金を提供した。トルコの「雪の粒」と「父さん、学校に行かせてよ」キャンペーンは、女兒の通学にかなりのインパクトを与えた。

23. 早期結婚または早期妊娠が女兒を学校から落ちこぼれさせることもある。60カ国における人口・保健調査からのデータは、南アジアでは20歳から24歳までの女性の50%が18歳になる前に結婚し、アフリカでは41%、ラテンアメリカとカリブ海では25%がそうであることを示している¹⁰²。

24. 早期妊娠に関連する落ちこぼれをなくすために各国政府が取った措置には、10代の母親が学校に戻れるようにする教育規範の改訂が含まれた¹⁰³。タンザニア連合共和国では、スウェーデンの支援を得て、女兒と若い女性が出産後に学校に戻ることができるようにするための法改革が起こっている。デンマーク大学と財産機関は、科学・技術・革新省の下で、女子学生のための出産時間を考慮に入れつつ、正式のプログラム期間内に学生がその研究を修了した時に、大学にボーナスを与えている。

25. 学校での女兒の安全、特に登校途中及び学校での性暴力に対する女兒の脆弱性についての懸念も、両親が女兒を学校から退学させることにもなる¹⁰⁴。遠隔農山漁村地域の女兒の両親は、学校への距離のために特に娘の安全について懸念している¹³。トルコは、特に女兒が落ちこぼれる村や小さな居住地に寄宿学校を設立している。さらに、水、交通、エネルギーのようなインフラへの投資が、水や燃料集めのような女兒の無償労働の重荷をかなり減らすのみならず、学校及び登校途上で女兒の安全を改善できる。ベルギーは、女兒が水集めに対して主要な責任を担い、衛生的なトイレがないと学校に通えないかも知れないという事実を鑑みて、農山漁村地域での水と衛生へのアクセスを高めるために、主としてモロッコとセネガルで、いくつかのプロジェクトに資金を提供している。ジブティは、水、電気、トイレ、運動場、安全なスペースを備えることによって、小学校を改善している。

26. 女兒と男児、女性と男性が平等に学習機会にアクセスでき、ジェンダー・ギャップを狭めるような方法で資金が配分されることを保障するために、クォータ制も利用されている¹⁰⁵。例えば、ザンビアでは、大学入学枠の30%が女兒のために取ってあり、女性と男性の受験生は、残る70%を争う。

27. 加盟国は、国連女兒教育イニシアティブとアフリカ女性教育者フォーラムのような市民社会団体への支援を通して女兒の教育へのアクセスを推進した。ノルウェーは、初等教育、女兒の権利、ジェンダー平等を強化するための国連児童基金の作業に貢献した。デンマークは、女兒の教育へのアクセスの強化に重点を置いて、万人のための教育ファスト・トラック・イニシアティブに1億3,500DKKを提供した。

教育の質の向上とジェンダー・ステレオタイプの撤廃

28. 万人のための教育の達成は、アクセスを高めることのみならず、女兒と男児が学校で何を学ぶかにもかかっている。教育の質の悪さは、多くの子どもたちが基本的な識字や算数技術を身につけずに学校を卒業するので、特に開発途上国では大きな問題となっている。さらに、女兒と女性には、読み書き算数以上のものが需要である。彼女たちは、批判的な思考力、チームワーク、企画と組織立て、コミュニケーションと指導力のような今日の就職市場に関連する技術も発達させなければならない。

29. 質の高い教育は、学校のインフラ、教科書と教材の利用可能性、教師の能力と訓練を含む多くの要因にかかっている。幼児教育への投資も、後の学習達成度を改善する助けにもなる。例えば、パナマは、3つの別個の正規・非正規プログラムを通して4歳児と5歳児を対象とし、もっと多くのもっと幼い子供たちに到達するために、その幼児教育ネットワークを拡大することを計画している。

30. 学校教育の質に悪影響を及ぼす一つの要因は、ジェンダー・ステレオタイプである。正規のカリキュラムと教科書のジェンダー・バイアスは、生徒のキャリア選択のジェンダー分離を助長することにもなる。3つの開発途上国の調査の比較分析

¹⁰² M. Buvinic 他、「ジェンダーが思春期を形成する」、開発アウトリーチ、第9巻、第2号(2007年)、12-15頁。

¹⁰³ UNDP、「ミレニアム開発目標を達成するためには何が必要か?：国際評価」(ニューヨーク、2010年6月)。

¹⁰⁴ Plan International、*女兒だから：2009年世界の女兒の状況*、<http://plan-international.org> より利用可能。

¹⁰⁵ UNESCO 生涯学習研究所、「公正な生涯学習機会の確保」、ジェンダー平等、教育、訓練に関するユネスコ・オンライン討論北京+15のために準備された文書。

は、地理的境界または家父長制の程度に関わりなく、教科書に女性に関する文言や挿絵が少なく、個人の特性や行動のみならず、職業や家庭における役割についてジェンダー・ステレオタイプを伝えていることを明らかにした¹⁰⁶。甚だしい性差別主義を教科書やカリキュラムからなくす際に、一般的に言って進歩はあるものの、あらゆるレベルの教育で、よりステレオタイプではない役割でもっと男女を描くようにするために、更なる努力が必要とされる³²。

31. ギリシャ、マルタ、モンテネグロ、スペイン、トルコを含むいくつかの国々は、ステレオタイプを撤廃するために、学校のカリキュラムと教科書を見直し、改訂している。マレーシアのように、教育省が、ジェンダー・ステレオタイプをなくすために、学校の教科書の執筆者や出版社にガイドラインを提供した場合もある(CEDAW/C/MYS/CO/2)。ブラジルでは、女性政策特別事務局と教育省が、一年生から四年生までの教科書の選択の基準を提供した。教科書は、否定的なステレオタイプを避けなければならないのみならず、ジェンダー平等に基づいた教育も育成しなければならなかった(CEDAW/C/BRA/6)。ベルギーでは、機会均等省と教育省が、教員、検査官、出版社、執筆者、教育提供者が教科書の中の性差別的ステレオタイプを発見する手助けをするためのマニュアルの開発で協働している。エクアドルでは、国立女性協議会が、識字・基礎教育プログラムの教育資料にジェンダーと女性の人権への重点を組み入れるために教育省に技術支援を提供した。

32. ジェンダー・ステレオタイプが、教員によって永続化されることもあることを認めて、カンボディア、ギリシャ、グレナダ、スロヴァキアを含むいくつかの国々は、ジェンダー平等問題に対して教員とその他の教育職員の意識を高めるイニシアティブを導入した。スペインは、教育管理者及びその他の関係者が教育に対するジェンダー別取組の知識と経験を分かち合うためのヴァーチャル・スペースとして、インターネットに基づく教育ポータルを開発した。ベルギーでは、小学校教員の最初の訓練に、意識啓発に関する30時間のコースが含まれている。さらに、2006年以来、ベルギーの教員は、ステレオタイプを打ち壊し、ジェンダーの視点から教育資料を導入し、意識啓発のための教育ツールをテストし、中立的な教育態度

を推進する目的で、ジェンダーと性的多様性の訓練を提供されている。ジェンダー・ステレオタイプを撤廃するためのその他のイニシアティブには、ジャマイカにおける一般意識啓発プログラムのみならず、政策策定者、教員、学生を対象としたジェンダー平等とワークライフ・バランスの原則に関する訓練セミナーが含まれた。

33. 女性教員も男性教員も、女兒と男児のためのロール・モデルとして役立つことによって、ジェンダー・ステレオタイプに対処するために極めて重要である。しかし、女性教員は、程度の低い教育においては数が多すぎ、特に開発途上国においては都会の学校に集中する傾向がある。2005年の女性教員の世界平均は、就学前が94%、小学校が62%、中等教育が53%、高等教育では41%であった¹⁷。しかし、国々の中には、程度の低い教育で女性教員が不足しているところもある。これに代えて、例えばザンビアは、教員養成校に就学する学生の51%は女性、男性は49%でなければならぬとしており、これが特に農山漁村地域で女性教員の数を増やすことに役だっている。オランダは、給料を上げることを含め、初等教育を男性にとってもっと魅力あるものにしようとしている。男児のためのロール・モデルを生み出し、男性のために新しい雇用機会を生み出そうと努力して、ドイツは、関連イニシアティブについての情報を普及するのみならず、この職業に就くことに興味を抱く男性を再訓練することを通して、幼児教育における男性の職業の数を増やす措置を取っている。

34. 財政的奨励策を提供することを含め、大学で女性教授の数を増やすための措置も取られてきた。ドイツは、女性教授3名までの資金を受けるために、機会均等計画を提出するよう大学に勧める「女性教授」プログラムを開始した。同様に、ベルギーは、一部は女性教授の数を増やすことに基づく新しい大学資金提供システムを設立し、一方スイスは、大学で女性教授25%というターゲットを確立し、女性教授任命に対して大学に経済的奨励策を提供した。

35. ジェンダー・ステレオタイプは、高等教育での成績、引き留め、参画を含め、教育における男児の不活発さを助長するかもしれない地域もある。スウェーデンにおける最近の報告書は、女兒の方が男児よりも成績が良く、男児の方が矯正介入を必要とする行動上の問題を抱えていると診断される危険がより高いことを示している。グレナダでのこの問題に対処するための措置には、一般の意識啓発、支援ワークショップ、人格的発達と怒り

¹⁰⁶ R.L. Blumberg(2007年)教科書のジェンダー・バイアス: 教育における平等の道程にある隠れた障害。2008年EFA世界監視報告書のための背景文書。

の管理訓練が含まれた。男児の不活発さが女兒への重点が減少することに繋がる危険があるが、ベルギーのヴィーナス・プロジェクトが示しているように、教育にジェンダーの視点をよりよく統合するための機会も提供する。このプロジェクトの出発点は、中等教育における男児の成績に対する懸念であったが、男児も女兒も学ぼうとする動機を持たせる具体的慣行を明らかにした。

非正規教育と訓練

36. 非正規訓練は、依然として正規教育制度を補足する重要なものである。これは学校に通っていない女性と女兒に届くことができ、緊急事態の悪影響を受けている国々では特に重要である。英国の国際開発省による調査によれば、成人識字プログラムへの女性参加者の30%から40%が、家庭の決定に貢献し、地方の公的問題に参画する際に、より強い自尊心と自信をつけている¹⁰⁷。

37. 非正規教育は、成人女性の間で非識字を根絶するための重要なツールである。パキスタンは、国内政策とプログラムの見直しを通して、その識字プログラムのジェンダーの側面を強化した。女性間の低い識字率の根本原因に関する調査が行われ、識字プログラムへのジェンダー主流化に関するアドヴォカシー・ツールキットが開発され、政策策定者とコミュニティ・リーダーが国の開発にとっての女性の識字率の重要性に対して意識を啓発された³¹。トルコの「学校での母親と女兒」識字キャンペーンを通して、教育省、地方自治体、NGOが職業・技術校や機関を通して、女性に識字コースや技術訓練を提供した。パラグアイは、地方のコミュニティで、男女双方を対象にしたジェンダーに配慮した識字キャンペーンを行った。ジブティは、女性のエンパワーメントに重点を置いた様々な識字キャンペーンを行い、約17,000名の女性と思春期の少女が基本的な算数と読解技術を身につける結果となった。

38. 既存の非正規訓練プログラムの大きな弱点は、それらがしばしば地方の市場機会の評価に基づいておらず¹⁰⁸、市場に関連する職がないにもかかわらず提供されていることである。さらに、それらは、しばしば依然として美容や洋裁のような伝統的な女性の職業を女性と女兒に訓練することによって、ジェンダー・ステレオタイプの境界内にと

どまっていることである³⁰。

39. これを認めて、ベルギーは、初等または中等低学年の教育を終えて学校を卒業したとか、非識字である女性のために、セネガルで職業訓練プロジェクトを支援したが、これは地方の労働市場のニーズと可能性に向けた技術訓練を提供した。カンボディアでは、農山漁村の貧困者のための収穫後のテクノロジーと技術を繋げるプログラムが、学校を落ちこぼれた者、特に女兒に、関連する職業校に就学できるようにするために、9年生に相当する資格を修了させるための集中コースを提供した。中国の商務省は、英国の国際開発省と協働して、多くの省で、以前学校から落ちこぼれた15歳から18歳までの農山漁村の女兒に技術訓練と能力開発を提供した。

40. 情報コミュニケーション技術は、遠隔地教育の可能性を拡大した。例えば、パラグアイは、視聴覚に基づく識字訓練プログラムを実施した。しかし、遠隔地教育は、女性が直面するかもしれない様々な制約を考慮に入れなければならない。た例えば、トルコの農山漁村地域で暮らしている女性のためのe-学習や遠隔地教育は、対面指導、育児サービス、学習センターへの交通、女性と子どもへの食糧の提供を加えて初めて成功した¹⁰⁹。

IV. 完全雇用とディーセント・ワークへの女性のアクセスと参画

全体像

41. 教育には多くの非市場的利益があるが、普通、生産性の改善とより高い稼ぎに繋がるものと期待されている。国々が就学率においてジェンダー同数に向けて進歩するにつれて、これら進歩が労働市場に反映されることが期待されるであろう。しかし、女性の労働力参加は増えたが、教育においてなされた改善から期待される規模ではそうっていない。農業セクター以外の有償雇用での女性の割合は増えたが、女性の労働力参加率は2008年には男性の77.5%に比して52.6%になるものと期待された。20歳から24歳までの人口のうち、女性は、あらゆる地域で労働力参加率においては男性に遅れを取り続けており、南アジアが最大のギャップ、つまり雇用されているまたは雇用を求めている男性82%に対し、女性は27%を記録した

¹⁰⁷ 英国国際開発省、「成人識字：最新情報」、DFID 実践文書、2008年8月。

¹⁰⁸ 国連経済社会問題局、「2007年世界青少年報告書：青少年の成人への移行：進歩と課題」(国連出版物、販売番号E.07.IV.1)。

¹⁰⁹ 第54回婦人の地位委員会、2011年の婦人の地位委員会に備えて開かれたパネルの司会者の概要。

110。

42. ラテンアメリカ、欧州、中央・東アジア、太平洋のように、女兒と男児双方の就学率が高い地域でさえ、労働力参加率は男性よりも女性の方がはるかに低い²⁸。同様に、中東と北アフリカ地域は、女兒と女性の教育成果においてかなりの進歩を遂げたが、女性の労働力参加率は依然として30%以下である¹¹¹。

43. 同時に、女性の世界的失業率は、男性より高く、2009年で7%対6.3%と見積もられた³⁷。開発途上国の15歳から24歳までの女性の3分の1が、若い男性の5分の1に比して、「無職」、つまり雇用されておらず、積極的に仕事を探しているか、または労働力の外にあり、学校にも行っていない¹¹²。多数の開発途上国の調査によれば、無償労働に関わっているとか、家庭を基盤とした事業に関わっているというのが、若い女性が労働市場に参入しない重要な理由であった¹¹³。

44. 教育で得たものと同等ではないが、女性の雇用機会は増加したけれど、雇用の平等はあまり改善されていない。完全雇用に向けた進歩は、必ずしもディーセント・ワークと繋がっていない。つまり、女性は労働市場に参入しているかもしれないが、労働者への権利を保障せず、社会保護を拡大せず、社会対話も推進しない職についているのである。

45. 2009年現在、51.2%の女性労働者は、10年前の55.9%と比べて、脆弱な雇用についている。脆弱な雇用にいる割合は男性も高く、48.2%であるが、女性が家族労働者に貢献して無償となる可能性は男性の2倍である¹¹⁴。ジェンダー賃金格差は世界のあらゆる部分で根強く続いており、世界平均が17%で、3%から51%にわたるものと見積もられている¹¹⁵。さらに、女性はパートタイム労働に数が多すぎる。例えば、欧州連合では、2008

¹¹⁰ 世界銀行、「女性のための平等：我々はどこにいるか?」(ワシントンD.C.、2008年)。

¹¹¹ ILO、*雇用傾向*(ジュネーヴ、国際労働事務所、第54回婦人の地位委員会、2011年の婦人の地位委員会に備えて開かれたパネルの司会者の概要)。

¹¹² 世界銀行、「女性のための平等：我々はどこにいるか?」(ワシントンD.C.、2008年)。

¹¹³ ILO、*雇用傾向*(ジュネーヴ、国際労働事務所、2010年)。

¹¹⁴ E. KTZ、「若い女性の雇用を推進するプログラム：何が有効か?」(2008年10月)。

¹¹⁵ J. fARES 他、「青少年は労働市場でどうしているか? 世界中からの証拠」(ワシントンD.C.、世界銀行、2006年)。

¹¹⁶ ilo、「労働市場の女性：進歩を測定し課題を明らかにする」(ジュネーヴ、2010年)。

¹¹⁷ 国際労働組合連合会、「世界のジェンダー賃金格差」(ブリュッセル、2008年)。

年に、男性の7.9%に比して、女性の31.1%がパートタイムで働いていた¹¹⁶。

46. 金融・経済危機の結果として、女性失業率の上昇が、南アジア、ラテンアメリカとカリブ海、中東、北アフリカのようないくつかの地域で、2008年から2009年までの間に男性の失業率を超え、経済を発展させた³⁷。さらに、ジェンダーに基づく職業分離により、異なった危機のインパクトは国によってさまざまであるが、女性はしばしば家庭の所得に与えるインパクトを相殺するために、有償労働と無償労働の双方により多くの時間を費やしている¹¹⁷。

47. いくつかの国々のILOの学校から仕事への移行調査によれば、若い女性は、社会的ネットワークへのアクセス、情報チャンネル、就職活動メカニズムが限られているために、若い男性よりも移行がより難しいと思っている¹¹⁸。社会規範が、女性の身体的移動を制限し、女性が働くことを容認し難いものにしていく国々もある³⁰。中東と北アフリカ地域では、学校から仕事への移行は、限られた労働市場の移動性、教育で得た技術と労働市場の需要との間のミスマッチ、法的障害または文化的規範のせいで特に女性にとって難しい¹¹⁹。例えばレバノンでは、労働市場への女性の参画が限られているのは、文化的遺産、一般のメンタリテ、深く根を下ろしたジェンダー・ステレオタイプのせいである。さらに、雇用者が、若い女性よりも若い男性を雇うことの方を好む国々もある⁴⁴。

48. 従って学校から仕事への移行イニシアティブは、女兒の教育で得たものが若い女性のディーセント・ワークの機会になることを保障するために絶対に必要である。女性の学校または訓練から仕事への移行を改善するために、ドイツは、その開発援助プログラムで、ジェンダーに配慮したカウンセリングと職業紹介サービス、ジェンダーに配慮した訓練コース、ジェンダーに配慮した労働市場政策を利用した。

49. ラテンアメリカでは、労働市場の条件と思春期の少女と女性が直面する雇用に関連のない課題の評価を通して、その立案に社会的・経済的・制

¹¹⁶ 欧州委員会、「男女間の平等」(ブリュッセル、2010年)。

¹¹⁷ 国連、開発における女性の役割に関する世界調査(ニューヨーク、2009年)。

¹¹⁸ ILO、*青少年雇用：若い男女のためにジェンダー障害を打ち破る*(2008年)、<http://www.ilo.org/>より利用可能。

¹¹⁹ 世界銀行、「中東・北アフリカ地域での女性のための能力改善と機会の拡大」(ワシントンD.C.ね2010年)。

度的状況を考慮に入れるプログラムが成功している³⁸。例えば、ペルーの良く対象を絞った需要主導の ProJoven 職業訓練が、若い女性の雇用と非伝統的技術の訓練への平等なアクセスを推進して成功した。これは、育児をカバーする追加の給付金も提供した³⁸。

50. 南アジア及びアフリカ諸国の思春期生計プログラムのようなプログラムには、労働市場技術を高めることを重点にするのみならず、職業訓練をリプロダクティブ・ヘルス及びその他の介入にも繋げたものもある。女性は、職に関する情報のための社会的ネットワークへのアクセスがほとんどないので、就職準備と就職活動技術が若い女性が職を見つけ、その職にとどまるために特に重要であり、従って、高等教育と職業訓練のカリキュラムに含められるべきである

51. 国々の中には、訓練プログラム、関係者のためのツールの開発及び雇用者に対する奨励策の提供を通して、雇用への女性のアクセスを高める措置を取ったところもある。ベラルーシは、空席を埋めるために周旋所を通して女性を対象とし、比較的需要の高い分野で職業訓練と再訓練を提供し、女性のための職を創出するために雇用者にローンを提供した。デンマークの公共雇用サービスは、そのジェンダー平等専門ユニットを通して、男女に労働市場への平等なアクセスを確保するために、就職センター及びその他の関係者にツールを提供した。キプロスは、女性の労働コストに助成金を出すことを通して、労働市場への女性の参入を増やすための柔軟な雇用取り決めに関するパイロット・プロジェクトを実施している。

52. 訓練機会を評価する際に、イニシャティヴは、高齢女性、農山漁村地域で暮らす女性、マイノリティ女性のようなある女性集団が直面する障害を考慮に入れなければならない。例えば、多くの高齢女性は、働き続けることができるようにするには、その技術を高め、新しい技術を発展させる必要がある。訓練プログラムは、その年齢関連のニーズと制約とを考慮に入れるべきである。女性マグナカルタ、つまりフィリピンのジェンダー平等法は、食糧生産に関する訓練プログラムへの農山漁村地域で暮らす女性の参画を確保するというマニフェストを農業省と地方自治体のユニットに与えている。労働市場参加の職業訓練のためのペルーの *Capacitate* プログラムは、農業・酪農生産と食品加工の訓練に、女性を含めることを強調した。デンマークは、新たに到着した移住者のために労働市場訓練を提供する統合プログラムとメンタリ

ング・ネットワークを含め、教育と労働市場に民族的マイノリティの女性の参画を推進するイニシャティヴを採用している。カナダの先住民族技術雇用パートナーシップ・プログラムは、女性の訓練と職の維持活動への平等な参画を強化するために、先住民族コミュニティの指導者と民間セクター、大企業の指導者、労働組合、学習機関をまとめた。

53. キャリアを中断した後で労働市場に再参入する女性を支援するために、訓練プログラムと支援サービスにますます重点が置かれている。ドイツの「ある視点としての職業再統合」プログラムは、移行に関するガイダンスを通して、ロール・モデルを生み出し、特別な技術を提供し、支援措置に雇用者と女性のパートナーを関わらせることを含め、長い家庭関連の雇用中断の後で仕事に戻る女性を支援した。マルタの雇用・訓練団体は、暴力被害者や若いシングル・マザーのみならず、労働市場に戻ろうとしている女性に、「女性のための雇用」コースを提供した。スペインは、仕事の経験に基づいて、職業能力の承認と証明のための政策を設けた。これは、扶養家族のケアワーク、子どもの教育、ホスピタリティ、観光のような領域で研究や仕事に戻る際に女性を支援するものである。

ジェンダー賃金格差と職業分離に対処する

54. 女性と女兒の教育の選択と達成は、ジェンダー賃金格差と職業分離を助長する。教育と訓練の決定は、一つには、労働市場の機会の利用可能性に基づいているので、職業分離は、女性と女兒の教育の選択に否定的なインパクトを与え、ジェンダー・ステレオタイプを永続させる。女性は教員やケアワークのような賃金の低いセクターに圧倒的に数が多く、例えば科学や工学のような伝統的に「男性の」分野には数が少ない傾向にある。パートタイムの仕事や低い技術の職に女性が圧倒的に多いこともジェンダー賃金格差を助長している。

55. 加盟国は、不平等な報酬に対処する行動を取っている。スウェーデンは、公共セクターで女性のキャリア開発に関するプログラムを設立することをスウェーデン政府開発機関に委託することを通して、2010年までに公共セクターでのジェンダー賃金格差をなくすというターゲットを設定した(CEDAW/C/SR.826)。ポーランドは、2010年にポスター、リーフレット、平等の日を利用して、既存のジェンダー賃金格差に関する欧州連合レベルのキャンペーンに参加した。

56. 近年、国々の中には、非伝統的分野への女兒の参画を高めることから女兒と男児とのジェンダー・ステレオタイプを打ち壊すことへ、職業分離をなくすことに関するそのイニシャティヴの重点を移しているところもある。オランダは、女兒と男児をその研究とキャリアについて意識を持った選択をするよう奨励するために、ゲームが用いられる調査、データベース、会議、学校訪問を開催した。ドイツの全国的ネットワーク作りプロジェクトである「男児のための新しい道」は、男児の職業選択を広げ、柔軟性のある男性のジェンダー役割を示し、その社会的技術を強化することを目的とした。デンマークは、ケア・セクターに男性を募集し、引きとめるイニシャティヴを開始した。ルクセンブルグの雇用行政は、非典型的の職業について9年生に伝える女兒と男児の日を支援した。スイスの女兒の日には、女兒が一日中父親または母親が働くのに付き添い、男児は家庭責任の分かち合いについて教室で男性と話をした。

仕事と家庭生活の両立

57. 女性が教育で得たものにもかかわらず、雇用へのアクセスが男性を主たる賃金の稼ぎ手とし、女性を主たるケア提供者、二次的稼ぎ手とするステレオタイプ概念によって制約されることもある。地域の中には、女性のケアワークへの需要が、早期結婚や出産、HIV/エイズの流行によって複雑になっているところもある。扶養家族のケア・サービス、適切な休暇計画、柔軟な労働取り決めの欠如が、女性の労働市場またはフルタイムの仕事への参加を遅らせることもある。

58. 仕事と家庭生活の両立を推進するための政策対応は、女性と男性との間の無償労働の重荷の再配分、アクセスでき、料金が手頃なケア・サービスの提供、公共インフラを改善するための投資に重点を置いた(E/CN.6/2010/2)。料金が手頃な育児及び母親・父親・両親の休暇の提供を含む政策的・法的介入は、労働市場への女性と男性双方の公正な参画を確保するために極めて重要であるが、これらは継続して主として女性を対象にしている(A/64/162)。

59. アウトリーチと意識啓発活動、特に子どもの世話における父親の役割を強調するものは、父親休業・両親の休業の範囲と利用を拡大する際に効果的であった。ポーランドの「家庭と仕事の間：女性の社会的役割と職業的役割との両立」プロジェクトは、スポットとビルボード、書物とオンライン

出版物を含め、ジェンダー・ステレオタイプの態度を変えるためのメディア・キャンペーンより成っていた。

60. 育児と介護を含むアクセスでき、料金が手頃なケア・サービスの提供も重要である。キプロスは、女性と男性のために仕事と家庭生活の両立を促進するための質の高いケア・サービスを提供するために、構造とサービスのネットワークを開発している。

女性の起業を強化する

61. 起業は、女性のもう一つの雇用選択肢であり、女性の才能、創造性、革新的考えを發揮できる機会を提供する¹²⁰。しかし、新しい事業の創出と事業の主体性にはかなりのジェンダー格差がある。特に高所得国においては、男性の方が女性よりも起業活動に関わる可能性がより高い¹²¹。女性起業家は、土地、貸付、技術、情報、市場のような資源へのアクセスと管理が限られているために、小規模の不安定な事業に集中する傾向がある⁴⁶。女性のための教育と技術訓練は、女性がニュー・テクノロジーを利用する能力を高め、自分の事業の成長の可能性と持続可能性を高めることを通して、その起業の可能性を高める際に役立つ。

62. 各国政府の中には、女性の起業を推進するためのイニシャティヴを行ったところもある。デンマークは、もっと多くの女兒が起業家になるよう元気づけるために、カリキュラムに起業教育を主流化した。ノルウェーでは、女性の中の起業を増やす行動計画が、2013年までに新たな起業家の中の女性の割合を少なくとも40%に高めることを目的としている。ギリシャは、子どもまたは障害を持つ扶養家族のいる女性起業家が自分の家を事業財産とし、その他の関連経費を事業経費とすることができる規定を作った。ニカラグアは、中小規模の事業生産者に農業の技術支援と訓練を提供したが、受領者の60%は女性生産者である。ボリヴィア多民族国家は、手工芸生産者としての先住民女性のために富の創出、資本への権利とアクセスの訓練を実施している。

63. 女性の立ち上げのためのドイツの国立機関は、女性起業家のために情報とサービスを提供する中心的な場として役立っている。ポーランドの「企

¹²⁰ ILO(2009年)、ディーセント・ワークの核心にあるジェンダー平等、ジュネーブ。

¹²¹ I.E. Allen 他、*世界起業の監視：女性と起業に関する2007年報告書*(2008年)、www.genconsortium.org より利用可能。

業心のある女性であることの利益」プロジェクトは、事業をどのように立ち上げるか、どこに資金を求めればよいか、事業をどのように推進するかについて、必要な知識を女性に提供した。トルコの多目的コミュニティ・センターは、年平均 3,000 名の女性に、所得創出・技術訓練を提供したが、これが過去 6 年半で 121 名の参加者による 75 の事業の設立に繋がった。しかし、そのようなプロジェクトや訓練プログラムが、女性の起業へのアクセスを高めるために十分ではない国々もある。例えば相続・財産法の中には、女性と女兒を差別し、生産財への彼女たちのアクセスを制限しているものもある¹²²。

V. 結論と勧告

64. 国内及びコミュニティ・レベルで取られた教育と訓練に関する行動は、特にアクセスに関連して、女性と女兒のためのかなりの利益という結果となっている。しかし、正規・非正規の教育への女兒と女性のアクセスと参画に関して遂げられた進歩は、女性のためのディーセントな雇用機会に十分には繋がっていない。教育におけるジェンダー・ギャップをなくす最も効果的な方法を決定するために、国内レベルでイニシアティブのインパクトを定期的に評価する必要がある。若い女性の学校から仕事への移行には、教育で得たものが雇用機会に繋がることを保障するために、もっと注意が必要とされる。

65. 婦人の地位委員会は、適宜以下を各国政府、国連システム、国際・地域団体、NGO、市民社会、民間セクター及びその他の関連行為者に要請したいと思うかも知れない：

(a) 予算編成プロセスを含め、すべての教育・雇用政策とプログラムにジェンダーの視点を組織的に主流化し、ジェンダー監査のようなツールの利用を通して、そのような政策とプログラムが男女に与えるインパクトを監視し、評価すること。

(b) すべての関係者との協働で、水平的・垂直的職業分離とジェンダーに基づく賃金格差の根本原因に対処する教育と雇用に関するジェンダーに配慮した法律と政策を採用し、見直し、完全に実施すること。

(c) 識字プログラムのみならず、技術・職業、成人・遠隔地教育と訓練を含め、あらゆるレベルの正規・非正規教育への女性と女兒の完全かつ平等なアクセスの確保を目的とする政策のギャップを見直し、実施に対する障害に対処すること。

(d) あらゆるレベルの教育へのアクセスと参画において、女性と女兒に悪影響を及ぼす年齢、貧困、地理的位置、言語、民族性、宗教、障害関連の不平等を撤廃する措置を取ること。

(e) 人的資源の問題、カリキュラム開発、女兒と女性、男児と男性のために助けとなる学習環境の創設を含め、学校と大学がジェンダー平等政策を開発するための奨励策を提供すること。

(f) 財政的奨励策を提供し、授業料を撤廃することにより、続く就学率の上昇と学校の所得の減少に対処するよう計画され、よく管理されたプロセスを通して、女兒の教育への経済的障害を除去すること。

(g) 意識啓発キャンペーンを通して、コミュニティ指導者と両親を対象とすることにより、特に中等レベルでの女兒の通学のための社会的支援を拡大すること。

(h) 女兒に対する暴力に対する制裁を強化し、学校とコミュニティで暴力防止活動を行い、交通、別個のトイレ、改善された照明のようなインフラの提供により、学校及び通学途上の女兒の安全を改善すること。

(i) 家事活動の重荷を減らし、教育・生産活動に関わるように女兒と女性を解放するために、代替エネルギー源、水、電気を含め、インフラを開発し強化すること。

(j) ジェンダー・バイアスが女兒と男児に与えるインパクトを評価し、ジェンダーに配慮した教材を開発することにより、教科書とカリキュラムのジェンダー・ステレオタイプを撤廃すること。

(k) 教員訓練、教授法、カリキュラム開発を通して、あらゆるレベルの教育の関連性と質を改善し、最も不利な立場にある学習者のための達成度を改善するためのプログラムを実施すること。

(l) 財政的奨励策を提供し、意識啓発活動を行い、柔軟なスケジュールとジェンダーに配慮した方法論を確保することにより、徒弟制を含め、技術・

¹²² A. Morrison 他、「ジェンダー平等、貧困、経済成長」、政策調査報告書第 4349 号(ワシントン D.C., 世界銀行、2007 年)。

職業訓練への女性と女兒の平等なアクセスを確保すること。

(m) 以前の学習と仕事の経験を正式に認めることを通して、教育・訓練・雇用機会が、通学または雇用を中断した女性と女兒に利用できるものであることを保障すること。

(n) 女性が利用できる正規・非正規教育、技術開発、職業訓練、再訓練の機会が、労働市場の需要に応えることを保障すること。

(o) 対象を絞った学校から仕事への移行プログラムのみならず、中等・高等教育機関が、就職準備と就職活動技術を女性と女兒に備えさせ、キャリア・ガイダンスを提供することを保障すること。

(p) ネットワーク作りと情報交換を促進するのみならず、事業管理と情報技術訓練、並びに財政手段へのアクセスを保障することにより、女性の起業に対する障害を除去すること。

(q) 相続、土地及びその他の財産への権利を含めた経済資源、貸付、天然資源、テクノロジーへの完全かつ平等なアクセスを女性に与えるために、法的・行政的改革を行うこと。

(r) 生涯を通して基本的な最低のニーズに応える社会保険や年金のようなジェンダーに配慮した社会保護制度を開発・改善することを含め、関連ILO 諸条約に含まれているように、フォーマル・セクターにおいてもインフォーマル・セクターにおいても、ディーセント・ワークの原則を採用し、施行すること。

(s) 労働取り決めの柔軟性、有償の母親・父親・両親及びその他の形態の休業、ケア施設の提供を通して、男女双方のために仕事と家庭責任の両立を推進する法と政策を採用し、実施すること。

(t) 教育と雇用について政策策定に伝えるために、統計指標と性別・年齢別データの開発を奨励し、促進し、これら勧告とその結果としての行動を監視し、評価すること。

(房野 桂訳)

E/CN.6/2011/6

パレスチナ女性の状況と支援

事務総長報告書

概観

本報告書は、経済社会理事会決議 2010/6 に従って、2009年9月1日から2010年9月30日までのパレスチナ女性の状況を概説するものである。本報告書は、パレスチナ女性の状況を見直し、教育と訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、女性に対する暴力、権力と意思決定、制度的取り決めに関連して、国連システム諸機関によって提供された支援の全体像を提供する。本報告書は、婦人の地位委員会での検討のための勧告で締めくくる。

I. 序論

1. パレスチナ女性の状況と支援に関する決議 2010/6 で、経済社会理事会は、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地でのパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明した。理事会は、パレスチナ女性の状況と支援に関する以前の報告書(E/CN.6/2010/4)で事務総長によって定められたものを含め、あらゆる手段でパレスチナ女性を支援するために、状況を継続して見直し、決議の実施で遂げられた進歩に関して西アジア経済社会委員会(ESCWA)によって提供される情報を含め、第55回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請した。

2. 本報告書は、2009年9月1日から2010年9月30日までの期間をカバーし、被占領地でのパレスチナ人の状況を監視する国連諸機関または個々の専門家からの情報に基づいて、パレスチナ女性の状況を見直すものである。

3. 他に説明がなければ、本報告書は、西アジア経済社会委員会(ESCWA)、パレスチナ被占領地の国連国別チーム、中東平プロセス国連特別コーディネーターを含むパレスチナ女性に支援を提供している国連システムの諸機関より提出された寄稿と情報に基づいている。この点で、国連国別チームは、国連食糧農業機関(FAO)、人道問題調整事務所、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国連教育科学文化機関(ユ

ネスコ)、国連開発計画(UNDP)/パレスチナ人支援プログラム、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金(ユニセフ)、国連婦人開発基金(ユニフェム、今は UN-Women の一部)、国連プロジェクト・サービス事務所(UNOPS)、国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)、世界食糧計画(WFP)及び世界保健機関(WHO)という国連機関による本報告書への寄稿を調整した。

II. パレスチナ女性の状況

4. 報告期間は、すべての永久的地位の問題、東エルサレムを含む被占領地を通じた現地の不安定な状況、ガザ地区と西岸との間の深い分裂に関する当事者間の折衝を続ける努力が特徴であった(A/65/35、パラ 4 を参照)。この地域での米国及びその他のカルテットのメンバーのイスラエルとパレスチナの指導部及びその他の関係者との組織的な関わりが、2010 年 9 月 2 日のイスラエルとパレスチナ人との間の直接の会談の再開に繋がった。これに先立ち、米国に支援された何回かの接近会談があった。アラブ諸国連盟も、カルテットとの会議を含め、アラブ和平イニシアティブの枠組み内で積極的にかかわった(同上、パラ 5)。

5. 何年にもわたる占領と紛争、特にイスラエルの軍事作戦“Cast Lead”が社会サービス、インフラ、家屋に損害を与えたガザでの 2009 年の重複する政治的・経済的危機の結果は継続して感じられた¹²³。2009 年に促進された経済成長と西岸とガザ地区での実質成長は、約 6.7%であったことを最初の見積もりは示しているが、ガザ地区の条件は依然として困難であった¹²⁴。物資の搬入に関するイスラエル政策の変化---ガザ地区に認められた品物の「よいもの」のリストから搬入を禁止または制限される品物の「いけないもの」のリストに至るまで---は、母集団にある程度の救済をもたらしたが、様々な社会・経済的ニーズに対処するには依然として不十分であった¹²⁵。

6. イスラエルの居住地の拡大は、東エルサレムを含む西岸でも継続した(A/65/33、パラ 5)。家屋の破壊と立ち退きの総計 230 のケースが、2010 年 8 月を通して東エルサレムと「C 地区」で文書化された¹²⁶。2010 年 7 月現在、障壁の約 61%が完成した。国際司法裁判所の 2004 年 7 月 9 日の諮問

的意見に反して、障壁は、1967 年のグリーン・ラインから西岸のパレスチナ被占領地へとかなりそれ続けている。完成されると、障壁の約 85%は、西岸内を通ることになる(A/65/35、パラ 34)。西岸での自由な移動は、報告期間中にいくつかの検問所が減って、東エルサレムを除くパレスチナの都市センター間の移動のさらなる自由に貢献したものの(同上、パラ 7)、イスラエルによって妨げられ続けた¹²⁵。2010 年 8 月末現在、西岸全体で約 500 の閉鎖の障害があり¹²⁶(2009 年 8 月の 618 に比べて、A/65/380、パラ 19 を参照)、ここでは障壁によって孤立した他の地域のみならず、パレスチナ人が重要な道路を利用し、東エルサレムにアクセスすることを妨げる制限が継続した。さらに、C 地区に存在する水源のみならず農業・牧畜地域へのパレスチナ人のアクセスに関して改善は全くなかった¹²⁵。人道ニーズは、不適切な水質のために一層厳しいものになりつつある。東エルサレムと西岸の水源は、居住地と軍事地帯を設立するために閉鎖された¹²³。高い塩分のために、ガザ地区の水供給の 80%は人間の消費に適さない¹²³。

7. パレスチナ人の主な派閥間の分裂は、特にガザ地区で、普通のパレスチナ人の生活に悪影響を及ぼし続け、パレスチナ人がパレスチナ暫定政府を支援して団結することを妨げた(A/65/35、パラ 8)。ガザ地区は、依然として事実上ハマスの支配下にあった(A/65/380、パラ 26)。

8. イスラエルの占領と主なパレスチナ人の派閥間の分裂の双方に関連するパレスチナ被占領地における政治状況はすべての個人に悪影響を及ぼしているが、女性と女兒は顕著な悪影響を受けている。

9. 2009 年末に、パレスチナ被占領地での正式の女性の労働力参加率は、世界で最も低いレベルにあり、西岸で 15.2%であり、2009 年の第 2 四半期の 15.8%よりも減少し¹²⁷、ガザ地区では 9.1%であった¹²⁸。女性が労働市場に加わる気を殺ぐ市場要因に関してユネスコとパレスチナ中央統計局によって行われた調査によれば、正規労働力の女性の約 60%が、教育、繊維、事務職、農場、農業で雇用されている。西アジア経済社会委員会(ESCWA)は、パレスチナ暫定政府と国連中東パレスチナ難

¹²⁶ 人道問題調整事務所、*人道的監視*(2010 年 8 月)。

¹²⁷ パレスチナ中央統計局、「労働力調査(2009 年 10-12 月): ラウンド(Q4/2009)、本報告書へのパレスチナ被占領地の国連国別チームより受けた寄稿で引用。

¹²⁸ UNDP パレスチナ人支援計画、「パレスチナの状況での MDG 達成」(2010 年)。

¹²³ ユニセフ、2010 年人道行動報告書。

¹²⁴ 世界銀行、西岸とガザ地区の概要(2010 年 3 月)。

¹²⁵ 本報告書へのパレスチナ被占領地の国連国別チームの寄稿。

民救援活動機関(UNRWA)が2つの主要な女性の雇用者であったと報告している。

10. 法的障害が女性が事業または経済関連の活動に参入することを妨げているわけでは全くないが、自治的な経済活動に関わることは、ある女性にとっては移動性が増えることを意味している。女性は、働くためには兄弟や夫の許可を得なければならぬことがしばしばあるので、家族紛争を避けるために、ほとんどの女性は注意深く社会規範を通り抜けなければならない¹²⁹。高い地位についている女性はほとんどなく、男女間の賃金格差は根強く続いている。雇用プロセスでは男性が優先され、若い女性は仕事を見つけるのに若い男性の4倍も長く待つことになる¹²⁹。

11. パレスチナ中央統計局が行なった調査は、労働力に加わっていない女性の大半は、子どものいない若い(15歳から34歳)既婚女性である。こういった女性の約45%が、以前のうまくいかなかった職探しのために雇用を求めることをあきらめてしまっている(西岸では31%、ガザ地区では63%)¹³⁰。しかし、男性の間の高い失業率に続く(2010年5月で38.6%)¹²⁵ 男性の所得の安全保障の欠除で、家庭の基本的ニーズに応えるために、所得を得るといふ追加の重荷が女性の上にかかっている。

12. 多くの女性、特に中年の女性と教育程度の低い女性は、ガザ地区でのつつましい商売から雑貨店経営、縫物、農業と家畜の生産に至るまで、様々な非正規活動に向かっている。多くの非正規活動は、結果は様々であるが、援助機関によって導入された貸付計画から利益を受けている。女性が夫の経済活動を支えるために金を借りる場合もあれば、貸し手の厳しい返済方針によって制約を受けた場合もあった。原料または品物の移動性の欠除が、人々の購買力の大きな低下と相俟って、こういったプロジェクトとその成功に課題を課している¹²⁹。

13. 課せられた移動制限と交通手段の欠如が、女性の雇用に対する重大な障害となった。西岸とガザ地区で行われた事例研究によれば、公共交通は、女性の交通ニーズの70%以上をカバーしている¹³¹。しかし、移動制限とジェンダー・ステレオタイプ

との組み合わせ、女性のニーズに応えないスケジュールと公の(言葉または身体的)嫌がらせが女性の交通へのアクセスの制限という結果となっている。さらに、料金が統一されていないことが、目的地に到達するために様々な交通手段を利用するよう強いられているので、女性にとって(男性よりも15ないし20%高い)また町の郊外で暮らしている貧しい人々にとって比較的高い交通費に繋がっている¹³¹。

14. 女性の高い失業率は、女性に経済的困難を課するのみならず、高い食糧の不安定につながる傾向にある。その他の要因には、大家族、女性と子どもの比較的高い割合、教育程度の低さが含まれる。その結果、食糧の不安定は、ガザ地区の家庭の61%、西岸の家庭の25%に悪影響を及ぼしている。ガザ地区でも西岸地区でも男性が家長である家庭よりも母子家庭の方が食糧の不安定の割合はより高く、それぞれ、ガザ地区では60%から68%、西岸では22%から27%という状態である。高齢女性は比較若い女性よりも雇用を見つける可能性が低いので、母子家庭の食糧の不安定の程度では、年齢が重要な要因である。例えば、食糧が不安定な家庭の女性家長の平均年齢は、西岸とガザ地区ではそれぞれ62歳と56歳である¹³²。

15. 教育、訓練、リクリエーション活動へのアクセスは、女性の経済的エンパワーメントとウェルビーイングにとって依然として極めて重要であった。利用できるデータは、女性が利用できる教育の全体的な質は様々であるが、女性による教育へのアクセスと参画は増加していることを示している¹³³。パレスチナ被占領地は、万人のための教育開発指標¹³⁴の中程度に位置し(128が國中76位)、女兒の就学率と成績は改善している。2009/2010学年度に、女兒は、ガザ地区の国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)経営の学校の総生徒数の47.9%、西岸では57.5%を占めていた¹³⁵。基礎教育の全教員の約62%が女性であった¹²⁵。しかし、継続中の紛争、不安定、移動制限が、女性と女兒の教育、訓練、リクリエーション活動への

ト・シリーズ、第21号、2010年3月。

¹²⁹ 西岸とガザ地区に関してFAO/WFPによって行われた社会経済と食糧の安全保障調査、本報告書にパレスチナ被占領地の国連国別チームから受け取った寄稿で引用。

¹³⁰ ESCWA、「パレスチナ女性の社会的・経済的状況: 2006-2009年」(E/ESCWA/ECW/2009/Technical Paper.1)(2009年5月)。

¹³¹ 万人のための教育開発指標は、アクセス、公正、平等を含め、進歩の混合測定を提供する。ユネスコ万人のための教育世界監視報告書: 周縁化された人々に届く(オックスフォード、オックスフォード大学出版、2010年)を参照。

¹³² UNRWA、「数字で見るUNRWA」2010年1月1日現在。

¹²⁹ 世界銀行、検問所と障害の概要(2010年)。

¹³⁰ 本報告書ホのパレスチナ被占領地の国連国別チームから受けた寄稿の中に引用されているパレスチナ中央統計局の調査によれば。

¹³¹ 世界銀行、「MENAにおけるジェンダーと交通: 西岸、ガザ地区、イエメンからの事例」、MENA知識と学習クイック・ノー

アクセスに深刻な課題を呈し続けていた。

16. ジェンダー・ステレオタイプは、継続して女性の教育と訓練へのアクセスを制限し、女性と男性が異なった学問分野に集中する状態で、教育・訓練コースの選択にインパクトを与え続けた。特に中等教育のカリキュラムは、男女のステレオタイプの役割の描写を助長した¹²⁵。女兒は、母親やケア提供者として考えられる未来の役割に沿った教育の道を追求するよう両親によって奨励されている¹²⁵。落ちこぼれ率は、初等教育レベルでは男児の方が高く(女兒の0.5%に比して3.8%)、中等教育レベルでは女兒の方が高い(男児の3.0%に比して3.8%)¹³³。中等教育レベルでの女兒の落ちこぼれ率と早期結婚時の落ちこぼれ率との間の関連に関して懸念が残った¹²⁵。

17. 非識字は、依然として、女性の経済的・政治的エンパワーメントを妨げる重大な障害である。若者(15-24歳)のわずか1%が非識字であるが、成人の非識字率はずっと高く、全非識字の成人の75.6%が女性である¹³⁶。食糧が不安定な家長の間の非識字率は著しく高く、西岸では64%、ガザ地区では34%であった¹²⁸。

18. パレスチナ被占領地での保健状態は、占領の社会経済的結果と密接に関連している。急性及び慢性の栄養不良が特にガザ地区で継続して大きな問題となっていた。PTS及びその他の心理・行動障害が新しい保健優先事項である¹³⁷。

19. 移動制限と不十分なインフラのために、妊産婦と子ども保健に関してかなりの懸念が根強く続いた。多くの妊婦は、移動制限のために、定刻に国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)の保健センターに到着することができなかった¹³⁷。ユニフェムによれば、医療施設にアクセスする際の困難は、村の間の検問所の数と農山漁村の病院の数の欠除を仮定すれば、農山漁村女性にとって厳しいものであった(A/HRC/13/68/Rev.1、パラ10を参照)。

20. 分娩台の不足、分娩室の不適切な状態とスペース、不適切な基本的設備のせいで、ほとんどの女性は正常出産の1時間か2時間後には退院させ

¹³⁶ ユネスコ、2010年世界教育ダイジェスト：世界中で教育統計を比較する(モントリオール、カナダ、ユネスコ統計研究所、2010年)、http://www.uis.unesco.org/template/pdf/ged/2010/GED_2010_EN.pdf から利用可能。

¹³⁷ WHO、[東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地と非占領地のシリア・ご覧高原の保健状態] (第63回世界保健大会(A63/INF.DOC/6)、2010年)。

られていた¹²⁵。イスラエルの検問所での出産するパレスチナ女性の問題に関する特別な監視メカニズムを国連は維持していないが、2009年1月以来、検問所での出産は、パレスチナ暫定政府によってもイスラエルによっても報告されていない(A/HRC/13/68/Rev.1、パラ7-9を参照)。

21. 政治的・経済的状态が、特にガザ地区の女性と女兒の健康と栄養に悪影響を及ぼした。食糧の不安定が、乳幼児と妊婦の微量元素不足と重度貧血症を助長した¹³⁸。C地区の牧畜コミュニティで、6か月から17か月の子どもの発育不足は、38%にまで達した。調査された女兒のうち男児の4.8%に比して7.8%が急性栄養失調にかかっており、男児の14.1%に比して16.7%の女兒が重度の低体重であった¹³⁹。貧血症の広がり、9か月から12か月の乳幼児の間で2008年の49%から2009年の57%にまで増加した¹⁴⁰。

22. 精神衛生問題は、主たるケア提供者としてまた患者として、女性に悪影響を及ぼした。精神的に病んでいる家族のいる家庭で、女性はケアの矢面を担っていた。女性は、しばしば標準以下の条件の下で働く専門的精神衛生提供者の大多数を占めていた¹⁴⁰。国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)の学校で検査を受けた子どもの約10%が、精神衛生上の問題を抱えていると報告された(A/HRC/12/48、パラ1282)。いくつかの報告書が、貧困と移動制限が、女性が自分の子どもや親戚の世話ができず、不安、パニック、不眠、摂食障害、鬱病に繋がっていることを強調した(A/HRC/12/48、パラ1280)¹⁴¹。

23. パレスチナ女性は、DV、いわゆる[名誉]殺人、人身取引のみならず、継続するイスラエルの占領と派閥間の緊張に関連するものを含め、様々な形態の暴力にさらされ続けていた。報告期間中に、イスラエル軍や定住者に殺された総計68名のパレスチナ人のうち1人が女性で、負傷した人々215名のうち90名が女性であった¹⁴²。パレスチナ人の派閥紛争のみならず、イスラエルの暴力の恐れが、全母集団のストレスと不安定の日常的源で

¹³⁸ ユニセフ、「2010年人道行動：中間年見直し：パレスチナ被占領地」。

¹³⁹ 「C地区での牧畜コミュニティの食糧の安全保障と栄養調査」、UNRWA/ユニセフ/WFP合同家庭調査、2010年4月。

¹⁴⁰ 保健省、栄養調査システム(2009年)。

¹⁴¹ ユニフェム、ガザ地区の男女のニーズを唱える：33日間のイスラエルの軍事作戦の余波以降(2009年)。

¹⁴² 人道問題調整事務所、「民間人の保護」データベース、2009年10月1日~2010年8月24日、本報告書へのパレスチナ被占領地国連国別チームの寄稿で引用。

ある¹⁴³。

24. 女性に対する暴力に関するデータは依然として乏しいままである。女性と女兒は、支援メカニズムの利用可能性についての意識の欠如、虐待を通報することに付される汚名を含め、いくつかの理由で女性の権利機関・人権機関、警察、裁判所に訴えるたがらない。NGOによれば、法医学の臨床データは、499件のレイプを確認し、13名の女性が2009年にいわゆる「名誉」殺人で殺害され(西岸で9名、ガザ地区で4名)、126名の女性が家族によるセクハラ、レイプまたは身体的虐待のために家出した¹⁴⁴。

25. パレスチナ被占領地での現在の法的枠組みが、ジェンダー平等に対してかなりの障害になっている¹⁴³。法律の主たる源であるパレスチナ基本法は、性に基づく区別なしにパレスチナ人は法と司法の下に平等であることを確立してはいるが¹⁴⁵、ジェンダーに基づく差別は、刑法、婚姻・離婚・子どもの後見・相続に関する法律を含め、様々な領域の法に根強く続いている。例えば、西岸で、法律は、「激怒状態」の罪に関しては減刑を規定している¹⁴⁶。西岸¹⁴⁷とガザ地区¹⁴⁸で施行されている法律は、被害者と結婚するレイプ犯の刑事責任をなくしている。既存の法律で婚姻内レイプをカヴァーしているものはない¹⁴³。さらに、司法制度の弱点が、時には女性の権利を害して慣習法の利用の増加に繋がっている¹⁴³。

26. 女性に対する暴力と闘うための国内戦略案が開発されているが、まだ完成していない。これは、暴力から女性を保護する法的枠組みと制度的メカニズムを推進し、女性暴力被害者に改善された社会的保護と保健サービスも推進するものである。法律施行の分野では、パレスチナ内閣は、2010年2月に、大統領が「家庭の名誉」に関する法的規定を停止することを要請した¹²⁵。

27. パレスチナ人の間で、女性の権利とジェンダ

ー平等に対する支持が増えてきている。国連開発計画(UNDP)の調査は、女性の権利に向けたパレスチナ人の態度は、女性の平等を高めるための法律の改正に対する強い支持を示した。つまり調査回答者の70-80%が、女性は法廷、法律、家庭、仕事場で男性と平等であるべきであると述べた¹⁴⁹。ユネスコとパレスチナ立法評議会のパレスチナ女性調査文書化センターとの共同調査に基づいて、パレスチナの政治的代表は、ジェンダー平等問題に対する彼らの責任を徐々に認めつつあり、女性の地位の向上に向けた行動をとり始めている¹⁵⁰。さらに、2010年2月のパレスチナ被占領地、ヨルダン、レバノン、エジプト、NGOの間の地域イニシアティブが、個人法の改正を討議した(婚姻年齢、子どもの後見、女性の法的地位、予算の配分、離婚)¹²⁵。

28. パレスチナ女性は、政治生活の正規・非正規領域の双方に参画している。2009年に、女性はパレスチナ暫定政府の閣僚の20%であった¹⁵¹。政党への女性の非正規の参画は、たとえ数の点ではなくても、少なくとも可視性と効果の点で重要であった。2006年の派閥の分裂とパレスチナ立法評議会の凍結で、女性の政治参画を推進する努力は、平和構築と折衝における女性の積極的役割に関して急激に減少した。女性はパレスチナ暫定政府内で指導的役割についており、事実上の権威もあるが、戦略会議や意思決定プロセスからはしばしば排除され、内部の政治的和解プロセスには存在せず¹⁵²、永久的地位の折衝にも参加しなかった。¹⁵³

29. パレスチナの社会的・経済的・政治的活動の基礎は、平和と政治変革を推進するために組織されたのみならず、日常のニーズに応えるためにコミュニティを支援することを目的とする実際的なプロジェクトを実施してきた女性協会によってなされる多面的なヴォランティア作業であった。これら協会は、女性の公的領域への統合を促進し、親としての慣行や育児を改善しようとして保育園や幼稚園を設立すること、法的助言を提供すること、一般の教育キャンペーンを通して女性の能力

¹⁴³ UNDP、「パレスチナの状況でのMDGの達成」(脚注128を参照)。

¹⁴⁴ 2010年1月の女性に対する暴力ワークショップでAl-Mantada パレスチナNGO連合から出された数字、本報告書へのパレスチナ被占領地国連国別チームの寄稿の中で引用。

¹⁴⁵ 改正基本法第9条(2003年3月13日公布)、パレスチナ官報特別号第2号(2003年3月19日)で発表。

¹⁴⁶ ヨルダン刑法第16号(1960年)、第98条、UNDP、「パレスチナの状況でのMDGの達成」で引用。

¹⁴⁷ ヨルダン刑法第16号(1960年)、第308条、UNDP、「パレスチナの状況でのMDGの達成」で引用。

¹⁴⁸ エジプト刑法第58号(1936年)、第291条、「パレスチナの状況でのMDGの達成」。

¹⁴⁹ UNDP、「パレスチナ被占領地での人間の安全保障の状況に向けたパレスチナ人の認識」。

¹⁵⁰ ユネスコ/パレスチナ女性調査文書化センター、ジェンダーに対するパレスチナ立法評議会議員の知識、認識、慣行に関する主要調査に関する説明報告書(2010年6月)、本報告書へのパレスチナ被占領地の国連国別チームの寄稿の中で引用。

¹⁵¹ 本報告書へのESCWAの寄稿。

¹⁵² 国連、ユニフェム、UNDP、女性には平和の価値がある:2010年女性・平和・安全保障に関する公開デー(2010年9月)。

¹⁵³ ESCWA、「アラブ女性の状態:紛争解決と平和構築における女性の役割を強化するための手段」というテーマに関する合同調査(2009年12月)。

や権利についての家父長的考えに挑戦すること、抗議運動を組織し、平和運動の中でイスラエル女性と戦略的パートナーシップを築くことを含め、様々な作業を行ってきた¹⁵⁴。パレスチナ中央統計局から利用できるデータによれば、NGOの評議員会や理事会のメンバーのような意思決定の地位にいるパレスチナ女性の数は約30%であった。

30. 2010年4月にパレスチナ中央統計局から利用できるようになった情報によれば、34名の女性が、イスラエルによって、伝えられるところによれば医学的治療が与えられない拘禁センターや刑務所に入れられた(A/65/35、パラ35)。2010年8月現在、23名のパレスチナ女性が、基本的な物資のニーズと法の支配の尊重が限られている西岸のパレスチナの刑務所にいた¹⁵⁵。拘禁のジェンダー効果は、家族の収監の影響に対処する際の女性と男性の異なった役割と責任を仮定すれば、様々である。男性の家族が拘禁されている時、女性は家庭を維持し、子どもを育てる責任を担う¹⁵⁶。

III. パレスチナ女性への支援

31. 占領と紛争、移動制限、暴力の全体的環境は、継続してパレスチナ女性の生活のあらゆる側面に浸透する横断的問題であった。ある程度のよい発展はあったが、パレスチナ被占領地の様々な部分での全体的な人道にニーズは、依然として厳しいものであった。女性の移動に対する制限は、保健医療、教育、社会・経済的機会、ケア提供と家事のみならず意思決定プロセスに参画する能力に悪影響を与えている。

32. そのような状態は、国連諸機関によってパレスチナ女性に提供される支援の点で考慮されなければならない。セクションIIIは、6つの重要な領域を述べる。つまり、教育・訓練、保健、経済的エンパワーメントと生計、女性に対する暴力、権

¹⁵⁴ Manal A. Jamal, 「ジェンダーと人間の安全保障: 再び訪れるパレスチナ」調査研究報告シリーズ、第08-09号(デュバイ、政府デュバイ校、2008年)、Cynthia Cockburn, 私たちの立っているところから: 戦争、女性のアクティヴィズム、フェミニスト分析(ロンドン、ゼッド・ブックス、2007年)、UNDP 出版物 2009/10年人間開発報告書: 未来の国家のために人間の安全保障に投資する(2010年)を参照。

¹⁵⁵ パレスチナ刑務所におけるパレスチナ人女性囚人と拘禁者の保護に関するユニフェム・プロジェクト、本報告書へのはけレスチナ被占領地の国連国別チームの寄稿より引用。

¹⁵⁶ 女性学研究所、Birzeit 大学、「イスラエルの移動制限とパレスチナ社会のジェンダー関連暴力: 2000-2007年」、UNDP 出版物 2009/10年人間開発報告書: 未来の国家のために人間の安全保障に投資する(2010年)。

力と意思決定及び制度的取り決めである。

A. 教育・訓練

33. 国連諸機関は、経済と労働力への女性の参画を強化するために、大学、職業教育と訓練のための奨学金の提供を含め、女性と女兒の教育・訓練・レクリエーション活動へのアクセスを改善するための様々なイニシアティブを継続して開発し、実施した。2009/2010年に、国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)の教育部を通して、533名の女子学生が、ラマラ女性訓練センターでの技術・職業教育と訓練から利益を受け、ガザ地区では357名が利益を受けた。UNRWAは、1年生から9年生までの人権カリキュラムを通して、普遍的な人権の価値として、女性の権利とジェンダー平等を推進した。ユニフェムは、西岸の遠隔地域のコミュニティを基盤とする女性センターで、教育サービスを提供し、ヨルダン溪谷のAujaとFasayel地方で、100名の女兒と女性に識字クラス、コンピュータ訓練、英語コースを提供した。

34. 国連児童基金は、紛争管理とチーム・スキルのような生活技術教育で4,000名の女子学生を支援し、2年生から6年生の11,000名以上の女生徒を対象として、300の成績の悪い学校のためにレクリエーション活動を提供した。その100の思春期に優しいセンターを通して、ユニセフは、2万名以上の若い女性に教育・レクリエーション活動を提供した。報告期間中に、総計12,931名の女性が、ガザ地区の女性と女兒のための社会的スペースとレクリエーション・スペースに関する国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)のプロジェクトにアクセスしたが、ここで、彼女たちは、美術、スポーツ、スキル形成、コンピュータ、識字のような領域の討議フォーラムやクラスに関わった。UNRWAは、第4回サマー・ゲーム・プログラムを開催し、ガザ地区の25万人以上の子どもたちにスポーツと美術活動を提供し、女兒にとっての運動の重要性についてのコミュニティ内の意識を啓発し、普通ではなかなかアクセスできないスペース(例えば水泳)を女兒に提供した¹²⁵。サマー・ゲームの施設は、2回、武装し、覆面した男たちに襲撃されたが、UNRWAは、ゲームを成功裏に継続することを保障した。

B. 保健

35. 国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)は、パレスチナ難民のための主要な包括

的プライマリー・ヘルスケアの提供者であり続け、プライマリー・ヘルスケアと予防に重点を置いて、保健への包括的な生涯を通じた取組を推進し続けた。いくつかの国連機関は、リプロダクティブ・ヘルスの領域で、保健サービスへの改善されたアクセスを支援した。

36. 2010年に、ガザ地区の2つの病院での妊産婦・新生児保健の改善を目的とするパイロット・プロジェクトに基づいて、世界保健機関(WHO)は、プロジェクト活動をガザ地区のさらに6つの病院にまで拡大した。推定24,000名の母親が、2009年4月のパイロット段階の開始以来プロジェクト活動から利益を受けている。このプロジェクトは、母親の入院期間を1時間から6時間にまで増やした。母親と新生児のために健康診断が行われ、母乳の授乳を早く始めることが奨励され、母親と新生児の保健のために基本的な保健教育メッセージが提供された。

37. 直接サービスの点で、ユニセフは、5万人以上の妊婦と55,000人の子どもに、微量栄養素のサプリメントを提供した。国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)は、7,838名の妊婦と授乳中の母親に食糧援助を提供した。妊産婦ヘルスケア・サービスがガザ地区の20のプライマリー・ヘルスケア・センターの難民に提供された。さらに、家族計画サービスが、約23,141名の顧客に提供された。

38. 国連児童基金、世界保健機関(WHO)及び国連人口基金は、保健省と直接協力して、インフラの改善、妊産婦ケアの提供者のプロセスとスキルの改善と取り組んだ。ユニセフの支援を得て、保健省は、リプロダクティブ・ヘルス・ハンドブックを開発し、1万人の危険度の高い新生児を対象として、6つの新生児ユニットの設備を整えた¹²⁵。女性保健ワーカーが、母乳授乳慣行と重大な急性栄養失調のための栄養計画案のみならず、小児病の統合された管理に関して訓練された。乳癌に対する女性の意識を高め、自己診断を推進するための活動も行われた。2010年3月から7月まで、6,000名以上の女性が、乳癌の検査を受けた。この状況で、WHOは、乳癌患者であるFatenahについての実話に基づくパレスチナで初めての3-Dアニメ映画を上映した。3,000名以上の医師と看護師(その4分の3が女性であった)のために200以上の訓練セッションが開催された。ガザ地区の保健専門家の職業上の孤立を打ち破るために、WHOは、東エルサレムのMakased病院と協力して、妊産婦・新生児ヘルスケアの現代的な慣行の

医師と看護師のための訓練を支援した。病院理事会と協力して、国連人口基金は、西岸とガザ地区の2つの妊産婦病棟の保健省のすべての妊産婦ワーカーのための緊急産科ケア計画案の訓練を開催した(A/65/77-E/2010/56、パラ37を参照)。国連人口基金は、孤立したコミュニティに設備、薬物治療、物資も提供し続けた。

39. 保健のその他の領域に関して、国連人口基金は、4つの女性保健センターに提供される支援を通して、西岸とガザ地区の最も不利な立場にある地域の3万人の女性に臨床・心理サービスと保健教育を提供した。西岸の国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)コミュニティ精神衛生プログラムには、グループ・個人・同輩対同輩カウンセリングが含まれた。2010年1月から9月までに、総計37,668名の受益者(その71%は女性と女兒であった)がグループ活動に参加し、109,612名の受益者(その中の61%が女性と女兒)が、個人カウンセリングに参加した。ユニセフは、16,000名以上の女性と1万人以上の女兒に心理的支援を提供した。HIV/エイズに関する国連開発計画(UNDP)の作業は、エイズ・結核・マラリアと闘うための世界基金の下で継続した。

C. 経済的エンパワーメントと生計

40. 国連諸機関による支援は、基本的生計のニーズと職の創出をカバーすること、特に農山漁村地域と農業での起業への女性のアクセスを高めることに集中した。国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)と食糧農業機関(FAO)は、女性の家庭または稼ぎ手のない家庭を中心とした。母子家庭は、世界食糧計画(WFP)の社会的困難事例一般食糧配布計画の受益者の約50%を占めた。さらに、WFPは、それぞれ西岸とガザ地区の63,312名と92,454名の学生に日常的な補助食品を提供した。西岸では、WFPは、現金と交換する学校スナックとWFPの食糧バスケットを準備する女性センターと協力した。

41. この地域の最大の雇用者の一つとして、国連中東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)は、ガザ地区全体を通して、その活動に1万名以上のスタッフを雇用した。さらに、UNRWAの緊急職の創出プログラムのすべての受益者の35%が、刺繍、リサイクリング、蜂蜜生産の訓練を受け、熟練・未熟練労働者として募集された女性であった。ユニセフと教育・高等教育省は、健康な学校スナックを提供する女性のコミュニティを基盤とした学校食堂プロジェクトの第二段階を行った。これ

は、230校を対象とし、12の地区の28の女性団体が関わった。このプログラムは、学童の保健を改善しつつ、女性と女性センターの経済的貢献を強調した。

42. 女性の経済機会を増やすために、支援も女性の起業と貸付へのアクセスに向けられた。報告期間中に、ガザ地区の国連中東パレスチナ難民救済活動機関(UNRWA)の小額金融・小規模事業部は、女性起業家に1,126のローンを配布した(総計3,080のローンのうち)。女性は農業・工業セクターで男性よりも多くのローンを受け、小規模事業訓練で参加者の3分の1以上を占めた(1,609名中585名)。UNRWAは、所得創出プロジェクトを始めることができるように、女性に12の贈与金も提供した。

43. パレスチナ被占領地でのミレニアム開発目標達成基金ジェンダー平等・女性のエンパワーメント合同プログラム(MDG-F)¹⁵⁷は、ジェンダー平等雇用戦略を始めた。職業教育センターと女性共同組合のための3つの評価ニーズと27名の女性指導者と15名のジェンダー監査有資格訓練者を含め、一連の措置が実施された。ジェンダーと国際労働基準に関する訓練ワークショップが開催され、職場でのジェンダー平等を中心とした。

44. 報告期間中に実施されたプログラムの中には、特に農業におけるパレスチナ女性の役割に対処するものもあった。例えば、食糧農業機関(FAO)は、果物と野菜の栽培を推進し、水管理と母子家庭のための所得創出を中心とした。若者のための生計技術が西岸とガザ地区全体の26の学校で実施されたFAOジュニア農業者現地生活学校プロジェクトを通して高められ、農業と生活技術の双方を教えることにより、1,200名の女兒と男児に利益を与えた(A/65/77-E/2010/56、パラ51を参照)。ユニフェムは、自身の小規模な所得創出をよりよく管理できるように、農山漁村女性に事業カウンセリング/訓練を提供した。

D. 女性に対する暴力

45. 国連諸機関からの支援で、社会問題省の50名のソーシャル・ワーカーが女性に対する暴力と闘う方法を訓練され、既存のヘルプラインが更新さ

れ、女性団体と人権団体の連合が設立された(ガザ地区での女性に対する暴力と闘うAmal連合)。さらに、パレスチナ立法評議会のスタッフが、女性に対する暴力のデータの収集と分析に関して訓練された。

46. 2010年3月に、国連人権高等弁務官事務所によって開催されたいわゆる「名誉」犯罪に関する会議の結果、パレスチナ暫定政府、国連諸機関、市民社会団体の代表より成るタスク・フォースが設立された。このタスク・フォースは、パレスチナ被占領地全体の問題に対処するためである。「ジェンダー暴力に反対する16日間のアクティビズム」と題する世界キャンペーンの枠組み内で、「女性に対する暴力をなくすための団結」と題する事務総長のキャンペーンの一部として、ユニフェムは、2009年12月にラマラで女性に対する暴力と闘うための第2回フェスティバルを開催したが、これには800名以上の人々が出席し、10の国連機関が支援した。その状況で、MDG-Fは、ガザ地区で、「女性と男性は一つの国である：共に女性に対する暴力をなくそう」と題する合同キャンペーンを開催し、これには、フェスティバル、ラジオ・スポット、壁画描き、スタディ・デーが含まれた。

47. 被害者の支援に関しては、ユニフェムは、包括的に女性に対する暴力に対処する多目的サーヴィスであるベツレヘムのMehwarセンターの支援を継続した。報告期間中に、総計93の「危険にさらされている」女性、DVの女性被害者、17名の子どもの93の事件がシェルターに匿われ、心理的・法的・保健・職業・社会教育カウンセリングを受けた。国連人口基金(UNFPA)は、ナブラス、ジェニン、ジェリコ市の訓練を受けたソーシャル・ワーカーを通してアウトリーチ心理社会的支援を提供し続けた(同上、パラ50)。

48. 国連人口基金のプロジェクトの実施は、西岸の5つの選ばれた地域で継続し、女性に対する暴力の領域で、社会問題省の20名のスタッフの能力を高めた。MDG-Fの下での別のイニシアティブでは、国連人口基金が、ジェンダー平等とジェンダーに基づく暴力のような問題に関して120名の農山漁村女性に訓練を提供し、1,400の地域意識啓発セッションを促進した。国連中東パレスチナ難民救済活動機関(UNRWA)は、女性プログラム・センターのスタッフのためのジェンダーに基づく暴力訓練を提供し、早期結婚に関して360名の教員を教育し、千名の参加者のために2010年4月から9月まで女性・男性・女兒・家族のために別

¹⁵⁷ ユニフェム、UNDP、ユネスコ、国連人口基金、UNRWA及びILOは、ミレニアム開発目標達成基金(MDG-F)合同プログラム、「パレスチナ被占領地でのジェンダー平等・女性のエンパワーメント」。他に表示がなければ、本報告書では「MDG-F」はこのプログラムのことを言う。

個のグループ討議を行った。UNRWAの「暴力被害女性のための病院照会システムを築く際の実践コミュニティ」というテーマで開催されたワークショップは、この領域での最高の実践例を集めた。

49. パレスチナ NGO である Sawa の支援を得て、ユニフェムは、「パレスチナ女性と女兒の人身取引と強制売春：現代の形態の奴隷制度」と題する報告書を発行したが、これはパレスチナ女性と女兒の人身取引と強制売春の問題に関するこの種の最初のものではあった。

E. 権力と意思決定

50. 女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325(2000年)の採択 10 周年記念は、パレスチナ女性の意思決定への参画の重要性を強調する機会を提供した。中東和平プロセス国連特別コーディネーターは、和平交渉、調停、平和維持、平和構築努力への女性のかかわりの重要性を、イスラエル・パレスチナ・プレスの特集記事で強調し、イスラエル議会の委員会に向けて演説を行った。安全保障理事会決議 1325(2000年)の状況で開催された「女性・平和・安全保障のための世界オープン・デー」の一部として、中東和平プロセス国連特別コーディネーター事務所、ユニフェム、国連人口基金は、イスラエル・パレスチナ紛争の状況での平和と安全保障に関する女性の問題を討議するために、ガザ地区の数名の女性平和活動家と会った。参加者たちは、パレスチナ女性の4つの優先事項を明らかにした。つまり、パレスチナ被占領地で女性の政治参画を支援すること、DV及びあらゆる形態の女性に対する暴力の増加に対処すること、女性の経済的エンパワーメントを支援すること、占領と閉鎖が女性と女兒に与える人道上的インパクトに対する意識を啓発することである¹⁵⁸。この行事の成果は、2010年10月に安全保障理事会に伝えられた。

51. スペイン政府の支援で、ユニフェムと正しく持続可能なイスラエル・パレスチナ平和のための国際女性委員会は、2010年6月1日と2日に、マドリードで、パレスチナ・イスラエル紛争と全世界での持続可能な平和のための女性の指導力の推進に関する会議を主催した。

52. 西アジア経済社会委員会は、決議 1325(2000年)の実施のための行動計画案の作成の仕方に関する女性課題省のための訓練を提供し、その2年

に1度の最大の出版物であるアラブ女性の状態：紛争解決と平和構築における女性の役割を強化する手段を開始したが、これは、女性が家庭とコミュニティで新たな責任を担っているため、伝統的なジェンダー役割の中でのパレスチナ女性の状況と変化に対処した。

53. 女性の権利の領域で制度的発展を強化するために、パレスチナ立法評議会の議員は、女子差別撤廃条約の実施における議員の役割に関して、西アジア経済社会委員会(ESCWA)とその他のパートナーによって開催された2つのワークショップに参加した。

F. 制度的取り決め

54. パレスチナ暫定政府と国連諸機関により、制度的発展を支援するいくつかのイニシアティブが行なわれた。これらには、農業、司法、文化、人道支援のセクター特有であるのみならずセクター全体にわたる計画とプログラムにジェンダーの視点を主流化することが含まれた。活動は、能力開発、意識啓発、資金利用の追跡を中心とした。

55. 2010年3月に、パレスチナ内閣は、2011年から2013年までのパレスチナ開発計画の枠組み内でセクター全体にわたる国内ジェンダー戦略を支持した。女性課題省によって開発されたジェンダー戦略は、すべてのセクターのギャップと課題を中心とし、様々なパレスチナ暫定政府省庁、女性団体、市民社会団体の集団的行動を通じた介入を提案している。

56. 国連婦人開発基金は、戦略の優先的政策領域に関連する国内ジェンダー指標の開発のみならず、国内ジェンダー戦略と行動計画を作成する際に、女性課題省と企画・行政開発省を支援した。

57. 農業セクターで、ユニフェムは、食糧農業機関(FAO)と協力して、パレスチナ開発計画の枠組み内で農業セクター戦略のジェンダー分析を行うために、女性課題省と農業省とを支援した。FAOは、農業における女性のニーズへの対応を強化するために農業省や女性課題省と積極的に活動を継続し、好事例の普及に関係者を関わらせた。

58. 国連諸機関は、ジェンダー主流化に関する能力を強化する際に、パレスチナ暫定政府を支援した。国連開発計画(UNDP)/パレスチナ人への支援プログラムは、パレスチナ暫定政府の省庁、国連諸機関、市民社会団体間で、ジェンダー正義、

¹⁵⁸ 国連、ユニフェム及び UNDP(脚注 152 を参照)。

ジェンダー平等に関する国際条約や文書の推進、パレスチナ被占領地に適用できる関連法を討議するフォーラムを促進した。女性課題省、労働省は、西アジア経済社会委員会(ESCWA)によって労働省の計画とプログラムへのジェンダー主流化に関して開催された訓練ワークショップに参加した。女性課題省は、ESCWA 地域の女性本部機構の効果を高めるためのガイドラインの改訂に関する専門家グループ会議に参加した。

59. 文化の領域では、女性課題省と国連開発計画(UNDP)/パレスチナ人への支援プログラムは、文化と開発に関するミレニアム開発目標達成基金プログラムのプログラム・パートナーと協力して、文化とジェンダー主流化、ジェンダーに配慮した政策の開発においてそのような概念を利用する方法に関するワークショップを開催した。

60. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するための資金の利用を追跡するために、人道問題調整事務所は、2011年の統合アピール・プロセスにおいて、人道プロジェクトの立案がジェンダー平等を確保し推進するかどうかを測定するためのツールであるジェンダー・マーカーの公開を支持した。プロセスを通して、人道対応のすべての集団が、セクター内でいかにジェンダー平等を主流化するかに関する特別ガイダンスを受けた。予備データは、2010年の統合アピール・プロセスの基準と比べて2011年のプロセスではジェンダーに配慮したプロジェクトに増加があることを示した。ユネスコの指導の下で、開発援助効果とジェンダー平等に関する公約に応えることとの調和を確保するために、ドナー・コミュニティのメンバーといくつかの会合が開催された。その点で、国連諸機関は、関連省庁とのパートナーシップでジェンダー平等の優先事項と地方レベルでの女性のニーズのための内部・外部資金配分の追跡ができるイニシアティブを行った。

61. 国連諸機関の作業内にジェンダーの視点を主流化するための努力も進んでいる。国連近東パレスチナ難民救援活動機関(UNRWA)のジェンダー行動計画は、機関のプログラム領域のそれぞれにジェンダーを主流化している。2010年に、UNRWAは、ジェンダーの側面を組み入れて、ガザ地区での開発への新しい取組、コミュニティのデザインと位置、公共施設を開発した。

IV. 結論と勧告

62. 報告期間中に、パレスチナ被占領地の全体的な人道状況は依然として難しいものであった。女性の教育に改善はあったものの、その社会的・経済的・法的エンパワーメントには前向きな証拠がほとんどなかった。継続する閉鎖、検問所、道路の閉鎖がパレスチナ女性と女兒のヘルスケア・サービス、雇用、その他の機会へのアクセスを制限した。最近の移動制限の緩和は、継続されるべきである。

63. 直接折衝を含め、パレスチナ被占領地での公正で永続的な折衝上の協定をもたらす努力が、国内・地域・国際レベルで継続した。安全保障理事会決議1325(2000年)の10周年は、永久的地位の折衝を含め、地域内の紛争解決と平和構築に女性の完全参画を確保するすべての当事国によるより組織的な努力の必要性を強調した。

64. 国連諸機関は、特に教育・保健・雇用の領域で、パレスチナ被占領地と難民キャンプで、継続して女性と女兒に支援を提供するべきである。セクター全体にわたる国内ジェンダー戦略を含め、2011年から2013年までのパレスチナ開発計画を支援する特別な努力が払われるべきである。政治的・経済的領域を含め、あらゆるレベルの意思決定プロセスへの女性の完全参画を達成する強化された努力が払われるべきである。

65. 女性と女兒の経済的・政治的エンパワーメントとウェルビーイングを支援するために、雇用機会に変わる質の高い教育と訓練へのアクセスを改善する注意を高め、支援を継続する必要がある。学校のカリキュラムと教科書の改訂を通し、女兒の学校からの落ちこぼれを助長することもある早期結婚のような有害な慣行と闘う対象を絞った努力を通して、教育と訓練の選択にインパクトを与えるステレオタイプの態度に対処する努力の強化が必要である。

66. 女性のための雇用を支援する時、男女双方の職の機会を制限する伝統的なジェンダー分業を強化しない支援プログラムやプロジェクトを確保するための注意が払われるべきである。パレスチナ女性、特に若い女性の労働力への参画を高める具体的な行動が必要とされる。国連諸機関によって提供される支援は、非伝統的セクターへの女性の労働力参加を拡大することを中心にするのみならず、経済活動から完全な利益や利潤をよりよく捉える際に女性を支援するべきである。女性の経済的エンパワーメントの問題は、女性が地方の市場を超えて、国内・国際市場に到達できるように、

最終消費者に品物やサービスをもたらすことに関わる様々な活動への女性の関わりに対処する必要がある。国連のパートナーは、女性の生産財と機会へのアクセスの欠除、品物の効果的輸送への女性の限られたアクセス、限られた教育・訓練機会から生じる能力の欠如を含め、そういった領域への女性の進出を妨げる隘路に組織的に対処する必要がある。

67. 個人的理由または雇用に関連する理由でのパレスチナ女性の移動性を促進するために、準都市及び農山漁村地域への公共の輸送手段を含め、安全で料金が手頃な交通手段へのアクセスを高めることにも注意が払われるべきである。予定表や乗り継ぎが男女の交通ニーズに支援的であることを保障するために、公共の輸送システムを見直し分析することもできよう。

68. 食糧の安全保障は、継続して高い優先事項であった。男女の雇用へのアクセスは、しばしば食糧の不安定に対処する成功する戦略に貢献する。従って、セーフティ・ネット、雇用及びその他の所得創出活動を含め、強力で包括的な措置が、女性が安全で適切で栄養があり料金が手頃な食糧にアクセスできることを保障し、女性小規模農業者による技術、貸付、市場へのアクセスを高めるために必要とされた。

69. パレスチナ女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するための強化された努力が必要である。加害者を懲罰するための規定の確立に加えて、女性に対する暴力に関する法的枠組みが、被害者のための支援、予防措置、関連官吏のための訓練を義務化するべきである。女性に対する暴力に対する刑事責任免除をなくすには、意識啓発、法執行担当官のための訓練、ジェンダーに配慮した手続きとプロセスが必要である。パレスチナ暫定政府と国連諸機関は、暴力の女性と女兒の被害者に支援とサービスを提供するために協働するべきである。法的枠組みには、女子差別撤廃条約の規定との調和が必要であり、効果的実施のための措置が実施される必要がある。

70. パレスチナ暫定政府といくつかの国連機関は、ジェンダーに配慮した戦略とプログラムを含め、その作業にジェンダーの視点を主流化する措置を取っている。ジェンダー分析、性別データの収集及びジェンダーに配慮した予算編成プロセスの利用を通して、すべての国際援助プログラムにジェンダーの視点を完全に統合する更なる努力が必要とされる。援助のインパクトとそれがどの程度女

性のニーズに対処し、マッチするかを評価する更なる調整された努力が必要とされる。加盟国、国連システムの諸機関、NGO 及びその他の関連関係者は、パレスチナ女性と女兒に利益を与えるために、財政的・技術的援助を提供する努力を強化し、それら努力のインパクトを組織的に評価し、報告するべきである。

71. パレスチナ被占領地に関する国連の調査や報告書で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対処する際に、近年ある程度の進歩が遂げられた。そのような出版物は、ジェンダー平等の視点に特別な注意を組織的に集中し、非占領地のパレスチナ人とその他のアラブ人の人権に悪影響を及ぼすイスラエルの慣行を調査する委員会、パレスチナ人の不可譲の権利の行使に関する委員会、及び 1967 年以来占領されているパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者による報告書、並びにその他の事務総長の関連報告書を含め、女性と女兒の状況に関する情報を組み入れるべきである。

(房野 桂訳)

E/CN.6/2011/7

女性・女兒・HIV とエイズ

事務総長報告書

概要

本報告書は、女性の地位委員会の決議 54/2 を実施するために、メンバー国と国連諸機関が行った活動についての情報を提供するものである。今後の活動に関する提言を末尾に掲載している。

I. 序論

1. 女性の地位委員会は決議 54/2 で事務総長に対し、決議の実施に関し、第 55 委員会で報告をするよう求めた。中でもメンバー国と国連諸機関が提供した情報を使用するよう求めている。本報告は決議に述べられた様々な分野で行われた活動を記し、ギャップや課題を明らかにし、女性の地位委員会での検討のために提言を述べるものである。本報告書は、加盟国 26 カ国¹⁵⁹と国連内部の 10 組

¹⁵⁹ アルジェリア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボリヴィア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、デンマーク、ジブティ、フィンランド、ドイツ、アイスランド、

織の寄稿に基づくものである¹⁶⁰。

II. 背景

2. ジェンダー不平等は相変わらず HIV やエイズへと追いやる主たるものの一つである。(A/64/735 参照) ジェンダー不平等が、HIV と共に生きるという女性の経験、感染した時に対処する能力、治療を含む HIV やエイズに対するサービスへのアクセス等に影響を与えている¹⁶¹。国連合同エイズ計画(UNAIDS)の調査によると、経済的・社会的な不平等とジェンダーに基づく力の不均衡は、性的な意思決定の場面で男性に有利に働き、女性を特に HIV/エイズに罹りやすくしている。さらに、女性に対する暴力に関する特別報告者が指摘しているように、とりわけ女性への暴力が HIV の原因であり、また結果的に HIV 陽性になっている可能性がある。(例として A/HRC/11/6 参照)

3. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)によると、出産可能年齢の女性では HIV が死亡原因の第 1 位であり、若い女性が特に高リスク・グループに入る。HIV やエイズに関しては、女性の中でも年配者や幼い女兒が不当なほど介護の重荷を負わされている。HIV に感染している女性の割合は全世界で 52%のままであり、全世界の妊産婦死亡率の約 20%は HIV 関連が原因になっている。地域別に見ると、サハラ以南のアフリカでは、HIV 感染者は女性の方が男性より多く、15-24 歳の若い女性では HIV 陽性の割合が男性の 8 倍に上る。カリブ海諸国では、2009 年の時点で HIV 感染者の 53%が女性と推定されている。アジアでは女性の HIV 感染率が増加しており、1990 年の 21%から 2009 年には 35%に上昇した。2009 年、HIV 感染者のうち北米では約 26%、西欧・中欧では 29%を女性が占めている。

4. HIV やエイズと女性及び女兒については、世界的レベルで発言が続いている。2009 年 7 月 9 日、「国際的に合意された、世界の公衆衛生に関する目標とコミットメント」というテーマで開かれた、

経済社会理事会の高官セグメントで、閣僚宣言が採択された。その中で、指導者達はプライマリー・ヘルスケア、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、HIV の母子感染をなくす努力強化を含む母子保健のためのプログラムに、HIV/エイズ介入を統合するよう求めた。又、2010 年までに HIV の予防、治療、ケア及びサポートへの普遍的なアクセスを確保し、2015 年までに HIV/エイズの拡大に歯止めをかけ、減少させるというミレニアム開発目標 6 の達成に向けての努力を、大幅に拡大することが緊急に必要であると強調した。

(E/64/3/Rev.1 参照)

5. 「約束を守る：ミレニアム開発目標達成のための団結」(決議 65/1)と銘打った、ミレニアム開発目標に関する第 65 回国連総会の高官本会議成果文書の中で、メンバー国はミレニアム開発目標 6 の達成過程を早めると約束した。この約束には、HIV の予防、治療、ケア及びサポート・サービスへの普遍的なアクセスを達成する努力の倍増、予防努力の強化と、HIV に感染しやすい人々の脆さを軽減するために、戦略的に調整済みのプログラムを改善した治療へのアクセスの増加、女性や思春期の少女が HIV 感染リスクから身を守る能力を高められるよう、生体臨床医学的、行動的、社会的、構造的介入と女性と思春期の少女のエンパワーメントとの組み合わせ、及び HIV の母子感染をなくす努力の強化が含まれている。2011 年、国連総会は、2001 年の HIV/エイズコミットメント宣言と 2006 年の HIV/エイズ政治宣言の実施において達成された進歩の包括的見直しをする予定である。

6. 婦人の地位委員会は、女性や女兒と HIV やエイズに関する決議の採用を継続しており、最も最近では 2010 年 3 月の第 54 委員会で行われている。又、同委員会は優先テーマに絡めてこの問題に対処し続けている。HIV/エイズの状況でのケア提供を含む、男女間の平等な責任配分についての合意結論の中で、同委員会はメンバー国に対し、以下の事柄を強く迫った。HIV/エイズに関する国内の政策やプログラム、及び国内の監視と評価制度にジェンダーの視点を組み入れること、HIV に感染した新患者数を削減するための長期的戦略として、HIV 予防の重要性を強調すること、質の高い包括的公衆衛生ケアとサービスへのアクセスの可能性を高めること、これには特に HIV/エイズの予防と治療に関連する、地域社会を基盤とする健康サービスが含まれる。さらに、HIV/エイズにまつわる無償のケア・サービスを提供する女性や女兒の肩に、現在のしかかっている重荷を軽減する

ジャマイカ、日本、ヨルダン、レバノン、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ロシア連邦、スロヴァキア、トリニダード・トバゴ、イエメン、ザンビア。

¹⁶⁰ 国連経済社会局/公共行政・開発管理課、国連広報局、国連食糧農業機関(FAO)、国連労働機関(ILO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連女性開発基金(UNIFEM、現在は UN Women の一部)、国連人口基金(UNFPA)、国連ヴォランティア(UNV)。

¹⁶¹ WHO、健康部門における HIV/AIDS 計画へのジェンダー統合：女性のニーズへの好反応向上のための手段 (ジュネーブ：2009)、p.xii。

ために、専門のヘルスケア提供者の数を増やすこと、及びジェンダーについての固定観念とジェンダーに基づく暴力をなくす際に、男性と男児を積極的に関わらせるプログラムを計画し実行することと、男性を教育して HIV/エイズの拡大に於ける役割と責任を理解させることである。(E/2009/27 参照)

7. 2009 年、第 12 回人権理事会は、HIV/エイズに関連する人権保護について決議 12/27 を採択した。その中で同理事会は各国に対し、ジェンダー不平等と女性に対する暴力を排斥し、女性と女兒が HIV 感染のリスクから身を守るための能力を増強するよう強く促した。

8. 人権条約機関の中で女子差別撤廃委員会、経済的・社会的及び文化的権利に関する委員会、及び子どもの権利委員会は、締約国が提出した報告書に関する総括所見の中で、女性と女兒の HIV 罹患率と罹患しやすさの増大に対し、又この問題を扱う国内の戦略と政策の欠如に対し、さらに HIV に感染しながら生活している女性への適切な治療、ケア及びサポートの欠如に対し、懸念を表明した。又、上記 3 委員会は各国に対し、以下の事柄を勧告した。HIV の母子感染を予防するためのプログラムの実施と、適切な医療サービスや介護の提供を効果的に行うこと、予防方法と防護方法に関する情報や資料を世間一般、特に女性と女兒に普及させること、妊娠中の女性が強制的に HIV やエイズの検査を受けずに済むよう保証すること、女性の HIV への罹りやすさを増大させるような否定的固定観念に対して取り組むこと、女性のエンパワーメントを強大にすること、HIV やエイズについてのジェンダー関連のプログラムに男性の参加を推し進めること、HIV に感染している女性と女兒が差別を受けないよう保証すること、HIV とエイズに関する政策や計画に、明確で目に見えるジェンダーの視点を盛り込むこと等である。

III. 加盟国及び国連諸機関が取った措置

A. 政策、法律、資金配分、及び調整

1. 政策と戦略

9. HIV/エイズへの対応にジェンダーの視点を取り入れる加盟国が増えている。国連合同エイズ計画(UNAIDS)の 2010 年のグローバル・レポートによると、137 カ国の政府が、多分野にわたる HIV 戦略の特定要素として女性を組み入れたと述べて

いる。UNAIDS は国内複合政策指標¹⁶²を通して、HIV とエイズに対する国内の対応に、ジェンダー平等を取り入れているかどうか、監視を続けている。

10. 加盟国が継続して採用している、HIV 政策や行動計画にジェンダーの側面を取り入れるやり方には、二つのアプローチがある。加盟国によっては、ジェンダー平等の行動計画や政策の中には、HIV とエイズに取り組む手段を組み入れる国（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パラグアイ、ペルー）や、その方向で計画している国（トリニダード・トバゴ）がある。又、HIV とエイズの国家政策、戦略、プログラム、あるいは計画にジェンダーの視点を取り入れる国（アルジェリア、アゼルバイジャン、ドイツ、レバノン、パラグアイ、ポーランド、イエーメン）や、その方向で計画している国（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、日本）もある。ジェンダー平等は、フィンランドの HIV 政策では優先事項の一つになっている。ペルーとイエーメンの国内エイズ戦略には、イエーメンのリプロダクティブ・ヘルスに関する戦略と同様に、垂直的/母子感染の予防を狙った特定的手段が含まれている。イエーメンの国内エイズ戦略はまた、男性用と女性用のコンドームの使用を推し進めている。2007 年に開始されたブラジルの「エイズの女性化及びその他の性感染症と闘うための統合計画」では、女性の健康のニーズが優先されている。アルジェリアは母子感染を予防する国家戦略を採用した。ザンビアは、女性、女兒と HIV やエイズに関する国家的行動計画の開発過程にあり、関連関係者との協議が持たれている。レバノン、女性や女兒と HIV 問題に取り組むプログラムを開発中である。

11. 国連諸機関は、各国政府が HIV/エイズへの対応策を練り上げ、ジェンダーの側面へ取り組む支援を継続している。ユニフェムは、リベリアとルワンダが、HIV に対する国内の戦略にジェンダーの視点を入れるのをサポートした。欧州委員会と共に行う「HIV やエイズ関連におけるジェンダー平等の支援」というプログラムの下、多くの国々で、国内エイズ抑制団体にジェンダー顧問が置かれた。国連開発計画(UNDP)は、ホンデュラスがエイズへの対応にジェンダーの視点を組み入れるのをサポートした。国連合同エイズ計画(UNAIDS)とエイズ、結核、マラリアと闘う世界対策基金との中国への合同ミッションは、2011-2015 年の HIV に対する中国の国家戦略で、女性

¹⁶² www.unaids.org/en/KnowledgeCentre/HIVData/CountryProgress/2010_NCPI_reports.asp

と女児の分野で行う優先行動を重点的に取り扱った。国連のパートナーの他、各国政府や市民社会とも手を携え、UNDP はセルビアなどで HIV の主要動因のジェンダー評価を行っている。UNDP/世界銀行/UNAIDS HIV 主流化プログラムは、ナミビア、ボツワナ、レソト、スワジランド等で、HIV とジェンダー優先事項との統合を向上させ、実施する開発計画過程の強化を支援した。

12. 2009 年、国連合同エイズ計画(UNAIDS)は *UNAIDS 行動の枠組み：女性、女児、ジェンダー平等と HIV に対処する* を出版した。又、*女性、女児、ジェンダー平等と HIV のための国家の活動を早めるアジェンダ* (以後、UNAIDS 女性と女児のためのアジェンダ) も出版したが、これは UNAIDS 行動の枠組みの作業計画であり、各国政府や国連諸機関、市民社会、開発パートナーを通し、HIV に関して女性と女児が直面する主要な問題に取り組むための行動が含まれている。このアジェンダは 53 カ国で開始されており、2007 年出版の *HIV と AIDS へのユネスコの対応戦略* で、ジェンダーに配慮した措置が促進された。

13. 国連諸機関の中には、HIV への対応にジェンダーの視点を組み入れる手助けとなる、ツールを開発しているところもある。国連人口基金 (UNFPA) はパートナーと協力して、25 カ国で、女性と女児に対する HIV 予防に関するプログラム、政策、資金提供を強化し、改善することを目的とするアドヴォカシー・ツールとして、若い女性と女児の HIV 予防に関する「成績表」の制作を続けている。性労働者を含む鍵となる母集団の成績表も開発されている。国連開発計画(UNDP)と女性、女児、ジェンダー平等及び HIV に関する機関間作業部会は、ジェンダーと HIV についての重要な資料のオンラインでの概要のみならず、国内のエイズへの対応を評価するための手引きの開発を委託した。

2. 法律

14. 多くの加盟国が、女性と女児の HIV とエイズの法制化に取り組んでいる。アゼルバイジャンは、自国の HIV とエイズに関する法律にジェンダーの視点を取り入れてきた。又ボリヴィア多民族国の HIV 法は、女性と女児にまつわる問題に取り組んでいる。ペルーは HIV/エイズに関する法を採択し、垂直感染の減少を目的として、HIV/エイズに罹っている全ての人に治療の権利を与えている。国連開発計画(UNDP)は、キルギスタンの HIV 感染者に対する社会的支援と給付金に関する法改正

を支援した。

3. 資金配分

15. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)の 2010 年度 *グローバル・レポート* によると、HIV 戦略に女性が組み込まれる割合は増えているものの、予算配分は不十分である。女性に関する HIV 活動に特別予算を与えていると表明した国は 79 カ国に過ぎない。自国の HIV/エイズ対応に関する予算配分について報告してきた加盟国はいくつかあるが、ジェンダーの要素への取り組みに対する配分額は特定されていない。イエーメンは、HIV とエイズの予防や認識に関するプログラムと企画に予算を割り当てる計画を立てており、エイズを抱えながら生きる女性のニーズを考慮に入れる予定である。ユニフェム/欧州委員会のプログラム「HIV とエイズの状況でのジェンダー平等の支援」は、カンボディア、ジャマイカ、ケニヤ、パプアニューギニア、及びルワンダで、女性のエンパワーメントのための優先事項がエイズに対する国内の対応に確実に向けられ、予算化されるよう、重点的に扱っている。

4. 調整

16. ジェンダーに敏感な HIV 関連の戦略を効果的に実施するには、関係する全ての関係者間の調整が欠かせない。加盟国によっては (ジブティ、トリニダード・トバゴ、イエーメン) 国内の調整メカニズムについて報告している。ジェンダー平等の本部機構が、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パラグアイ、イエーメンなどでは HIV とエイズのジェンダー面に取り組むイニシアティブに着手、あるいは関与している。他の関係機関と協調して、ブラジルの保健省は HIV に関する統合計画の実施を管理し、ベラルーシでは、HIV 感染と性病予防の機関間協議会を立ち上げた。

B. HIV/エイズの予防、治療、ケア及びサポートへのアクセス

17. 加盟国の多くが (アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、ジブティ、ドイツ、アイスランド、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ロシア連邦、スロヴァキア、トリニダード・トバゴ、イエーメン、ザンビア) 女性が HIV の予防、治療、ケア、及びサポート措置にアクセスし易くなるよう、向上させる措置について報告している。

予防に関しては、例えばブラジルなどは、女性に対する暴力と闘う国内協定の枠組みの中で、避妊法と緊急避妊への支出拡大策を講じた。日本では、HIV 予防に関する情報を女性の性労働者に配布しており、ベラルーシとジブティでは、女性の性労働者向けの予防策も講じられている。フィンランドのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス促進行動計画は、若者間のコンドーム使用増強に重点を置いている。ジャマイカは「女性用コンドーム 2」を導入したが、これは社会的・経済的、財政的地位のために性暴力に弱い女性と女兒を対象にした、プログラムと促進のためのテスト・ケース・イニシアティブである。ペルーは、女性を対象にしたコンドームの使用促進の予防戦略について報告している。レバノンでは、妊産婦ケア外来で、HIV のリスクが高い女性にコンドームを支給し、HIV に感染した女性には無料で支援、検査、カウンセリング、治療等を行っている。国連合同エイズ計画(UNAIDS)によると、女性用を含めコンドームは手に入れやすくなっているが、2010 年度 UNAIDS グローバル・レポートによれば、世界的に見ると女性用コンドームの配布は男性用に比べて立ち遅れている。

18. HIV の母子感染追放という目的に向けて、成果が上がっている。調査によれば、男性より女性の方が HIV 検査率が高い国があり、母子感染予防策を反映している可能性がある。2009 年には、世界の低・中所得国で、妊婦のおよそ 26%が HIV 検査を受けている。この数字は 2008 年度に比べて上昇しているものの、依然として低率である。地域によっては HIV 検査を受ける妊婦の割合はもっと高く、東部及び南部アフリカでは 2009 年度の検査率は 50%に上昇した。一方、東アジア、南アジア、及び東南アジアのような地域では、HIV 検査を受ける妊婦の割合はおよそ 17%でしかない。世界的に見て 2009 年度は、低・中所得国で妊婦の 53%が HIV の母子感染予防の抗レトロウイルス治療を受けており、サハラ以南のアフリカでは達成率が 54%にのぼった¹⁶³。

19. 多くの国々（ベラルーシ、ベルギー、ボリヴィア、ジブティ、フィンランド、ドイツ、レバノン、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ロシア連邦、トリニダード・トバゴ、イエーメン、ザンビア）が母子感染予防に一定の手段を講じている。例えば、ボリヴィア多民族国家、レバノン、

パラグアイ、ポーランド、トリニダード・トバゴ、それにザンビアでは、HIV に感染している妊娠中の女性に HIV 抗レトロウイルス治療を行っており、アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、フィンランド、ドイツ、マルタ、ペルー、ポーランド及びトリニダード・トバゴでは、妊婦に HIV 検査をしている。パラグアイでは、HIV/エイズのための国内調整メカニズムが、母子感染予防と HIV カウンセリング用のマニュアルを開発した。垂直感染に関するガイドラインについては、アルゼンチンは既に開発し、ボリヴィア多民族国家は目下開発中である。レバノンは、垂直感染予防とリプロダクティブ・ヘルス及び子ども保健サービスとを統合し、妊産婦ケアを受ける全ての妊婦に HIV 検査とカウンセリングを行うことを計画している。

20. 抗レトロウイルス治療に関しては、世界的に見ると女性（39%）の方が男性（31%）より普及率が高い。だが、全ての地域にこれが当てはまるとは限らない¹⁶⁴。2010 年の国連合同エイズ計画(UNAIDS)グローバル・レポートによると、HIV を抱える女性には、抗レトロウイルス治療に加え、心理社会的、身体的、社会・経済的、及び法的支援を含む様々なケアとサポートが必要である。アルゼンチンは、HIV 感染女性に対する包括的ケアと、抗レトロウイルス治療の勧めについてのガイドラインを採用した。ベルギーは、centres de reference SIDA による感染後治療について報告しているが、これは活動にジェンダーの視点を取り入れたものである。ドイツでは、妊産婦と HIV/エイズに関する多言語の DVD が作成され、HIV に感染し、発症している女性のための自助ネットワークも存在する。ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは、HIV とエイズを有する人を支援する団体が設立された。ペルーではユニセフと共に、HIV に感染した母親を持つ子ども達をケアするプログラムを実施している。

21. 国連諸機関は、予防、治療、ケア、サポートへの普遍的アクセスを目的とする各国の努力を支援している。国連開発計画(UNDP)は、エチオピア、インド、ケニア、マダガスカル、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、スワジランド、タンザニア連合共和国、ザンビアで、HIV 予防、治療、ケア、サポートへのアクセスを促進する機関間プロジェクト「今こそ女性と女兒のための普遍的アクセスを！」を主導している。タジキスタンでは、UNDP は HIV 感染女性、妊婦、その他の危険にさらされ

¹⁶³ WHO, UNAIDS, UNICEF, 普遍的なアクセスに向けて：健康部門への優先事項 HIV/AIDS 介入の規模拡大。中間報告書 2010 (ジュネーブ：WHO, 2010 年)

¹⁶⁴ 同上。

ている女性、その子どもたちを支援する公共の団体に資金を提供した。ユニフェムは、出発前の訓練で HIV に関する情報を提供し、帰国時に抗レトロウイルス治療へのアクセスを認める際に、タイとカンボディアで女性出稼ぎ労働者を支援する人々を支援している。国連人口基金(UNFPA)、UNDP、ユニフェム、国連ヴォランティア(UNV)、及び HIV/エイズ感染女性連合のようなパートナーを含めたいくつかの国連諸機関は、質の高い HIV 治療とケア、リプロダクティブ・ヘルス・サービスへの女性のアクセスを改善することを目的としている。国連合同エイズ計画(UNAIDS)は現在開発中の新しい、女性が管理する HIV 予防法、マイクロビサイドであるテノフォビル・ゲルに関して報告した。

22. ヨルダンのような国々の中には、性労働者を含めたある脆弱なグループが治療にアクセスする際に直面する課題を強調したところもある。レバノンでは、HIV に感染した人、または発症している人のケアのみならず、HIV の予防、治療、ケア、サポートにアクセスする際に、脆弱な立場にある高齢女性、孤児、子どもが直面する困難に対処する計画を準備中である。

C. 意識啓発と能力開発

1. 意識啓発

23. 危険度の高い母集団を含め、女性と男性の間に HIV とエイズに対する意識を啓発するための手段が取られてきたとはいえ、国連合同エイズ計画(UNAIDS)の 2010 年グローバル・レポートによれば、2008 年に比してわずかな増加を示しているものの、世界的にみると、包括的な HIV 関連知識を有している若い男女はわずか 34%に過ぎない。世界保健機関(WHO)は、若い男性よりも若い女性の方が一般的にわずかな知識しか持っていないことを発見した¹⁶⁵。ボスニア・ヘルツェゴヴィナのような国々の中には、女性の間で HIV 予防法と感染に対する意識が低いと報告したところもある。

24. 多くの加盟国(ベラルーシ、ボリヴィア(多民族国家)、レバノン、マルタ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ロシア連邦、スロヴァキア、トリニダード・トバゴ、イエーメン)は、新たな感染を予防する目的で、女性と女兒を含め、知識を高めるために立案された HIV とエイズに関する情報と教育キャンペーンと資料について報告した。キャ

ンペーンまたは資料の中には、危険グループ(ポーランド、イエーメン)、農山漁村女性(トリニダード・トバゴ)、カップルと家族が一人感染している家庭のみならず、HIV/エイズ感染者とその家族(ポーランド)、リプロダクティブ年齢の女性(ペルー)を対象とした。例には、公共・民間セクターで働いている女性、医療職員、宗教学者と聖職者、メディアを対象とした意識啓発活動(イエーメン)、HIV とエイズについての女兒と男児のための教育プログラム(アルジェリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、アイスランド、ペルー、イエーメン)、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス教育の枠組みへの HIV とエイズに関する情報の包摂(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フィンランド、ジャマイカ、マルタ、ペルー)、若い男性を対象とした情報と教材の配布(トリニダード・トバゴ)、エイズに対する意識を高めるための女性性労働者の間の同輩教育ネットワークのためのイニシャティヴ(ペルー)が含まれる。ドイツは、女性特有の資料を含む情報キャンペーンを行っており、若い女性は学校、両親、若者メディアのためのキャンペーンを通して到達される。フィンランドは、義務となっている健康教育が、男児の間に HIV に対する意識を高めたと報告した。レバノンでは、学校のカリキュラムの中で、HIV とエイズに関する情報を含めた健康教育を導入している。マルタでは、性的健康を増進するために、フェイスブックやユーチューブを含め、インターネットが用いられている。

25. 国連諸機関は、様々な意識啓発イニシャティヴを行ってきた。食糧農業機関(FAO)の HIV 意識啓発キャンペーンは、様々なアフリカ諸国の農山漁村女性を対象としてきた。ヨルダンではユネスコが、教員、カウンセラー、保健コーディネーターのみならず、学生、特に女兒を対象とする HIV とエイズ教育リソース・キットを制作している。ネパールとコートジボワールでは、国連ヴォランティアが、ジェンダーと HIV/エイズについての意識を高めるために、地方のコミュニティにリーチアウトするヴォランティア団体のネットワークを設立する手助けをしている。ドミニカ共和国、グレナダ、ナウル、サモアでは、ユネスコの「島の生活への若者のヴィジョン」プロジェクトに、HIV とエイズ・プログラムを含め、特に女性と女兒に対処している。ユニフェムは、アジア太平洋地域で HIV のインパクトに対する意識を啓発するために、HIV 陽性の 10 名の女性と 1 名の女兒の物語を特集する映画と書物を作成する際に、パートナーを支援した。

26. 国連広報局は、この問題に関するニュースを

¹⁶⁵ WHO、ジェンダーを統合する。

継続して普及することを通して、HIV、女性、女児についての意識を啓発している。62の関連する物語が、2009年から2010年までに生み出され、「世界の保健の達成」に捧げられた2010年の『国連年代記の発行には、女性とHIVに関する内容が含まれた。国連広報局は、国連本部での「コンゴ/女性：戦争の肖像」と題する写真展を開催する手助けをしたが、これはHIV感染を含めた女性に対する暴力の原因と結果を取り扱ったものである。もう一つの展示は、HIV陽性の母親とエイズ孤児の写真を集めた。

2. 能力開発

27. HIVに対応する人々、政府機関、HIVに関連する企画と予算編成に対して責任を有するその他の関係者のジェンダー平等専門知識を築き、強化することは、この疫病と取り組む際に進歩を達成するには極めて重要である。加盟国の中には、HIVに対応する人々のための能力開発を行ってきたところもある。マルタ、ロシア連邦、イエメンは、HIV/エイズの予防、ケア、治療に関する保健専門家に提供される訓練について報告した。アルジェリアは、エイズについてイスラム指導者の知識を築いており、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、官吏にジェンダーに配慮した訓練を提供している。ペルーは、関連省庁のスタッフのみならず、社会団体・草の根団体の女性にHIVの予防に関する訓練を提供してきた。トリニダード・トバゴでは、HIV訓練が市民社会に提供された。

28. 多くの国連諸機関は、能力開発プログラムを行ってきた。アラブ諸国での国連開発計画(UNDP)の地域プログラムは、ジェンダーとHIV関連問題についてコミュニティを動員し、訓練するための戦略に関して、伝統的宗教指導者や女性の権利提唱者と協力してきた。タジキスタンでは、UNDPはパートナーとの協働で、HIV/エイズ問題に関して聖職者と一般の母集団のための訓練コースを開発しており、世界基金と合同で、女性と女児のHIVに対する脆弱性に対処するための訓練ワークショップを支援している。国連合同エイズ計画(UNAIDS)のプログラム促進基金を通して、また、国連パートナーとの協働で、UNDPは、34カ国でジェンダーとエイズに関する国連合同チームの能力を強化した。ユネスコは、HIVに対する女性と女児の脆弱性に重点を置いて、レバノンで学校の保健教員のためのワークショップを提供している。アジアでは、国連人口基金(UNFPA)が、女性と女児の脆弱性に対応する能力を改善するために、15の国内人権機関にHIV訓練を提供した。

トリニダード・トバゴでは、UNFPAは、ジェンダーに基づく暴力とそのHIVとの関係に重点を置いて、ジェンダーとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する関係者のための訓練を提供した。国連ヴォランティア(UNV)は、コート・ド'ワール、ハイティ、東ティモールの国連職員とサービス提供者に、HIV感染者、特に女性のための意識啓発活動と実際的な支援に関する訓練を提供した。

D. ジェンダー平等の推進と女性に対する暴力の撤廃

1. 女性のエンパワーメント

29. 差別、権力の不均衡、不平等な機会、家庭内外での暴力を含む人権侵害が、例えば、いつどのようにセックスするかを女性が交渉できない環境を作り出すことによって、女性と女児をHIVに対してより脆弱にしている。これら要因は、HIVの結果ともなり得る。暴力の恐れ、差別、遺棄、経済的支援の喪失は、女性が自分のHIVの状態を知り、予防法、治療、ケア、サポートにアクセスすることを妨げる、普通に引用される要因である。女性は、特に保健及びその他の公共セクター・サービスが脆弱な場所で、エイズ関連のケアの重荷によっても不相応に影響を受けている。だからこそ、ジェンダー不平等に対処する介入が絶対に必要となる。

30. アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、スロヴァキアを含む多くの国々は、行動計画と特別戦略を通して、女性をエンパワーし、ジェンダー平等を推進する努力について報告した。ジャマイカは、エイズの状況で、女性と男性との行動のステレオタイプのパターンに対処する戦略を設置している。ザンビアは、HIVとエイズに感染したり発症したりしている人々をケアする際の女性と女児の役割に対処するパイロット・プロジェクト「社会的現金給付計画」を試している。

31. 国連諸機関は、HIV/エイズの状況で、ジェンダー平等を推進する様々なイニシアティブを行ってきた。国連開発計画(UNDP)は、あらゆる地域から集まったHIV感染女性の15の国内ネットワークや団体の代表に、アドヴォカシー訓練を施し、カンボディアとインドでHIV感染女性の社会事業イニシアティブを支援している。8つの“Delivering as one”パイロット国で、UNDPは、HIVの状況での女児と女性の権利に対処するキャンペーンに財政的・技術的支援を提供した。国連

ヴォランティア(UNV)は、その生活条件を改善し、同輩教育者として活動させるために、エチオピア、ハイティ、マラウィ、ヴェトナムで、多くが HIV 感染者である女性ヴォランティアを支援してきた。国連合同エイズ計画(UNAIDS)、UNDP、ユニフェムは、女性 HIV 感染者、女性のネットワーク、グループのリーダーシップ・スキル構築を積極的に支援している。ユネスコのプロジェクト「主流を変える: HIV とエイズに対する構造的なジェンダー関連の脆弱性に対処する」は、構造的なジェンダー不平等の撤廃を目的とするジェンダー変革戦略を支援する国内的・国際的能力を強化することを目的としている。食糧農業機関(FAO)と UNDP は、パートナーや各国政府と共に、女性の財産権・相続権と HIV に関するプログラムを開発し、実施している。

2. 女性に対する暴力

32. HIV 感染女性は、暴力を経験する可能性がより高く、暴力を経験した女性は、HIV に感染する脆弱性を増し、HIV 陽性であることの結果ともなり得るので、女性間の HIV の牽引力である。女性に対する暴力と HIV との間の接点に対処する介入がますます実施され、対処されつつある。加盟国の中(ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ペルー、スロヴァキア、トリニダード・トバゴ、ザンビア)には、女性に対する暴力を撤廃する戦略、法律、その他のイニシアティブに関して報告したところもある。

33. 国連諸機関は、HIV とエイズと女性に対する暴力との間の関連性に対処するイニシアティブを行い、支援してきた。食糧農業機関(FAO)は、ブルネイ、コンゴ民主共和国、ケニヤ、ルワンダ、ウガンダで、HIV とジェンダーに基づく暴力との複合的インパクトと闘うジェンダーに配慮した生計戦略とプログラムの実施を支援している。女性と女兒の HIV 関連のニーズに応えることと共に、性暴力とジェンダーに基づく暴力をなくすことは、2009 年から 2011 年までの国連合同エイズ計画(UNAIDS)成果枠組みの 10 の重要な行動領域の一つとなっている。UNAIDS 事務局とその共同スポンサーは、学校に通っている若い女性のための性暴力と HIV プログラムへの対応を規模拡大するために、東部・南部アフリカの様々な国を支援してきた。ユネスコは、ジェンダーに基づく暴力と HIV とエイズの関連性に対処して、学校関連のジェンダーに基づく暴力に関する調査を計画している。ユニフェムは、例えば、性暴力とジェンダーに基づく暴力に関するそのプロジェクトの下で、

東部コンゴ民主共和国で、女性に対する暴力と HIV/エイズに対処する統合された取組を開発するためにパートナーを支援している。タジキスタンでは、ユニフェムは、HIV 陽性女性に対する暴力を防止し、農山漁村地域で任意のテストを奨励するために、地方のキャンペーンに宗教指導者を関わらせるために、彼らの間の意識啓発と訓練を支援した。ユニフェムは、HIV と女性に対する暴力との間の関係に対処するプログラム形成において、効果的な慣行を決定するための国連女性に対する暴力撤廃信託基金の下での世界学習イニシアティブに関して報告した。HIV とジェンダーに基づく暴力に関する助言と介入を伴った男性・男児のためのツールキットが、国連人口基金(UNFPA)によって作成されている。

E. データ収集と調査

34. 正確なデータは、HIV とエイズが女性と女兒に与えるインパクトに対処する情報を得た戦略とプログラムの基礎となり、調査、特に医学的調査は、新しい効果的な予防・治療法を開発する手助けとなる。HIV とエイズに関する情報を収集し、評価し、対応する改善された能力が必要とされる。加盟国の中には、性別・年齢別(ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、フィンランド、ドイツ)または年齢別・性別・婚姻状態別・ケアの継続別(レバノン)、または性別・婚姻状態別・年齢別・居住地別(パラグアイ)の HIV 及びエイズ感染者に関する情報とデータの収集に関して報告したところもある。ドイツでは、HIV のジェンダーの側面に関する情報が収集され、パラグアイは、普遍的予防・治療・サポートを達成することを目的としたプログラムと公共政策を改善するために、HIV 感染者に関連する指標を開発している。

35. 国連合同エイズ計画(UNAIDS)の女性・女兒アジェンダには、性別・年齢別疫学的質的データを収集し、分析する際の各国政府の能力と各国政府への支援を強化することに関する勧告が含まれ、国レベルの監視を導くために、HIV とジェンダーに関する一連の指標を要請している。食糧農業機関(FAO)は、貧困、食糧の安全保障、ジェンダー、エイズとの進展する関連性を調べるための分析作業を行っている。ユニフェムは、パートナーとの合同で、ガーナの新しい国内 HIV 戦略に伝えるために、性暴力、観光、HIV に関する調査を行っている。2010 年に、ユニフェムは、女性、特に HIV 陽性女性の課題を評価し、政策設定メカニズムに参加し、その関わりを推進するための戦略を明らかにする報告書*国内のエイズ対応を変え*

る：女性のリーダーシップと参画の推進を出版した。

C. 協力

36. HIV/エイズ対応へのジェンダーの視点の統合を中心とする協力が、国々と国連諸機関の間で継続した。ボスニア・ヘルツェゴヴィナは、2008年3月に、地域会議「HIVとエイズ---HIVとジェンダー」を主催し、ブラジルは、2008年にポルトガル語を話す国々の第一回女性とHIV政策閣僚会議を開催した。アルゼンチンは、性感染症と垂直HIV感染をなくすことへの地域的取組を推進するメルコスール(MERCOSUR)HIV/エイズ政府間委員会について報告した。

37. デンマークとフィンランドは、その開発援助にジェンダーとHIVとエイズを主流化している。デンマークの開発援助は、女性の感染率が最も高いサハラ以南アフリカを中心としている。ベルギーは、一部がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとライツを中心とするHIVとの闘いに向けている開発援助を増額した。フィンランドは、女性や女兒の間のHIV感染を減らすことを目的とする団体への資金提供を優先している。ドイツは、ジェンダーに配慮したHIV/エイズ開発プログラムを支援している。オランダの開発援助の優先事項は、セクシュアル・リプロダクティブ・ライツとジェンダーの視点をもったHIV/エイズの予防、治療、ケア、サポートへの普遍的アクセスである。エイズに関連する日本の開発援助は、HIV陽性女性のネットワークの推進に貢献し、HIVの影響を受けている家庭で、女性と女兒によって担われるケアの重荷を減らしている。

38. 世界エイズ調整・資金提供メカニズムの作業が継続した。国連共同エイズ計画(UNAIDS)と世界基金との間のパートナーシップは、UNAIDS女性・女兒アジェンダと世界基金ジェンダー平等戦略との間の相乗作用という結果となっている。UNAIDS事務局は、世界基金からの資金調達の提案に女性と女兒の問題を含めるために、国々への支援もしている。世界女性とエイズ連合は、HIVの状況で女性と女兒のニーズと権利を推進する高官の政治的場を生み出すことを目的とし、コミュニケーションの場として役立っている。ユネスコが率いる教育・HIV・エイズ世界イニシアティブは、ジェンダー平等に対処し、その構成要素の一つとして、ジェンダーに対応した取組と女兒の教育とHIV予防に関する技術的概要文書を含めて

いる。UNAIDS事務局は、ジェンダー平等を中心とする国連諸機関と市民社会グループとのパートナーシップである世界女性とエイズ連合に事務所を貸している。

IV. 結論と勧告

39. 加盟国と国連システムは、HIVとエイズのジェンダーの側面とこの疫病が女性と女兒に与えるインパクトに継続して対処した。多くの加盟国は、その国内HIV/エイズ対応にジェンダーの視点を統合したり、ジェンダー平等戦略と行動計画にHIVとエイズに関する措置を含めたりした。これら努力を継続するべきである。HIVとエイズに関する法律、戦略、政策、プログラムは、HIVとエイズのジェンダーの側面に対処し、HIV予防、治療、ケア、サポートへの普遍的アクセスを達成し、この疫病の蔓延を止めるために、対応する予算配分で、女性のニーズを優先する必要がある。

40. HIV予防、治療、ケア、サポートへの女性のアクセスを改善しようとする努力が継続し、規模拡大されるべきである。これには、統合されたHIVとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サーヴィスを含めた質の高い公衆衛生ケアのアクセス可能性の強化が含まれる。女性用コンドームとマイクロビサイドの開発を含む女性が管理する予防法への投資を増やすべきである。女性用コンドームの利用可能性は増えているが、それらが広くアクセスできるものであることを保障するさらなる努力が必要とされる。

41. 多くの加盟国は、HIVテストを提供し、妊婦に抗レトロウイルス治療を提供することを含め、母子感染を防止する措置を取ってきた。しかし、HIV感染の比較的高い危険にさらされていると考えられる女性グループを含め、女性は、継続して、母子感染を防止するためのサーヴィスへのアクセスを欠いている。拡大された抗レトロウイルス治療の介入を通して、垂直的感染をなくす努力が強化されるべきである。

42. 加盟国とその他の関係者は、危険度の高い母集団を含めた女性と女兒の間の抗レトロウイルス治療の範囲を広げる努力を継続するべきであり、治療が病気の早い段階で始められることを保障するべきである。HIV感染女性は、自分の子どもへの感染の危険が無くなった後も治療を受け続けるべきである。抗レトロウイルス療法に加えて、HIV感染女性は心理的・身体的・社会経済的・法的支援を含め、ケアとサポートが必要である。利用で

きる場合でも女性と女兒が治療とサポートを求めない、受け入れないことに繋がるかもしれない恐怖、汚名、差別に対処し、これを撤廃する努力が強化される必要がある。リーダーシップ訓練を通して、HIV 感染女性をエンパワーする努力も強化されるべきである。

43. HIV とエイズ及びセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する各国政府とその他の関係者による意識啓発努力には、キャンペーン、教育プログラム、同輩ネットワーク、及びその他の活動が含まれてきた。これら努力を継続し、強化するべきである。これらは、一般の人々、学生、保健及びその他の関連専門家に向けられるべきであり、男性と男児、女性の性労働者を含めた危険度の高い女性グループも対象とするべきである。

44. 各国政府と関係者は、女性と女兒をエンパワーし、HIV に対するその脆弱性とこの疫病が彼らに与えるインパクトを減らす機能的環境を醸成する措置を取り続けるべきである。ジェンダー平等と女性によるその人権の享受、及び女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃を推進することは極めて重要であり、HIV/エイズ対応の一部を形成するべきである。男性と男児は、HIV 予防の一部として、有害な社会規範と慣行を変えることに関わる必要がある。HIV 感染者をケアしている女性と女兒への支援も、同輩支援グループの設立を通して高められる必要がある。

45. 女性に対する暴力と HIV との間の接点に対処するための介入が強化されるべきであり、戦略は双方を防止することを目的とするべきである。女性に対する暴力と HIV との交わり合いに対処するために最も効果的な戦略を明らかにするために、さらなる調査が必要である。女性と女兒に対する暴力と HIV に関する国内及び世界のデータが収集され、普及されるべきである。標準化された計画案と訓練が、女性に対する暴力と HIV/エイズとの間の関連性に関してヘルスケア職員を導くために利用できるものでなければならない。

46. HIV 感染者を含めた女性は、依然として HIV/エイズ関連の意思決定に数が少ない。HIV 陽性女性、女性ケア提供者及び若い女性は重要な関係者であり、HIV/エイズ対応におけるそのリーダーシップと参画が強化されるべきである。女性団体、特に HIV 陽性女性のネットワークは、HIV とエイズのジェンダーの側面に対する注意を高める鍵である。

47. この疫病のジェンダーの側面をよりよく理解する努力が払われてきたが、HIV とエイズ及びそれが女性と女兒に与えるインパクトに関連するさらなる情報が必要とされる。そのようなデータは、性、年齢、及びその他の関連する要因によって分類されるべきである。そのようなデータを収集し、分析する能力を改善する努力が強化されるべきである。女性が管理する予防法及び HIV プログラムとその他の保健・開発努力との間の相乗作用を最大限にすることを含め、新しい研究への投資の増額も必要である。

(福島 有子訳)

A/HRC/15/33-E/CN.6/2011/8

今は UN Women の一部である
女性の地位向上部と国連人権高等弁務官
事務所との合同作業計画

事務総長報告書

概要

本報告書は、今は新たに設立されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) の一部である女性の地位向上部と人権高等弁務官事務所との間の協力の見直しを提供するものである。本報告書は、国連人権高等弁務官事務所と UN Women との間の協力を維持し強化するという公約を示すものでもある。

I. 序論

1. 本報告書は、婦人の地位委員会の 1995 年 3 月 31 日の決議 39/5、人権委員会の 1997 年 4 月 11 日の決議 1997/43、及び人権理事会の 2007 年 12 月 14 日の決議 6/30 に従って提出されるものである。合同作業計画は、今はジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関 (UN Women) の一部である事務局の女性の地位向上部と国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) によって毎年準備されてきた。2010 年の作業計画は、文書 A/HRC/13/70-E/CN.6/2010/7 に含まれている。

2. OHCHR と女性の地位向上部との間の協力は、男女間の平等を達成し、女性の人権を推進し、保護するという目的で、2010 年も継続した。2010 年に合同で行われた主な活動は、UN Women の総会による設立 (セクション III を参照) を考慮に入れ

て、今後の計画と同様、以下(セクション II)に概説されている。

II. 2010 年合同作業計画実施の見直し

3. 現在の合同作業計画実施中に、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と今は UN Women の一部であるジェンダー問題女性の地位向上に関する特別顧問事務所(OSAGI)、今は UN Women の一部である女性の地位向上部(DAW)との間で情報交換が継続した。DAW と OHCHR は、OSAGI のリーダーシップの下で、機関間メカニズム、特に機関間女性とジェンダー平等ネットワークの枠組み内で継続して協力した。DAW と OHCHR は、ニューヨークでの 2010 年 2 月 23 日から 25 日までの機関間女性とジェンダー平等ネットワークの第 9 回会期に参加した。両機関は、DAW と国連人口基金によって共同開催された女性に対する暴力タスク・フォース、ジェンダー問題女性の地位向上特別顧問が議長を務める女性・平和・安全保障タスク・フォースを含め、ネットワークのいくつかのタスク・フォースに参加した。OHCHR も、女性に対する暴力タスク・フォースの活動の一部として、DAW によって年に 2 回編集される女性に対する暴力に関する国連システムの活動集に寄稿した。

4. 両機関は、女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金による贈与金に関する意思決定のみならず、国連麻薬犯罪事務所が議長を務める人身取引に反対する機関間協力グループに継続して参加した。女性の地位向上部(DAW)と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は経済社会問題執行委員会、特に DAW とアフリカ経済委員会によって共同開催される女性の地位の向上に関するグループの状況内でも協働を継続した。

5. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のスタッフの一人は、女性の地位向上部(DAW)とラテンアメリカ・カリブ海経済委員会(ECLAC)/カリブ海小地域本部が共同開催した 2010 年 9 月 13 日から 15 日までのポートオヴスペインでの女性に対する暴力に関する国内行動計画の好事例に関する専門家グループ会議に参加した。この専門家グループ会議は、女性に対する暴力に対処する関係者のためのツールを開発する DAW の継続中の作業の一部であり、この会議の成果に基づいて、DAW は、女性に対する暴力に関する国内行動計画のモデル枠組みを含むガイドを準備する。

6. 女性の地位向上部(DAW)と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、情報交換と人権条約体システムについての情報の普及を通して、人権条約機関の作業と主な国際人権条約の実施を継続して支援した。ジェンダー問題女性の地位向上特別顧問は、2010 年 7 月 29 日に、第 46 回女子差別撤廃委員会で演説した。DAW は、高齢女性に関する一般勧告の委員会の準備に関連して、インプットを提供したが、これは 2010 年 10 月 19 日に委員会によりし上げられ、採択された。女子差別撤廃条約の採択 30 周年を祝って、OHCHR は、条約がどのように世界中の女性の生活の変革のための力となったかを中心とする行事を開催した。DAW は、この行事に参加したが、この最中に、国連人権高等弁務官は、過去 30 年間に条約の実施を促進する際のその優れた作業に対して DAW に謝意を表した。

7. 女性の地位向上部(DAW)と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、そのデータベースとウェブサイトを更新し続けた。DAW は、女性に対する暴力に関連してそのウェブサイトを強化し続けたが、これには、女性差別の撤廃、女性に対する暴力と人、特に女性と子どもの人身取引の撤廃に関する決議、特別手続きマニフェスト保持者の作業、普遍的定期審査、理事会への OHCHR の報告が含まれている。その女性に対する暴力に関する年 4 回のニューズレターの中に、DAW は、人権理事会により採択された決議、女子差別撤廃委員会の作業、人身取引を含め、女性に対する暴力に関する OHCHR 開催の行事に関する情報を含めた。

8. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と女性の地位向上部(DAW)は、報告書と総括所見の国内レビューでのフォローアップの準備の点で女子差別撤廃条約とその他の人権条約の実施を支援するために、訓練セミナーその他の能力開発活動を含め、いくつかの会議を開催した。DAW は、コートジボワール、リベリア、タンザニア連合共和国でのワークショップの開催を支援した。DAW は、条約の実施のための能力を強化するためにリベリア政府に多面的支援を継続し、2010 年 6 月に、条約の第 1 条と 2 条に関するラウンドテーブル・ディスカッションを開催した。DAW は、委員会への第 1 回から 4 回までの定期報告書の準備においてコートジボワール政府を継続して支援し、2010 年 2 月には起草者のワークショップ、2010 年 5 月にはワークショップを開催した。2010 年 10 月には、委員会の総括所見の実施に関してタンザニア連合共和国政府を支援するために、ワークショップが

開催された。OHCHR の完全なかかわりと支援は、条約の下での報告と条約の実施に関する DAW のワークショップのすべてに関連して求められた。

9. 女性の地位向上部(DAW)は、特別手続きマンドレート保持者との交流を継続した。特に DAW は、事務総長の女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査(A/61/122 及び Add.1 及び Corr.1) 及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する総会決議 61/143、62/233、63/155、64/137 のフォローアップとして、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者との連絡を維持した。さらに、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)と DAW は、特別報告者の作業に関連して、情報交換を継続した。

10. 政府間機関を支援する協働が継続した。2010 年 3 月に、女子差別撤廃委員会議長と女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者が第 54 回婦人の地位委員会で演説した。2010 年 2 月には、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、第 54 回婦人の地位委員会と北京宣言と行動綱領¹⁶⁶ 実施の 15 年目の見直しに貢献するための一連の国連討論会の一部として、「女性と人権」というテーマで、オンライン討論を司会した。OHCHR のスタッフは、列国議会同盟によって開催された差別法に関する行事のような第 54 回婦人の地位委員会のパラレル・イヴェントに参加した。2010 年 10 月には、UN Women の新しい事務局長、女子差別撤廃委員会の副議長、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者が、女性の地位の向上に関する議事項目の紹介中に、総会第 3 委員会で演説した。

11. 政府間機関に提出される報告書の準備の調整が継続した。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)は、第 54 回婦人の地位委員会に提出されたパレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2010/4)及び女性性器切除の根絶(E/CN.6/2010/6)に関する事務総長報告書にインプットを提供した。女性の地位向上部(DAW)は、第 15 回人権理事会に提出された法律と慣行における女性差別及びいかにこの問題が国連人権システム全体を通して対処されているかに関する OHCHR のテーマ別調査及び人権理事会決議 14/12 に従って OHCHR が準備している女性に対する暴力の防止を目的とした努力における好事例に関する報告書にインプットを提供した。

III. UN Women の設立に照らした今後の協力

12. 総会は、ジェンダー問題女性の地位向上に関する事務総長特別顧問事務所(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、ユニフェム、婦人国際調査訓練研修所(INSTRAW)のマンドレートと機能を整理統合することにより、システム全体にわたる統合力に関する 2010 年 7 月 2 日の決議 64/289 において、そのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する作業において国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する追加の役割を持って、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)を設立した。UN Women は、2011 年 1 月 1 日に事業活動ができるようになる。

13. UN Women は、国連システム内の調整の役割を含め、その将来戦略を開発する途上にある。その戦略は、その設立決議に沿うものとなる。その戦略は、国内の優先事項に沿って国内レベルでの加盟国への支援を拡大し、世界的政府間プロセスに提供される規範的支援と、国レベルで国内パートナーに提供される技術的・テーマ別助言との間の統合力を強化し、国連システム全体にわたってジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する指導力、調整力、説明責任及びジェンダー主流化への支援を強化することを中心とする。

14. 女性の人権の実現は、UN Women のヴィジョンと将来戦略の不可欠の部分となる。UN Women と国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との間の協力は、政府間機関と専門機関、特別手続き、能力開発活動、女性の人権、ジェンダー主流化、現在 OHCHR が議長を務める世界移動グループ、紛争中の性暴力に反対する国連行動、女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク、人身取引に反対する機関間協力グループのような機関間イニシャティヴと関連して、相互に合意した幅広い協力の戦略的枠組みの下で継続し、強化される。特別な重点領域には、女子差別撤廃条約の実施に対する支援と特に国内レベルでの委員会の総括所見のフォローアップ、人権理事会の普遍的定期審査、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、新たに設立された法と慣行における女性差別に関する人権理事会の作業部会が含まれよう。共通のテーマ別優先事項領域には、女性の人権、女性に対する暴力、人身取引、経済的・社会的・文化的権利に関する差別法、女性・平和・安全保障、世界的な人の移動が含まれる。

¹⁶⁶ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 I 及び II。

15. 来る数カ月で、UN Women と国連人権高等弁務官事務所(UNHCR)は、その協力についての報告書でさらに枠組みと詳細を説明するであろう。結果は、3011年から2012年までの合同作業計画で第56回婦人の地位委員会に報告されるであろう。

(房野 桂訳)

A/HRC/16/34-E/NC.6/2011/9

女性に対する暴力撤廃国連信託基金の活動に関する国連婦人開発基金報告書

事務総長メモ

事務総長は、総会決議 50/166 に従って準備された女性に対する暴力を撤廃する基金の活動に関して、国連婦人開発基金の報告書を婦人の地位委員会に、光栄にもここにお伝えする。

女性に対する暴力を撤廃する行動を支援する国連信託基金の活動に関する国連婦人開発基金報告書

概要

本報告書は、女性に対する暴力をなくすことに関する今では UN Women の一部である国連婦人開発基金によるプログラムの見直しのみならず、機関間贈与金付与メカニズムである女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金の活動の見直しを提供するものである。

I. 序論

1. 女性に対する暴力撤廃行動を支援する国連信託基金は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処する専ら国レベル・地方レベルでの行動を支援する主導的な多国間贈与金授与メカニズムである。決議 50/166 で総会によって設立された国連信託基金は、機関間プログラム評価委員会によって統治され、国連システムに代わって国連婦人開発基金(ユニフェム、UN Women の一部)によって管理されている。現在まで、国連信託基金は、6,000 万ドル以上で 124 の国々と地域で 317 のプログラムを支援してきた。

2. 第 55 回婦人の地位委員会と第 16 回人権理事会への本報告書は、パラグラフ 3 から 41 までで、2010 年の基金の進歩と業績を説明し、パラグラフ

42 から 67 までで、女性と女兒に対する暴力をなくすことに関するユニフェムのプログラム形成を強調する。

II. 背景と状況

3. 過去 10 年にわたって、国際社会は、人権、平和と安全保障、貧困削減、開発のための国際的アジェンダを推進するためには、女性と女兒に対する暴力をなくすことが極めて重要であるという合意に到達した。女性と女兒に対する暴力に対処しようとする政治的意思の強化は、国内レベルでは、女性に対する暴力を撤廃する法律、政策、行動計画の増加と強化に、国際的には、この世界的な流行病に対処する断固たる行動と資金の増額を要請する総会と安全保障理事会¹⁶⁷の最高のレベルに反映されている。

4. 国連信託基金は、女性と女兒に対する暴力をなくす現在の世界的な勢いを利用するよい立場にある。最近の総会決議は、システム全体にわたる資金提供メカニズムとしての信託基金の効果を高め続けることの重要性に明確に言及し、2015 年までに基金の贈与金授与のために年間 1 億ドルという事務総長の「女性に対する暴力をなくすための団結」キャンペーンによって設定された目標を繰り返している。2010 年に、総会は、女性と女兒に対する暴力をなくすプログラムに対する増加する需要と効果的にこれを行うに必要な資金との間のギャップを埋めるために、基金への寄付をかなり増額するよう各国に要請した¹⁶⁸。

5. 「ヴィジョン 2015」と題する 2010 年から 2015 年までの新しい戦略計画に導かれて、国連信託基金は、3 つの優先事項を中心としている。つまり、①女性と女兒のための政策誓約を現実のものに変えること、②女性と女兒に対する暴力という流行病をなくすための「どんな活動」ということに関する知識を生み出すこと、③国連システムその他を通して基金の新しいパートナーシップ、主体性、拡大されたコミットメントを築くことである。下記のパラグラフ 6 から 29 までは、これら優先事項に応えることに向けた基金の 2010 年の進歩を概説する。

¹⁶⁷ 総会決議 61/143、62/133、63/155、64/137 及び女性に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化に関する A/C.3/65/L.17/Rev.2; 安全保障理事会決議の女性・平和・安全保障に関する 1325(2000 年)、1820(2008 年)、1888(2009 年)及び 1889(2009 年)。

¹⁶⁸ A/C.3/65/L.17/Rev.2、パラ 20。

III. 約束を現実のものに変える

6. 国連信託基金の全体的な重点は、女性と女兒に対する暴力をなくすために立案された法律、政策、行動計画の実施を支援することである。多様なセクターを関わらせ、重要な関係者の間のパートナーシップを奨励するイニシャティヴが優先される。下記に説明されるように、贈与金受領者は、主要な防止を推進し、暴力被害者へのサービスを拡大している。彼らは、司法へのアクセスを改善し、女性に対する暴力をなくすという誓約を具体的な予算政策コミットメントに変えることにより、法的・政治的枠組みも強化している。若者、紛争下で暮らしている女性、先住民族女性を含め、特に周縁化され、無視されているグループのニーズに応えるために努力しているプロジェクトに重点が置かれている。基金は、女性に対する暴力と HIV とエイズとの重なり合いに対処する特別資金提供窓口によって示されているように、女性と女兒に対する暴力に包括的に対処する介入を優先している。

7. 国連信託基金の投資は、女性と女兒に対する暴力をなくすことに向けて有望な結果を生み出している。基金のイニシャティヴの成功を認めて、各国政府と国連システムの機関は、そのインパクトを最大限にするために、ますます贈与金受領者のプロジェクトを規模拡大し、世界中の市民社会団体は、贈与金受領者の慣行や戦略を見習っている。基金によって支援されるプロジェクトの規模拡大と再現は、これら介入を支援する予算の配分その他の措置に見られるように、社会機関や国の機関を対象とした効果的介入を立案する際の贈与金受領者の成功を示している。贈与金受領者は、多くの伝統的な宗教指導者がそのコミュニティの有害な伝統的慣習を禁止したり、その他の形態の女性に対する暴力に反対を唱えたりする決定を下していることに見られるように、コミュニティ・レベルで変革も起こしている。最後に、沈黙を破るために歩み出てくる大勢の女性と女兒のみならず、公然と女性に対する暴力を非難する大勢の男性と男児は、基金のイニシャティヴが女性に対する暴力を生じさせる個人の態度や行動を変えつつあることを示している。

8. 国連信託基金は、72 の国と地域にわたって現在総額約 4,700 万ドルを持つ 83 の活動贈与金の一覧表を有している。アフリカに最大の一覧表があり (29%)、これにすぐ続いてアジア太平洋 (26%) が

ある。ラテンアメリカ・カリブ海は、贈与金の 20% を占める。中欧・東欧と独立国共同体は、14% を占め、それぞれ 6% と 5% の贈与金一覧表をもつアラブ諸国と地域を横断するプログラムがこれに続く。

第一次防止

9. 女性と女兒に対する暴力を防止するには、暴力の根本原因を対象とする維持される長期のイニシャティヴが必要である。国連信託基金の活動贈与金の約 3 分の 1 は、第一次防止を中心とし、暴力に繋がる制度的慣行と個人の態度と行動の双方を変えるために立案された多様な介入を用いている。これら介入には、女性と女兒が自分の権利を明らかにし、表現し、主張するようエンパワーすること、一般へのアウトリーチとマス・コミュニケーションを通して女性に対する暴力についての意識を啓発すること、長期的な政策変更または既存の法律と政策の活発な実施を提唱するためにコミュニティを動員することが含まれる。さらに、現在の贈与金受領者の少なくとも 45% が女性に対する暴力をなくす際のパートナーとして男性と男児を関わらせており、25% は、女性に対する暴力についてのコミュニティの考えを変える際の賛同者として宗教的・伝統的指導者の支持を得ている。

10. 国連信託基金の贈与金受領者は、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、グアテマラ、インド、メキシコ、ネパール、フィリピンの先住民族母集団や民族的マイノリティ・グループと協力している人々のように、重複する形態の差別に直面している女性をエンパワーする戦略を用いている。ジャマイカでは、Sistren シアター・コレクティヴが、キングストンの貧しい都会の非常に不安定な地域の女性と女兒をエンパワーするために、演劇を利用している。5,000 人以上の人々に届いた路上での演劇を通して、安全な環境の中で自分たちの個人的な物語を分かち合う女性たちに機会を与え個人及び全コミュニティにまで紛争解決のための非暴力的方法を考えるよう促している。ジェンダーに基づく暴力に対処するために創造的芸術を用いる際のその成功に対して、今では国内的にも地域的にも認められ¹⁶⁹、Sistren は全国の学校やコミュニティでそのモデルを分かち合うために、いくつかの政府省庁や国連開発計画 (UNDP) とパートナーを組んでいる。

¹⁶⁹ 2010 年に、Sistren はカリブ海地域全体にそのモデルを推進するために、puma.creative Mobility Award を授与された。
http://www.creativecaribbeanetwork.com/page/4979?forum_start=n5004#comment-5004 を参照。

11. 国連信託基金は、中東での初めての大規模なこの種のイニシャティヴを含め、女性に対する暴力に対処する努力に男性と男児を関わらせることに重点を置く全地域のプログラムを支援している。英国オックスファムとそのレバノンでのパートナーであるカファは、暴力をなくすキャンペーンに男性の視点を組み入れることにより、男性を関わらせる女性団体のモデルを開発した。女性団体は、レバノンのメディア、大学、その他の公の話し合いの場で普及するためのアウトリーチ・メッセージを作成する手伝いをする男性の大学生を含め、多様な行為者とのパートナーシップを築いている。女性に対する暴力が社会全体に与えるインパクトについての公共の意識啓発キャンペーンは、国内での立法上の議論に先立って、家庭内暴力法に対する 128 名の議員の支持を集めた。ブラジル、チリ、インド、ルワンダでの Instituto Promundo の地域を超えたイニシャティヴは、女性に対する暴力の原因と結果に対して 7,000 名の男性と男児の意識を啓発し、彼らが日常生活で暴力的な行為を改めるよう促した。結果は画期的であり、ブラジルとルワンダの参加者たちは、自分のパートナーに対して暴力をふるうことを止めるという決定に繋がったのは訓練のお蔭だと思っており、インドの訓練を受けた参加者たちは、個人の行動計画に対してお互いに説明責任を果たすために定期的に集まっている。ブラジルでの Promundo のプログラムは、女性と女兒に対する暴力をなくすキャンペーンに男性と男児を関わらせる 4 カ月の選手権サッカー・トーナメントを主催するための 2010 年ナイケ/変革者 [サッカーを通して生活を変える] 世界コンペティションの地域受賞者としての名誉を与えられた(<http://www.changemakers.Com/football> を参照)。

12. エチオピア、ガンビア、ギニア、マリ、セネガルの贈与金受領者は、女性に対する暴力を防止し、非難する際の変革の担い手として、コミュニティ、宗教、伝統的指導者の協力を得ることにより、印象的な結果を達成している。エチオピアの 5 つの州にわたる伝統的・宗教的指導者のためのアクション・エイドの訓練プログラムは、以前は早期強制結婚や女性性器切除のような有害な伝統的慣行を支持していた 16 名の指導者が、コミュニティでこれらを禁止するよう促した。中東の贈与金受領者も、暴力防止と対応努力に宗教指導者を関わらせることが、宗教コミュニティの構成員の態度や行為を変える触媒となることを発見した。国際救援委員会とそのヨルダンの地方パートナーは、宗教コミュニティで女性に対する暴力に対す

る理解を推進し、被害者がサービスにアクセスする手助けをすることに地方のイスラム指導者を関わらせるようイスラム問題省の協力を強化して成功している。

13. 南アジアと中央アメリカの国連信託基金贈与金受領者は、人気の高い教育戦略を、女性に対する暴力についての意識を啓発し、防止努力に新しいパートナーを関わらせるニュー・メディア・コミュニケーション・ツールと結び付けている。2010 年に、平等なアクセス・ネパールは、開発途上国からのすぐれたメディア取材に対して一つの世界メディア賞で特別賞を受けた(http://oneworldmedia.org.uk/awards/shortlist-winners/special_award/を参照)。平等なアクセスの毎週あるラジオ・ショー *Samajhdari* (「相互理解」)は、女性に対する暴力と HIV とエイズとの相互関連性について百万人の聴取者を教育したことに対して栄誉を与えられた。約 60 のグループが、ショーを聴き、本当の HIV 感染者であるエピソード・ゲストが提起するテーマを討議するために毎週集まった。全員が女性に対する暴力と HIV とエイズに対処する法的問題の訓練を受けている一団の司会者が、サービス提供者への橋渡しをし、支援と治療を求めている女性の数を倍増する手助けをした。ニカラグアでは、Puntos de Encuentro が、女性に対する暴力の根底にある社会的規範と態度に影響を及ぼす一般へのアウトリーチとコミュニティ動員戦略と結びついたマス・メディア・コミュニケーション・アウトレットを利用している。やはり国連信託基金により資金提供された受賞作品で、国際的に認められたテレビ・シリーズ *Sexto Sentido* の成功を利用して、Puntos de Encuentro は、現在、思春期の商業的性的搾取を調査するために、新しい「社会的メロドラマ」シリーズを制作している。このショーは、2011 年に中央アメリカのその他の部分とドミニカ共和国のみならず、ニカラグアで放送される。

支援サービスへの被害者のアクセス

14. 国連信託基金は、安全性と保護、保健・法律・財産・相続の権利へのアクセス、経済的安定と権利を含め、暴力被害者の相互に関連するニーズに対処する調整され、包括的で、多部門的対応を支援している。基金の活動贈与金の 3 分の 1 は、暴力被害者にケア、治療、リハビリを提供する戦略を採用している。Movimiento Manuela Ramos のイニシャティヴは、大半が先住民族であるペルーの孤立した紛争になりやすい地域で、DV の通報率を 14% 上げることに貢献した。被害者に届き支

援するのが難しいその状況で、このイニシャティヴは、被害者のニーズに対応するための機関間計画案を開発するために、政府役人、市民社会団体、サービス提供者のタスク・フォースを集めることにより、病院等照会のためのセクターにわたる調整を大いに改善した。カンボディア社会サービスは、シェルターよりもコミュニティから直接に支援サービスを受ける方を好む女性と女兒の80%のニーズに応えるよう立案されたカンボディアで初めてのコミュニティを基盤とした性的攻撃被害者のための対応モデルを開発した。コミュニティを基盤としたサービスを受ける女性の割合が25%増加したので、コミュニティは、性的攻撃の原因と結果についてよく知るようになり、地方自治体は、被害者を支援し、彼らを法的サービスや医療サービス、適切なカウンセリング、安全性の評価と企画に紹介する能力を改善した。

15. 国連信託基金贈与金受領者は、暴力の危険にさらされている HIV 陽性女性とエイズの女性、または HIV 関連のサービスを必要としている暴力被害者に調整されたケアを提供している。贈与金受領者である「子どもたちの医師」は、妊娠しているかまたは子どものいる HIV 陽性女性に届くために、ロシア連邦のセント・ペテルズブルグで統合されたケアの非常に成功したモデルを開発した。政府と NGO 機関が、この危険度が高いがまだサービスを受けていない母集団に届くための機関間計画案を開発するために協力した。カリニンスキー地区での成功したパイロット・プログラムの後で、市は、市全体のサービス提供者に適用するために、このプログラムの規模を拡大した。現在まで、約 600 名の女性が、社会的・心理的支援、法律問題に関する助言、臨時の住居、物質的支援という形で支援を受けている。

16. 紛争、紛争後、不安定な状況で暮らしている暴力被害者へのサービス提供は、そういった場で贈与金受領者の 17%に、独創的な介入を必要とする複雑な課題を呈している。国際医療団英国は、今では北カメルーンで暮らしている中央アフリカ共和国の性暴力被害者に包括的治療を提供する移動ケア・モデルを開発した。実施わずか1年で、医療ケアとカウンセリングを受けている性暴力被害者の割合は4倍に増えた。テストが陽性である被害者の50%のための抗レトロウィルス治療へのアクセスのみならず、以前は利用できなかった HIV テストが、今では標準的慣行となっている。シエラレオネの国内補償プログラムは、補償プログラムが性暴力女性被害者のニーズに応えることを保障するために、国連信託基金から、この種の

初めての贈与金を受けた。地方の女性団体との強力な協働を通して、このプログラムは、3,600名の性暴力被害者を登録し、600名の最も脆弱な被害者が補償を受けることを優先した。実施のわずか1年後に、300名の女性が、国の14の地区にわたってスキル訓練プログラムに参加しており、持続可能な生計と暴力のない生活に向かっている。

実施のための予算と政策のコミットメントを確保する

17. 国連信託基金は、政治的アドヴォカシーへの標準化されたデータ収集から法律の実施または施行に責任を有する政府役人及びその他の関係者の能力開発に至るまで、女性に対する暴力に対処する法律と政策の実施における重要なギャップを埋めるプロジェクトを支援している。

18. 約60%の贈与金受領者が、女性に対する暴力をなくす国の公約の実施に向けて政策を策定し、進歩を監視するために必要な証拠の基盤を築くために利用できるデータを収集し、分析している。都市の女性インターナショナルの地域にわたるイニシャティヴは、都会のスペースでの日常的な嫌がらせや性暴力をなくすことを目的とした政策を支援するためにデータを収集している。4つの大陸の4つの市で(デリー、ダル・エス・サラーム、ロシア連邦ペトロザヴォーツク、アルゼンチンのロザリオ)、このイニシャティヴは、街路調査、近所の安全監査、コミュニティでの重要な安全問題に関する知識を集めるための討議のような参加型調査活動に女性を関わらせている。すべての都市で、データは、公共のスペースの安全を改善するよう、政策策定者やその他の関係者を納得させている。デリーの地方のパートナーは、道路のデザインのやり直しプロジェクトにインプットを提供するよう市の都市公団によって招かれ、インドの都市企画プロジェクトに女性の安全の問題が含まれた初めてのこととなった。ペトロザヴォーツクでは、女性の安全に関する調査からのデータが、国で初めてのジェンダー別都市犯罪統計を生み出すよう地方の警察署長を納得させた。

19. 国連信託基金の贈与金受領者は、女性に対する暴力をなくす法律、政策、行動計画の実施に取り組んでいる人たちの制度的・専門的能力を強化するためにほとんど普遍的に活動している。NGOのRefleksioneは、地方レベルでアルバニアの新たに制定されたDV法を実施する部門を超えた紹介システムを試験的に行って成功した。対象となった5つの都市のそれぞれで、このプログラム

は 300 名以上の公共セクター専門家を訓練し、DV と取り組んでいる政府機関よりなる意思決定協議会と協議会の決定を実施するためのサービス提供者の技術的作業部会という 2 つの機関を地方レベルで設立した。今では 4 つの市の予算委員会と国連信託基金からの新たな支援を得て、**Reflexione** は、10 の都市のためにプログラムの範囲を増加している。もう一つの贈与金受領者は、6 つの太平洋島嶼国で(サモア、トゥヴァル、トンガ、クック諸島、ソロモン諸島)、女性に対する暴力に対処する国内の法的枠組みにおけるギャップを埋めることを提唱するために、地方の女性団体の能力を開発している。ナウルでは、女性団体が、女性に対する暴力に関するモデル法を刑法に組み入れるよう議員に要請した後で、法案が、レイプの定義の拡大と DV の犯罪化を含めるために修正された。

20. 国連信託基金のその他の贈与金受領者は、司法制度を強化し、暴力被害者のために司法へのアクセスを改善することを通して、女性に対する暴力に対処する法律の施行を中心としている。コンゴ民主共和国東部に拠点を置く女性の権利団体である **Solidarite feminine pour la paix et le developpement integral (SOFEPADI)** は、この国の何十年にもわたる紛争から出てきた性暴力に対する刑事責任免除に対処するために、基金から支援を受けた。農山漁村のコミュニティの性暴力事件のために裁判を開く移動法廷システムを通して、**SOFEPADI** は、事件の積み残しを減らすことに成功し、さらに多くの被害者が訴訟を起こすよう奨励した。150 以上の事件が告訴され、その 70% が有罪という結果となった。被害者に正義をもたらす、コンゴ民主共和国東部の法の支配への人々の信頼を回復する際の **SOFEPADI** の業績を認めて、フランス政府は 3 つの移動法廷に資金を提供してこのプロジェクトを維持している。

IV. 新しいパートナーシップ、主体性、拡大された公約を築く

21. 女性に対する暴力は、すべてのセクター、母集団グループ及び公共・民間スペースを横断し、多様な関係者の関わりを必要としている。伝統的行為者及び新しい行為者の関わりを確保することは、従って、国連信託基金の戦略の顕著な特徴である。国連信託基金の戦略は、基盤の広いパートナーシップを動員し、加盟国、民間及び個人のドナー、NGO 及び国連の姉妹機関を含め、ますます

増える広範な行為者からの支援を集めることを中心とした。

22. 国連信託基金は、国連パートナーシップを土台とし、国連システムを通して基金の主体性を高めるために活動している。この相乗作用を高める重要な基盤は、世界・小地域レベルの国連システム機関より成る機関間プログラム評価委員会である。この機関は、戦略的決定と贈与金問題に関して基金に助言する。特に小地域レベルの機関間プログラム評価委員会は、既存の国連努力と国内の優先事項との連携を可能にする。この分権的で幅広い参加型の構造は、資金の配分が多様な国々と地域の能力とニーズにぴったりと一致することを保障し、それによって基金の国内の優先事項と状況への全体的な関連性を推進する。

23. 2010 年に、13 名の世界・小地域レベルの機関間プログラム評価委員会委員は、国連システムの機関、その他の機関間メカニズムと主導的な市民社会団体の代表を含んでいた。2010 年に世界・小地域レベルで参加した国連システム機関は、女性の地位向上部、ラテンアメリカ・カリブ海経済委員会、国際労働機関(ILO)、国連人権高等弁務官事務所、地域委員会ニューヨーク事務所、ユニフェム、国連児童基金(ユニセフ)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、及び国連人口基金(UNFPA)であった。プログラム評価委員会は、2010 年から 2015 年までの国連信託基金の戦略計画を形成する際に、重要な専門知識とガイダンスを提供するために、世界・小地域レベルで総計 4 回集まった。

24. “delivering as one”の一部として、2008 年以來の国連国別チームへの贈与金は、国及び小地域レベルの国連プログラムと直接的な相乗作用を確立してきた。現在まで、国連信託基金は、11 カ国の国別チームに、1,060 万ドルを支払ってきた。基金は、女性に対する暴力に対処するその他の国連イニシアティブとも協働している。ユニフェムの「ノーと言おう---女性に対する暴力をなくすための団結」オンライン・アドヴォカシー・プラットフォーム(<http://www.saynotoviolence.org/>)は、基金への寄付を奨励し、その贈与金受領者の業績とインパクトを示している。2011 年に、基金は、基金の 15 周年と事務総長の画期的な女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細な調査(A/61/122/Add.1 及び Corr.1)の 5 周年を記念する事務総長の団結キャンペーンに加わる。

25. 国連信託基金は、国際女性調査センター、

PATH、USAID MEASURE プロジェクトを含む主導的調査専門家機関とのパートナーシップを築いている。基金は、民間セクターとの関わりを拡大しつつ、基金の可視性を高めることのできる博愛家、有名なスポーツパーソン、その他の個人との新しいパートナーシップ組んでいる。

V. 知識を生み出し能力を開発する

26. 女性と女兒に対する暴力に対処する介入の数と幅は過去 10 年で増加しているが、それらが女性の生活に与えるインパクトの活発な評価が不足している。その結果、そのような暴力を防止し、是正する際に、「何に効果があるのか」を明らかにすることは依然として難しい。2010 年に、国連信託基金は、効果的な監視と評価を行い、知識を捉え普及する基金のプロセスを改善する贈与金受領者の能力を開発することを基金に要請する 2009 年の外部評価による勧告を実施した。

27. 国連信託基金は、提案の開発段階から始めて贈与金受領者の監視・評価計画を開発し実施する際の支援を継続して、贈与金受領者に技術的フィードバックを提供することにより、監視と評価のためのそのプロセスを強化した。以前の年月のように、2010 年の第 15 回贈与金サイクルのための提案の呼びかけは、応募者が要求する贈与金の 10% を評価に使い、さらに 2 乃至 5% を監視に使うことを勧告した。国連信託基金事務局は、2010 年は前年の 2 倍の贈与金受領者を訪問することにより、贈与金受領者のプログラムを監視する独自の能力を伸ばし、ユニフェムの小地域事務所の基金のフォーカル・ポイントによるいつもの監視に加えて、総計 14 カ国の 18 の贈与金受領者に 7 回の訪問を行った。

28. 女性に対する暴力をなくす際に「何に効果があるか」についてのプログラムと知識を立案し実施する贈与金受領者の能力のギャップを埋めることは、2008 年から 2011 年までの監視、評価、知識管理の枠組みで描写されているように、国連信託基金のマンデートにとっての中心である。2010 年に、基金は、すべての新しい最近資金提供された贈与金受領者のための証拠に基づくプログラム・デザイン、監視、評価に関する能力開発訓練を制度化した。基金は、3 カ国語で 4 つの地域スキル開発ワークショップを開催し、総計 43 の団体に届いた¹⁷⁰。これらワークショップは、国際女性

調査センターとのパートナーシップで、2009 年に開催された 2 つの成功したパイロット・ワークショップをモデルにしたものであった。贈与金受領者たちは、基金の能力開発訓練に熱心に応じ、自分たちの既存のプログラムに証拠に基づく調査、監視、評価を統合し始めた。少なくとも 3 つの贈与金受領者は、他の状況に戦略と慣行を適合させる可能性を考えるために、横断的学習活動を始めた。

29. 2010 年に、国連信託基金は、世界的な監視、評価、知識管理のためのシステムにかなりの投資をした。基金は、結果を捉えるために高度なデータベースに投資しているので、事務局は、プロジェクトを維持し再現するために取られた措置のようなある成功のインディケーターを中心にして、イニシャティブの成果の地図を作り始めた。2010 年 11 月 23 日に出された第 15 回提案の呼びかけから始めて、基金は、事務局が応募者をよりよく支援し、応募者のデータの管理と収集の点で効率を改善することができるオンライン応募プロセスを始めた。評価プロセスも、オンラインで行われ、評価と選考プロセスの正確さと透明性に貢献するであろう。これらツールは、結果に基づく報告を促進し、基金が全贈与金授与リストにわたって傾向を追跡し分析する手助けとなる統合されたシステムの開発にとって不可欠である。ユニフェム小地域事務所との協働で、国連信託基金は、学んだ教訓と贈与金受領者によって生み出された好事例のいくつかの事例研究を完了した。最後に、贈与金受領者の評価報告書、訓練マニュアル、アウトリーチとコミュニケーション・ツールが、ユニフェムの世界ヴァーチャル知識センターに入れるために集められた(<http://www.endvawnow.org/>)。

VI. 2010 年贈与金授与サイクル

30. 国連信託基金の贈与金は、質の高いプログラム形成と贈与金受領者の選考における厳格さを確保する公開の競争力のある透明なプロセスを通して毎年授与されている。提案の呼びかけは、多様なニーズに向けた取組を通して、特に排除され、不利な立場にあるグループに届くことを中心とする包括的なイニシャティブを勧めている。多部門的取組と様々な関係者との間の協働、資金の利用を最大限にするために何に効果があるかについての

¹⁷⁰ 2 つのワークショップは 2010 年 6 月に開催されたが、1 つはフランス語を話す贈与金受領者のためにダカールで、1 つはスベ

イン語を話す贈与金受領者のためにマナグアで開かれた。英語で行われたワークショップは、それぞれ 2010 年 10 月と 11 月にナイロビとブラスティラヴァで行われた。

証拠、知識を生み、分かち合うことを目的とする組織的で包括的な文書化と評価を強調する応募が優先される。その贈与金授与プロセスを通して、基金は、最も必要とされる低いレベルに世界的専門知識と資金を繋げる。基金は、持続可能性を促進する国の能力の開発を強調しつつ、成功したイニシアティブを規模拡大する可能性も強調している。

31. 2010年に、重大な世界経済危機にもかかわらず、国連信託基金は、2009年と同じ資金提供レベルで女性に対する暴力をなくす国内法、政策、プログラムの実施を支援した。1,000万ドル以上が28万人に届くものと期待されるプログラムのために18の国と地域の13のイニシアティブに授与された。2010年に授与された贈与金は、基金の第14回贈与金授与サイクルを終了し、33の国と地域の26のイニシアティブに総額2,050万ドルを提供した¹⁷¹。

32. 2008年以来、国連信託基金の資金基盤が増加したので、2010年にはより高いレベルの結果とよりよい持続可能性努力を達成できる比較的大きな規模の介入のためのより大きなより長期の贈与金への移行ができた。2010年には、基金は、100万ドルまでの贈与金を再び提供し、大半が3年間の贈与金を受けた。2010年には、アジア太平洋が最大の額の贈与金(35%)を受け、アフリカ(28%)がラテンアメリカ・カリブ海(10%)及びアラブ諸国(10%)それから地域を超えた贈与金(4%)と続いた。ベラルーシ、マーシャル諸島、スリランカは、初めての贈与金受領者であった。新しい贈与金受領者の大半には女性団体(31%)が含まれ、国連国別チーム(23%)がこれに続き、開発団体と青少年団体(それぞれ15%)、政府機関と人権団体(それぞれ8%)と続いた。

33. 2010年に授与された贈与金は、農山漁村女兒のニーズに対処する2つを含め、青少年と協力するイニシアティブが中心である。中国では、北京農山漁村女性開発センターが、都市で働く両親によって取り残された農山漁村女兒のための保護メカニズムを開発し、ペルーのAsociacion de Comunicadores Sociales Calandriaは、女性と女兒に対する暴力をなくす運動でリーダーとなる農

山漁村の思春期の青少年をエンパワーする。家庭内のジェンダーに基づく暴力の防止に父親を関わらせる非常に革新的なプログラムをモデルとするトルコでの母子教育財団への贈与金、暴力反対を提唱する200の男性ネットワークを設立するザンビアのYWCAに対する支援があり、基金の男性・男児を関わらせることへの重点が継続している。

34. その他の贈与金受領者たちは、特に周縁化された母集団と協力する。ヨルダン女性連合は、人身取引に対処し、女性移動労働者の人権を保護するために、エジプト、ヨルダン、モロッコに初めての地域ネットワークを設立し、酸被害者信託インターナショナルは、カンボディア、ネパール、ウガンダで女性に対する酸の火傷をなくすための画期的な戦略を試験的に行う。Pathfinder モザンビークは、思春期の若者やHIV陽性女性のような暴力被害者に届く手段として、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスを強化する。インド、ネパール、フィリピンでは、アジア先住民族契約財団が、地方の先住民族指導者が女性に対する暴力を許す慣習法の改革に向けたアドボカシーとコミュニティ動員に関わるのを支援する。

35. その他の贈与金受領者は、法のギャップを埋め、女性と女兒に対する暴力に対処する政策を実施し、法律を施行する国の能力を強化することを中心とする。団結する女性マーシャル諸島は、政府機関とのパートナーシップで、一般の意識を高め、DVを巡る国内法と計画案を強化する。ブルンディでは、人権ジェンダー省が、ジェンダーに基づく暴力に反対する国内戦略を実施する包括的で多部門的なイニシアティブを行う。ベラルーシ、インドネシア、スリランカの国連国別チームは、女性と女兒に対する暴力に対処する国内法を施行するための多部門的介入を支援する。すべての新しい贈与金受領者の概観は、国連信託基金ウェブサイト(http://www.unifem.org/gender_issue/violence_against_women/trust_fund_grantees.php)で見ることができる。

VII. 資金の動員

36. 女性と女兒に対する暴力をなくすという公約の国レベルでの実施を支援する際に、戦略的ヴィジョンを追求する国連信託基金の能力は、適切な資金を動員するその能力にかかっている。決議61/143、62/133、63/155、64/137において基金への資金の増額を求める総会によるアピールは、この点での基金の能力を高めた。基金の新しい戦略

¹⁷¹ 国連信託基金の第14回贈与金授与サイクルは、2回に分けて授与された。2009年に支払われた第一回の贈与金は、その年の第3四半期末までに受け取った寄付に基づいたが、これは総計1,050万ドルであった。2009年第4四半期に受けた1,000万ドルの追加の寄付で、基金は、第14回サイクルの一部として2010年の第1四半期に二番目のグループに贈与金を授与することができた。

計画は、基金の長期的持続可能性のための資金とパートナーシップを強化するために、公共・民間セクターを通じたアウトリーチを強調している。

37. 第 14 回贈与金授与サイクルを終了するために 2010 年に授与された贈与金のために、国連信託基金は、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スイス、アンティグア・バーブダの支援から利益を得た。第 15 回贈与金授与サイクルの 2010 年に受けた誓約のために、スペイン政府は継続して基金の主導的支援者となり¹⁷²、オランダ、米国、オーストラリア、フィンランド、ドイツ、オーストリア、アイスランド、リヒテンシュタインがこれに続いた。フィンランド政府と韓国政府も、国連信託基金事務局の 2 人の下級専門担当官の地位を支援した。

38. 民間セクターには、女性と女兒に対する暴力をなくす際に果たすべき重要な役割がある。2010 年に、エイヴォン製品社とジョンソン&ジョンソンは、国連信託基金の主導的な民間セクターのパートナーであった。後者は、女性に対する暴力と HIV とエイズとの間の関連性に関する基金の特別窓口を 2005 年以来支援してきた。非営利団体ゾンタ・インターナショナルは、寛大にも 5 年連続して基金に寄付をした。基金は、カナダ、日本、英国のユニフェム国内委員会によっても支援された¹⁷³。

39. 2010 年に、国連信託基金は、2015 年の贈与金授与で配布するために 1 億ドルを作る団結キャンペーンの一部として、事務総長の挑戦に応えるために、資金作り戦略を開発し、実施し始めた。この戦略執行のために、基金は、そのコミュニケーション・アウトリーチ活動を統合することを中心とした。団結キャンペーンとの協働で、基金は、女性と女兒に対する暴力をなくす努力への民間セクターの関わりを奨励する高官行事を開催した。女性に対する暴力を撤廃する国際デーに関する公開イベントで、事務総長は、提案の第 15 回の呼びかけを発表し、基金の可視性を高め、個人の寄付を奨励するために、モバイル・プロモーションを始めた。

VIII. 前進の道

¹⁷² スペイン政府は、第 14 回贈与金授与サイクルの最大の寄付者でもあったが、この資金は 2009 年の最初の贈与金受領者グループに支払われた。

¹⁷³ 寄付が第 15 回贈与金授与サイクルに向けてなされた。

40. 15 年目に入るに当たり、国連信託基金は、最大限のインパクトを持ち、目標とする結果を達成する質の高い、証拠に基づくプログラムを支援し続ける。2015 年のビジョンに述べられている戦略的方向に従って、2009 年の外部評価の勧告に基づき、基金は、女性に対する暴力をなくす際に何に効果があるのかについての知識を収集し、普及するプロセスを高める。2010 年に、基金は、上記セクション V に説明されているように、知識管理システムを開発する強力な基礎を築いた。次のステップには、贈与金受領者の結果をもっと効率的に捉え、追跡し、それらを世界の聴衆にもっとアクセスできるものにするために、高度な世界監視システムを開発することが含まれる。2011 年に、横断的学習を促進する目的で、基金は、同様の戦略または介入を用いて、贈与金受領者を繋げる多様な世界的な場を作り出す。

41. 2010 年の総会による UN Women の設立は、協働を強化し、女性に対する暴力をなくすための取組に関する世界的専門知識を捉える歓迎すべき制度的枠組みを提供する。国連信託基金は、女性に対する暴力をなくすプログラムに対する大変な世界的需要に応えるという継続する課題に直面しているが、新しい多様な戦略的パートナーを関わらせるその資金動員を強化する時、既存の資金を強化するための機会を求めらる。

IX. 女性に対する暴力をなくすことに関するユニフェム(UN Women の一部)のプログラム形成

42. ユニフェム(UN Women の一部)は、現在、世界約 90 カ国におけるジェンダーに基づく暴力に対処するプログラムを支援している。その戦略である「暴力のない生活: 女性のエンパワーメントとジェンダー平等の力を発揮する」というその戦略に導かれ、2010 年中に、ユニフェムのアドボカシー、プログラム形成、パートナーシップ、アウトリーチ、機関間協働が世界・地域・国内レベルで拡大し続けたが、そのハイライトが以下に提供される。

政策・法律・その実施を進める

43. 継続中のユニフェムの方針とその各国政府、提唱者及びその他の関係者への技術的助言サーブイスには、女性に対する暴力をなくす国内行動計画の証拠に基づく開発のためのカリブ海 8 カ国の

女性本部機構並びに保健開発省のあるセイシェル、アラブ地域では初めての国内戦略開発に関する女性課題省のあるパレスチナ非占領地への支援が含まれた。

44. 議員、女性の本部機構、女性運動との継続する協力を通して、ユニフェムは、刑事責任免除をなくし、女性の司法へのアクセスを改善する法改革に対する努力を継続して支援する。世界レベルでは、これには、立法者の学習を強化し、強化された施行と監視、及びジェンダーに配慮した予算編成並びに機関間理解覚書の完成のための好事例に関して機会を交換するために、地域レベルでの列国議会同盟との拡大された協働が含まれた。国レベルでは、ユニフェムは、東ティモールでのDV法の可決、機密保持措置、持続可能なシェルター、地方自治体による調整されたコミュニティ対応システムを改善するための家庭内暴力に関連するアルバニア法の改正への支援が含まれた。

被害者のためのアクセスの改善、重要な政策能力の開発、サービス提供機関

45. ユニフェムの作業の重点は、被害者の司法へのアクセスが中心であった。ハイライトには、国内レベルでは初めてのものである新たに創設された最高裁判所のDV事務所への国連開発計画(UNDP)とユニセフと協力したアルゼンチンのユニフェムの継続する支援が含まれた。この事務所は、民法・刑法裁判所、保健・社会サービスへの紹介を含むサービスに関して女性暴力被害者を支援する。裁判所は、刑事責任免除のパターンとジェンダーに基づく暴力事件への司法の対応を分析するためのデータを提供するために、事件を追跡し評価することに対して責任を有する。タイでは、司法スタッフの訓練がDV法の施行を強化することを目的としており、隔壁やカメラを利用する法廷の様式替えが、今では加害者と直接顔を合わせることから被害者を保護している。ナイジェリアの法制度への支援は、人身取引される可能性のある人を明らかにすることから事件の終結に至るまで、法制度を通して事件を取り上げるためのガイドとして役立つ「人身取引された人の司法へのアクセス」と題するハンドブックという結果となった。

46. ユニフェムは、ガーナ、リベリア、ペルーの国内女性本部機構との協力のように様々な国で女性暴力被害者のための改善された政策とサービス提供、エチオピア、フィジー、パレスチナ被占領地での法的支援へのアクセスの増加、ナイジェ

リアでの強化された政策対応にも貢献した。ユニフェムは、先住民族女性、HIV陽性女性のネットワーク、アフリカ、アジア、独立国共同体、ラテンアメリカ・カリブ海からの若い女性と女性移動労働者を含め、政策策定者に暴力をなくすために説明責任を持たせるために排除された女性グループともパートナーを組んだ。西アフリカ小地域経済共同体の女性に対する暴力を止めるイニシアティブは、女性の国内本部機構、宗教指導者、女性法律家協会、農山漁村女性プラットフォームに関わり、このようにして事務総長の団結キャンペーンのアフリカの部分の実施に貢献した。

47. 団結キャンペーンに沿って、ユニフェムは、2010年10月にキガリで開催され、「一つの国連」とのパートナーシップでルワンダ国家警察とルワンダ防衛隊ジェンダー・デスクがホストを務めた女性と女兒に対する暴力をなくす安全保障機関の役割に関する高官国際会議に技術的・財政的支援を提供した。この会議には、警察署長、ジェンダーとコミュニティの警察問題に責任を有する上級警察官と軍人、並びに市民社会団体、国連システム、アフリカ内外の様々な国からの関係研究者が出席した。この行事で採択された女性と女兒に対する暴力をなくすキガリ宣言は、大陸の被害者のために司法とサービスを拡大する好事例を継続して土台とする行動と努力に対する公約を再確認した。

48. 世界レベルでの能力開発への支援の点では、2010年3月の婦人の地位委員会中に、ユニフェムは、ジェンダーに基づく暴力に対処するためには「何が一番効果があるか」に関する到達水準にたやすいアクセスを提供するサービス提供者、プログラマー、政策策定者のためのユニークなオンライン・リソース: 女性と女兒に対する暴力をなくすヴァーチャル知識センター(<http://www.endvawnow.org>を参照)を開始した。世界中の主導的専門家と団体とともに開発されたこのサイトは、「どのように」プログラムを立案し、実施し、監視し、評価するかに関する多言語での質の高いガイダンス、並びに50以上の言語で完全に検索できるデータベースを持つ700以上の推奨されるツールを提供している。これは、各国政府、市民社会団体、研究者、国連システム諸機関によって生み出された好事例、学んだ教訓、評価を基にしている。現在まで、包括的なプログラム形成モジュールが、プログラム形成の基礎、監視と評価、安全な都市、男性男児との協力、法律の起草をカバーして利用できるようになってきている(それぞれが平均200-300ページ)---防止、保健セクター、教育

セクター、キャンペーンを含め、2011年にはさらに高度なものが開始される。

データ収集、分析、追跡システムの拡大

49. データ収集と分析は、効果的な公共政策の開発を伝えること(例えば、ギニアビサウとモルドヴァ共和国)、進歩を追跡する際に女性のネットワークの努力を支援すること(例えばエクアドル)を含め、ユニフェムが支援する努力のもう一つの領域である。女性に対する暴力のない世界の安全な都市プログラム(下記パラ 56 を参照)の開始に関連して、インドでの合同調査イニシャティヴは、ニューデリー市の公共のスペースで女性が直面するセクハラと暴力の程度に政策と一般の注意を引くために、ユニフェム南アジア事務所、デリー市 Jagori の女性部と子ども部及び国連人間居住計画(UN ハビタット)によって行われた。もう一つの調査は、女性に対する暴力の広がりを追跡し、女性に対する暴力犯罪への制度的対応を監視するための一連の指標を開発する目的で、DV を中心として、南東欧州の選ばれた機関の間のデータ収集慣行に関して委託された。

戦争の戦術としての性暴力に対処する

50. 2010 年に、ユニフェムは、ハイティ、リベリア、東ティモール、ウガンダのみならず、世界レベルの活動より成るコミュニティを基盤とした平和構築と性暴力とジェンダーに基づく暴力の防止に関する多国間プログラムの第二段階を始めた。これらには、例えば、これら 4 カ国における警察の技術的能力開発---例えば訓練、カリキュラムの改訂、女性に対する暴力にもっと効果的に対応するための車両とコミュニケーション設備、女性団体との定期的な交流と信頼を築く活動、ハイティの地方コミュニティの安全委員会のための継続する支援、東ティモールのジェンダーに基づく暴力事件のための監事・追跡システムの開発、リベリアのジェンダーに基づく暴力に関する国内の法体系についての司法関係者の訓練、並びに女性主導の地方の保護戦略の好例としての「ピース・ハット・モデル」の計画されている拡大が含まれた。

51. 現在紛争中の性暴力に関する事務総長の新しい特別代表が議長を務める紛争中の性暴力に反対する国連行動の傘下で、ユニフェムは、以下のいくつかの活動を主導している: 主として(a) 「紛争中の性暴力にノーと言おう」への嘆願書である 20 万の“Get crossed”キャンペーンと女性活動家がそれぞれの国で国連指導部にその要求、優先事項、

勧告を提出する機会があった世界オープン・デーで頂点に達した国連開発計画(UNDP)、政治問題局、平和維持活動局が共同開催した女性・平和・安全保障に関する 26 日間のオープン・デーを通じたアドヴォカシー、(b) 防止と保護戦略の例を編集している「紛争中の性暴力に対処する: 平和維持慣行の分析集」出版と軍の平和維持者の配置前とミッション中の訓練のためのシナリオに基づく訓練マニュアルへの翻訳の開始、(c) 仲裁に関する政治問題局とのユニフェムの継続する協働及び特に和平プロセスで紛争関連の性暴力にどう対処するかに関する仲裁者のための実際的なガイダンスの開発と利用を含む 3 年間の合同戦略の開始。

52. 女性・平和・安全保障に関する 2 つの主要な報告書が、女性に対する暴力全般に対する意味合いをもって、決議 1325(2000 年)の 10 周年に安全保障理事会に提出された(S/2010/173 及び S/2010/498)。ユニフェムは、決議 1325(2000 年)の実施を追跡する指標の包括的リストの技術的開発を支援した。指標の中には、紛争中の性暴力の広がりパターン、性的搾取の事件の警察と司法のフォローアップ、平和維持者または人道ワーカーによって加えられる虐待並びに女性に対する暴力事件一般、認識及びその他の代わりとなる変数を考慮に入れる女性と女兒の身体的安全保障に関する指標に関する情報を強化するために用いられるものもある。平和構築への女性の参画に関する別個の報告書には、仲裁、紛争後の企画と資金調達、国際的民間人役割の配置、ガヴァナンス、経済回復、法の支配、例えば、女性のための即座の法的支援に関する勧告、国際司法制度のジェンダー配慮の最低基準を含め、紛争中と紛争後の場での女性に対する暴力の防止と保護に少なくとも間接的に意味を持つ 7 つの重要な平和構築領域における具体的なイニシャティヴを明らかにする行動計画が含まれている。

パートナーシップの構築とアウトリーチ、コミュニケーション、メディアとのパートナーの拡大

53. マスメディアとのユニフェムのアウトリーチ、一般の意識啓発、社会的動員努力は、事務総長の団結キャンペーンの枠組み内で、公約と「ゼロ・トランス」を維持し、動員する鍵として、あらゆるレベルで継続して拡大し、強度を増した。

54. この点での大きなユニフェムの貢献は、様々な国連のその他の姉妹機関と密接に協働して、事務総長の団結キャンペーンの地域構成要素のコーディネーターとしてであった。2010 年に、キャン

ペーンはアフリカ、アジア太平洋、カリブ海で開始され、ラテンアメリカのキャンペーンは2009年11月の開始以来進歩を続けた。世界的な関わりと意識啓発のための貴重なツールとして出てきたユニフェムのノーと言おう---団結イニシャティヴは、昨年中に100万以上の行動を文書化した。国内・地域レベルでの革新的で独創的な多くのイニシャティヴの中に、ユニフェム、難民高等弁務官事務所、ユニセフ、人道問題調整事務所、アイシス女性国際ショナル文化交換とのパートナーシップで「平和を起こそう：女性と女兒に対する暴力を防止しよう」というテーマで、2010年7月にウガンダで開催されたアフリカ連合サミット中にアフリカ連合が出した写真展があった。

55. 公共アウトリーチとメディア・アウトリーチのもう一つの例は、南アフリカでのサッカーの2010年ワールド・カップの機会を捉えて、ユニフェムはゲーム前及びゲーム中に女性と女兒の人身取引と闘う地域の市民社会努力である2010年赤信号キャンペーンに加わり、「女性の人身取引にノーと言おう、女性の権利にイエスと言おう」というメッセージで、4月にヨハネスブルグでサッカー・トーナメントを開催した。これは、人身取引を防止するために南アフリカ政府を支持して活動する国連タスク・フォースのメンバーとしてのユニフェムの協働の一部となった。

56. 意識を啓発し、防止戦略を推進することへの重点に沿って、2010年11月に、ユニフェムの女性と女兒に対する暴力のない安全な都市に関する革新的な世界プログラムの開始は、公共のスペースでのセクハラと暴力の、無視されてはいるが普遍的な現象に関してメディア取材と対話のための更なる機会を提供した。世界の様々な地域の5つの都市---キト、カイロ、ニューデリー、ポートモレスビー、キガリ---の最も貧しい地域やスラムに重点を置いて、このプログラムは、UN ハビタット、その他の国連システム機関(国連人口基金(UNFPA)、国連計画(UNDP)、ユニセフを含む)及びとりわけ主導的な女性ネットワークとの協働で開発されつつある。これは、すべての市の居住者のために生活の質を改善しつつ、公共のスペースでのセクハラと暴力を減らすことによって、女性と女兒のために都市をより安全な場所にするための証明されたモデルを開発することに捧げられる初めての地域にわたるイニシャティヴである。このモデルは、地方自治体及び関係者によって世界中の都市に適合されるであろう。

57. ジェンダーに基づく暴力をなくし女性のエン

パワーメントを推進する闘いに、民間セクターを含めた非伝統的な有力なパートナーを関与させることが重要である。この点で、職場、市場、コミュニティでどのように女性をエンパワーするかに関して企業に実際的なガイダンスを提供するために、ユニフェムは、国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップを通して、女性のエンパワーメント原則を開発した。この原則は、女性のエンパワーメントを実現するために、既存の政策や慣行を見直す---または新しいものを確立する---際に、会社を支援するために立案されている。「平等はビジネスを意味する」という副題で、この原則は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する企業行動のためのビジネス・ケースを強調し、実際のビジネス慣行、政府と市民社会の利益によって教えられる。この原則は、特にセクハラと搾取からの職場保護、DVに関連するサーヴィスへのアクセスを通して、女性の生活における暴力に対処することの重要性を認めている。

58. 宗教指導者との協力も、ジェンダーに基づく暴力と差別を受け入れる社会規範を変えなければならぬとすれば、戦略的なものである。スーダンでは、ユニフェムは、ダルフルの法的枠組みの中で女性の人権保護の提唱者・チャンピオンとなるよう、また、イスラム教の下で女性の権利に関するラジオ討論を促進するためにイスラムの伝統的指導者を教育する地方のNGOとパートナーを組んでいる。同様に、世界レベルから地方レベルに至るまで、宗教団体との協働は、様々なユニフェムが支援する努力を浸透させる。

59. クリントン世界イニシャティヴ・ネットワークの2009年以来のユニフェムの会員資格は、新しいパートナーシップを築く様々な民間・公共セクターの対応する団体がある状態で、2010年9月の年間行事中の2つの関連する開始で発表されたパートナーとして(女兒と共に(下記パラ62を参照)及びNGO Breakthroughが指導する最先端の鐘をならせキャンペーンの「世界的になる」)、また、行事の下準備で暴力とジェンダー問題に関して組織されたAffinity Groupsのメンバーとして、継続した。

戦略的に重要なグループに関わる：思春期と青少年、男性と男児

60. 女性と女兒に対する暴力の防止は幼い時に始まらなければならず、思春期と青少年、あらゆる年齢の男性と関わることは、未来の成功の重要な構成要素であるという証拠が生まれつつある。

61. ユニフェムは、思春期の少女の権利とニーズの推進及び防止に両性の若い人々が果たすことの出る役割に戦略的重点を置いている。ユニフェムは、Man Up キャンペーン---青少年のリーダーシップと女性と女兒に対する暴力をなくすことに対処する動員を専ら中心とする初めての世界イニシャティヴ---の 20 以上のパートナーの一つである。ユニフェムは、ミレニアム開発目標と貧困削減と開発を目的とする努力の状況で周縁化された思春期の少女のニーズと権利を中心とする世界的イニシャティヴである機関間思春期の少女タスク・フォースのメンバーでもある。ユニフェムは、国連人口基金 (UNFPA) とユニセフ (共同議長として)、国際労働機関 (ILO)、ユネスコ、世界保健機関 (WHO) との協働で、プログラムの枠組み全体をジェンダー化し、より明確にはジェンダーに基づく暴力の柱に関して重要な諮問的・技術的役割を果たしている。このタスク・フォースは、国連財団からの支援で、エチオピア、リベリア、マラウイのイニシャティヴ立ちあげに関して包括的プログラムを開発する際に、国連国別チームに技術支援とガイダンスを提供する。

62. ユニフェムは、その他の国連システム機関 (国連 HIV/エイズ合同計画 (UNAIDS)、国連人口基金 (UNFPA)、世界保健機関 (WHO)) を関わらせて、ユニセフと米国基盤の疾病抑制センターが共同主導し、民間セクターの個人が先頭に立つパートナーシップである「女兒と共にイニシャティヴ」も支援し続けた。これは、行動と政策とサービス提供対応を促進するために、女兒に対する性的虐待に関する国別データ収集 (調査を通して) の拡大を中心としている。

63. ユニフェムは、2010 年にメキシコで開催された世界青少年会議のアジェンダと国際青少年年: 対話と相互理解の世界的開始時にニューヨークで国連システム機関の 27 名の長によって署名された共同声明にジェンダーの視点を含めることにも貢献した。ユニフェムは、会議中に、平和・開発・正義の担い手としての若い女性をエンパワーする革新的解決策についての討論のための公開の場である若かい女性フォーラムも開催した。

64. ユニフェムが国際諮問委員会の他の国連姉妹機関と共に協力している 平等に賛成する男性のグループや MenEngage 同盟との協働は、アドヴォカシーや技術的レベルで継続している。これには、暴力防止に男性と男児を関わらせることに関するプログラム形成モジュールを開発するため

に男らしさの問題に関するパートナー機関の専門家とのユニフェムの協働、ジェンダーと暴力についての男性の態度を反映する新しい国際調査の結果を発表するための婦人の地位委員会パネルの開催、国レベルでの (例えば、とりわけコロンビアとネパール) 男性ネットワークとの継続する協働が含まれた。

機関間協働

65. 上記で強調した努力やプログラムのほとんどは、政府、市民社会、女性運動、専門家と研究者からの広範な関係者とのパートナーシップに基づき、国連機関間協働を含んでいる。

66. ユニフェムは、ジェンダーをテーマとするグループの議長や共同議長として、国連国別チーム・プログラムのパートナーまたは主導機関として (バングラデシュ、コロンビア、モロッコでのミレニアム開発目標達成基金の下での女性に対する暴力に対処することに向けられたものを含む) の役割を含め、多くの国々で女性に対する暴力に対処する国連国別チームの合同の努力とプログラムにおいて、重要な役割を継続して果たしている。

67. 本部レベルでユニフェムは、紛争中の性暴力に反対する国連行動、機関間常設委員会ジェンダーと人道対応に関する小作業部会、ジェンダー平等機関間ネットワーク内に設立された女性に対する暴力タスク・フォース (国レベルでの国連国別チームパイロット・プログラムの実施パートナーとしてを含む) の創設・活動メンバーとして、また事務総長の団結キャンペーンの作業部会及び副事務総長が議長を務める高官運営委員会の委員として務め続けている。例えば、地域レベルでは、事務総長の団結キャンペーンの発表における重要な役割に加えて、「防止のためのパートナー: ジェンダーに基づく暴力を防止するために男児・男性と協力する」と題するアジア太平洋地域合同プログラムの中で、国連開発計画 (UNDP)、国連人口基金 (UNFPA)、国連ヴォランティアとも協働している。

(房野 桂記)

E/CN.6/2011/10

婦人の地位委員会議長に宛てた経済社会理事会議長からの 2010 年 11 月 8 日付書簡

今年の経済社会理事会の本セッションは、加盟国、市民社会及び国連システムの高官の参加と関わりを特徴とした。様々な関係者の関心は、より広い開発課題とミレニアム開発目標の達成に関する意味のある討議・討論のための場としての理事会への新たな信頼を反映している。

理事会は、その年次閣僚見直しを通して、2010年を女性にとっての分水嶺的年とするために強力に貢献した。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを重点とした見直しは、北京宣言と行動綱領の15年目の見直しと、9月のミレニアム開発目標に関する総会の高官本会議との間の橋として役立った。討議と高官セグメントの終わりに採択された閣僚宣言からのいくつかの要素は、サミットの成果文書に入れられた。

7月の理事会の本セッションのその他の成果に関しては、補助機関に関連性のある理事会の重要な提案のいくつかを強調したい。特に補助機関による行動を要請する理事会採択の決議と決定のリストは、参考のために添付されている。フル・テキストは、文書(E/2010/inf/2/Add.1)にある。

上記が検討と行動のために婦人の地位委員会によりご配慮いただければ幸甚に思い、この点での継続するご支援と協働に対して感謝申し上げます。

ご高配頂くようお願い申し上げます。

(署名) ハミドン・アリ

付録

国連システムのすべての関連国連機関による行動を呼びかける文書

理事会議長提出の経済社会理事会 2010年高官セグメントの閣僚宣言(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際的に合意された目標と公約の実施)¹⁷⁴

決議番号	タイトル
2010/6	パレスチナ女性の状況と支援

国連システムのすべての関連国連機関による行動を要請する決議

決議番号	タイトル
2010/1	国連の緊急人道支援の強化

¹⁷⁴ 第65回総会公式記録、補遺第3号(A/65/3/Rev.1)、第III小、セクションF。

2010/8	たばこの使用と妊産婦・子ども保健
2010/11	アフリカ開発のためのニュー・パートナーシップの社会的側面
2010/12	社会的統合の推進
2010/13	開発アジェンダへの障害者の主流化
2010/22	国連システムの開発のための事業活動の3年に1度の包括的政策見直しに関する総会決議62/208の実施における進歩
2010/24	2009年の経済社会理事会本セッションの高官セグメントで採択された世界公衆衛生に関する国際的に合意された目標と公約に関する閣僚宣言を実施する際の国連システムの役割
2010/25	世界金融経済危機からの回復: 世界ジョブ・パクト
2010/27	2001年から2010年までの10年間の後開発途上国のための行動計画の実施
2010/28	ハイティに関する特別諮問義ループ
2010/29	国連システムのすべての政策と計画へのジェンダーの視点の主流化
2010/30	専門機関と国連に関連する国際機関による非自治領土への支援

(房野 桂註)

E/CN.6/2011/11

教育に関する国際的に合意された目標と公約の実施

事務総長メモ

1. 2002年以来、経済社会理事会は、2002年7月26日の合意結論2001/1のパラグラフ13に従って¹⁷⁵、作業領域に関連しているため、理事会の調整セグメントと高官セグメントの全体的テーマにインプットを提供するようその機能委員会に勧めてきた。2006年11月20日の決議61/16において、総会は、経済、社会及び関連分野の国連主要会議の成果の実施とフォローアップにおけるシステム全体の調整のための中心的メカニズムとしてのその役割を強化するために、理事会のための新しい作業方法を採用した。この新しい作業方法の枠組み内で、総会は、理事会がその高官セグメントの一部として、年次閣僚級見直しを開催することを決定し、その見直しに貢献するようその機能委員会に要請するよう理事会に求めた。2008年のその本セッションで、経済社会理事会は、それぞれのマンデートに従って、年次閣僚見直しに貢献するようその機能委員会に要請した。

2. その2008年の本セッションで、経済社会理事会は、2008年7月25日の決定2008/258において、2011年の年次閣僚見直しのテーマを「教育に

¹⁷⁵ 第57回総会公式記録、補遺第3号(A/57/3/Rev.1)、第V章、セクションA、パラ9。

関連する国際的に合意された目標と公約の実施」とすることも決定した。

て役立つはずである。

(本間 美智子訳)

以 上

3. 本メモは、2011年の理事会の本セッションの高官セグメントへの委員会のインプットとして役立つことのできる教育の領域での婦人の地位委員会の最近の継続中の作業を強調するために、事務局によって準備されたものである。

4. 第55回婦人の地位委員会の優先テーマは、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の参画の推進を含めた女性と女兒の教育・訓練・科学・技術へのアクセスと参画」である。

5. 委員会の作業手法に従って、委員会の代表団団長のための高官ラウンド・テーブルは、優先テーマに関連してなされた以前の公約の実施に関連して、できるだけ支持するデータのある結果を含め、経験、学んだ教訓、好事例を中心とするべきである。高官ラウンドテーブルの成果は、議長の概要である。

6. 優先テーマの以前の公約の実施を促進する方法と手段に関する討論の一部として、委員会は、一つは実施を促進する重要な政策イニシアティブを明らかにすることを中心とするもの、もう一つは、優先テーマに関連するジェンダー主流化に関する能力開発に関して、2つの意見交換専門家パネル討論会を、技術的専門家と統計家と共にできるだけ支持するデータを伴った結果を含め、国内及び地域の経験、学んだ教訓、好事例の交換に基づいて開催する。討論の成果は、すべての国々によって折衝される合意結論という形になる。さらに、意見交換専門家パネルの司会者の概要が準備される。

7. 事務総長の優先テーマに関する2つの報告書(E/CN.6/2011/3及びE/CN.6/2011/5)が委員会に提出される。北京宣言と行動綱領実施の15年目の見直しの一部として、実施の国内の傾向、ギャップと課題の分析、実施を促進するための今後の戦略と行動が約140の加盟国の回答に基づいて準備された(E/2010/4-E/CN.6/2010/2)。この報告書には、行動計画の重大問題領域Bの教育と訓練の実施における進歩に関するセクションが含まれている。

8. 委員会会期の成果、特に合意結論、並びに優先テーマに関する高官ラウンドテーブルと意見交換専門家パネルの司会者の概要は、経済社会理事会の2011年の年次閣僚見直しへのインプットとし